

EU新規加盟・加盟候補 12 カ国における 廃棄物管理の現状と取り組み

ブリュッセル・センター

EU新規加盟国において、環境政策、中でも廃棄物処理に対する取り組みは大きな課題である。本レポートは、EU新規加盟国および加盟候補国における廃棄物管理分野における取り組みについて、オーストリア市町協会（Österreichischer Städtebund）およびその専門調査の委託先である独立系の開発事業コンサルタントのエドワード・キャメロン（Edward Cameron）氏が作成したものを、ジェトロ・ブリュッセルが両者の了解の下、（社）日本機械工業連合会・ブリュッセル駐在員の協力を得て、日本語に翻訳の上、取りまとめたものである。

はじめに

報告書の主旨

近年、EU新規加盟国における環境対策の取り組みには目を瞠るものがある。このような成功の裏には、EU環境法を新規加盟国でも導入しなければならないことが背景にある。しかしながら、大きな進歩は各国における環境保全のための取り組みの成果でもある。EUの2つの賞—「持続可能な都市賞 (Sustainable Cities Award)」および「EU準拠型都市賞 (City Towards EU Award)」—ではいずれも、中・東欧諸国全体で環境対策の水準が向上し、コミットメントが進んでいることが証明されている。

進展を評価する一方で、依然として多くの課題が残されていること、そして、多くの地方・地域当局はEU環境法が定める基準に到達するのに苦心しているのを事実として認めることも重要である。このことが、オーストリア市町協会 (Austrian Association of Cities and Towns / Österreichischer Städtebund) が、新規加盟国における廃棄物管理に関する調査報告書の作成を企画した主な背景である。

本報告書の構成は以下のとおりである。

- ✓ 概要
- ✓ 中・東欧諸国における廃棄物管理の動向およびEU加盟によるニーズに関する基本的評価
- ✓ EU新規加盟国・加盟候補国の国別プロフィール。各国のプロフィールは、主要関係機関に関する情報と廃棄物政策を形成する推進要因、廃棄物問題の管理の方法に対する評価、重要な情報ソースの連絡先を含んでいる。
- ✓ 本報告書の内容から結論付けた主要な結果および勧告の要約。

総論

本報告書に掲載されている情報は、EU新規加盟（候補）国における廃棄物管理を多角的にとらえた基本認識を提示している。EU新規加盟（候補）国間、あるいは同じ国の中でも廃棄物管理の進捗度に大差が見られる場合も少なくない。また、12カ国すべてに共通して見られる対応の遅れも残念ながら幾つかの点で確認された。

1. コミュニケーションの問題 — 最も根深い問題はコミュニケーションの欠如である。地方自治体間の情報交換などは行われず、自治体内部の部門間の意見調整もほとんどない。また、ステークホルダー（利害関係者）グループとの諮問制度も整備されていない。これらの問題を放置すれば、環境関連法の導入・施行に向けた努力を著しく損なう結果となり兼ねない。
2. 財政の問題 — 効率的な廃棄物管理には一定のコストを要するが、このコストは現在の中・東欧諸国のほとんどの自治体にとっては負担が過大である。廃棄物関連法（特に税金・課徴金移管する法律）の規定は、質の高い廃棄物管理を実施するためのコストを適切に考慮していない。さらに、外国援助・直接投資が流入（EUからが最も顕著）しているにもかかわらず、このような資金のほとんどは中央政府レベルにとどまっている。結果として、資金を最も必要とする地方自治体が活用できる額はわずかとなってしまふ。
3. 人材育成・開発の問題 — 中央政府レベル、地方自治体レベルのいずれにおいても、著しい人的資源不足が見られる。このことから、法制度の準拠・施行を担う人材の欠如、専門知識の不足が顕著である。この結果、最も重要なグッドプラクティス確立の遅れにつながっている。中・東欧諸国全体を通して支援ネットワークを強化し、人材育成・開発体制を構築するための更なる努力が期待される。

オリジナル報告書の著者について

本プロジェクトは LONGON II プロジェクトの一環として、オーストリア市町協会（Österreichischer Städtebund）によって委託されたものである。CEEC-LONGON (Local Government Network of Central and Eastern European Countries) プロジェクトが 98 年に開始された。中・東欧諸国全体でコミュニケーションを行い、情報交換を強化するために地方自治体協会人材基盤を活用することを目的とした。このプロジェクトの第 1 段階が LOGON（98～2000 年）で、第 2 段階が 2002 年 1 月に開始した LONGON II である。

LONGON II は、プロジェクト・コーディネーターであるオーストリア市町協会と、実行パートナーである行政リサーチセンター（Centre for Public Administration/KDZ）の協力で実施されている。本プロジェクトは、EUおよび中・東欧諸国の地方自治体協会間の協力、コーディネ

ーション、コミュニケーションのための汎欧州ネットワークを構築することを目的としている。このネットワークは地方自治体が相互に経験を交換し、自治体レベルでの人材育成・開発など体制整備を進め、結果的に地方自治体がEU加盟の準備体制を強化できるようできるよう考えられている。

LOGONに関する詳細な情報は下記から入手することができる：

Dr. Simona Wolesa
Austrian Association of Cities (Österreichischer Städtebund)
30 av de Cortengergh
1040 Brussels
Tel: +32 (0)2 282 06 80
Fax: +32 (0)2 282 06 82
Stb-bxl@skynet.be



最終的な報告書は、独立系の開発事業コンサルタントのエドワード・キャメロン (Edward Cameron) 氏によって準備された。環境保護分野の管理 (ガバナンス) およびコミュニケーションの専門家として、キャメロン氏は過去5年にわたってブリュッセルで環境政策に携わってきた。この役割の中で、2001年12月～2003年6月の間に欧州委員会が実施した環境管理イニシアチブ (Environmental Governance Initiative) ではプロジェクトの指揮にあたった。ここでは、スペイン、デンマーク、ギリシャがEU議長国を務めていた時期に3回会議を主催したが、いずれも中央政府・自治体の環境保護参加を促進するものであった。

キャメロン氏はまた最近、欧州委員会・環境総局の委託で「環境コミュニケーション分野における地方の革新 (Local Innovations in the field of Environmental Communication)」と題する研究を発表している。この研究は環境政策における情報およびコミュニケーションの役割を検証したもので、欧州13カ国の中から地方・地域レベルで20のベストプラクティスを事例研究として紹介している。この研究報告書は以下のウェブサイトからダウンロードすることができる。

http://www.cameronsds.com/portfolio/communication/env_com/



Rue de la Pacification 46
B-1000 Brussels
www.cameronsds.com

目 次

I . 中・東欧諸国における廃棄物管理の動向	1
1 . E U加盟の影響：E U加盟で発生する義務とE U加盟による廃棄物セクターへの影響	5
2 . 廃棄物管理に関するE U政策の発展 ～ 進行中のプロセス	10
3 . 廃棄物管理に関する情報を入手できるコンタクト先	11
. 新規加盟・候補 12 カ国 国別プロフィール	12
1 . ブルガリア	13
(1) 背景と概観	13
(2) 実施主体	15
① 主な政策	17
② E Uレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	19
③ 主な取り組み例	19
(3) 査定と今後の方向性	21
(4) 情報源	22
2 . キプロス	23
(1) 背景と概観	23
(2) 実施主体	25
① 主な政策	26
② E Uレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	27
③ 主な取り組み例	28
(3) 査定と今後の方向性	30
(4) 情報源	31
3 . チェコ	32
(1) 背景と概観	32
(2) 実施主体	33
① 主な政策	33
② E Uレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	36
③ 主な取り組み例	36
(3) 査定と今後の方向性	37
(4) 情報源	39

4 . エストニア	40
(1) 背景と概観	40
(2) 実施主体	42
① 主な政策	43
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	45
③ 主な取り組み例	47
(3) 査定と今後の方向性	49
(4) 情報源	51
5 . ハンガリー	52
(1) 背景と概観	52
(2) 実施主体	54
① 主な政策	55
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	57
③ 主な取り組み例	57
(3) 査定と今後の方向性	59
(4) 情報源	60
6 . ラトビア	61
(1) 背景と概観	61
(2) 実施主体	62
① 主な政策	64
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	65
③ 主な取り組み例	66
(3) 査定と今後の方向性	68
(4) 情報源	70
7 . リトアニア	72
(1) 背景と概観	72
(2) 実施主体	72
① 主な政策	74
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	75
③ 主な取り組み例	76
(3) 査定と今後の方向性	78
(4) 情報源	80
8 . マルタ	81
(1) 背景と概観	81
(2) 実施主体	82
① 主な政策	83
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援	84

③ 主な取り組み例.....	86
(3) 査定と今後の方向性.....	87
(4) 情報源.....	88
9 . ポーランド.....	89
(1) 背景と概観.....	89
(2) 実施主体.....	90
① 主な政策.....	92
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援.....	94
③ 主な取り組み例.....	94
(3) 査定と今後の方向性.....	95
(4) 情報源.....	97
10 . ルーマニア.....	98
(1) 背景と概観.....	98
(2) 実施主体.....	99
① 主な政策.....	100
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援.....	102
③ 主な取り組み例.....	102
(3) 査定と今後の方向性.....	104
(4) 情報源.....	105
11 . スロバキア.....	106
(1) 背景と概観.....	106
(2) 実施主体.....	107
① 主な政策.....	110
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援.....	111
③ 主な取り組み例.....	111
(3) 査定と今後の方向性.....	113
(4) 情報源.....	114
12 . スロベニア.....	115
(1) 背景と概観.....	115
(2) 実施主体.....	116
① 主な政策.....	118
② EUレベルでの視点—アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援.....	119
(3) 情報源.....	120
結論および勧告.....	121

I . 中・東欧諸国における廃棄物管理の動向

過去 20 年間にわたって EU 現加盟 15 カ国では、廃棄物管理の分野において目を瞠る進展が見られた。今日では、意思決定者にとってより広範な政策革新とより進んだ技術が存在し、ベストプラクティスや、地域レベルで人材育成・開発を行う権限を有する関連機関のネットワークによって統合廃棄物管理が支援されている。しかし残念ながら、こういった取り組みは新規加盟・候補 12 カ国（CEECs）ではまだ進展していない¹。

欧州環境庁（European Environment Agency／EEA）は、欧州全体で毎年 30 億トンを超える廃棄物が生み出されていると推定している。これは西欧諸国では、人口 1 人当たり 3.8 トン、中・東欧諸国では 4.4 トンに相当する。廃棄物の総量は、一部の中・東欧諸国（チェコ、ハンガリー、ポーランド）では増加する傾向にあるが、減少している国（エストニアおよびスロバキア）もある²。

- 欧州では、自治体住民が廃棄するゴミ（自治体ゴミ）の量が多いが、さらに増加する傾向にある。自治体ゴミは、西欧諸国においては廃棄物総量の約 14%、中・東欧諸国では 5% に相当する。中・東欧諸国における自治体ゴミの回収率は、経済的資源の差、消費パターンや自治体ゴミ廃棄システムの違いなどによって、西欧諸国より低くなっている³。
- 中・東欧諸国における有害廃棄物については国によって異なる。ほとんどの国では有害廃棄物の量は低下しているものの、スロバキアおよびラトビアについては大幅に増加している⁴。
- 西欧諸国および新規加盟・候補 12 カ国では、ほとんどの国において 1990 年代から製造部門から排出される廃棄物が増加している。しかしながら、チェコ、ハンガリー、ルーマニア、スロバキアなど一部の中・東欧諸国では、製造部門からの廃棄物の量は減少している⁵。
- 欧州で最大の廃棄物源は採鉱・採石業から出る廃棄物であり、廃棄物総量の 20% 以上を

¹ European Environment Agency, *Europe's environment: the third assessment (Chapter 7: Waste Generation and Management)*, May 2003

² 脚注 1 に同じ。

³ United Nations Environment Programme (UNEP) Division of Technology, Industry, and Economics, *Global Status 2002: Sustainable consumption and cleaner production*.

⁴ European Environment Agency, *Europe's environment: the third assessment (Chapter 7: Waste Generation and Management)*, May 2003

⁵ 脚注 4 に同じ。

占めている⁶。

リサイクルに関する統計データを見ると、状況はあまり芳しくなく、欧州全体を通して多くの国でリサイクル率は極めて低くなっている。中・東欧諸国のうちデータが存在する8カ国では、1998～2001年の自治体ゴミのリサイクル率は平均8.6%にとどまっている⁷。新たに、従来よりもある程度包括的な廃棄物回収・リサイクル制度を確立することは大きなチャレンジである。これについては中・東欧諸国間で協力体制を推進することが1つの可能性として考えられる。長期的に実行可能なリサイクル制度となるような、リサイクル済み材料の健全かつ持続可能な市場を開発することは、さらに大きなチャレンジとなるであろう。

埋立は、現在も欧州の中で最も多い廃棄物処理の方法となっている。埋立が最も多い理由の1つとしては、世論で焼却が安全な処理・廃棄方法として認められにくいことが考えられる。中・東欧諸国では1999年に約83.7%の自治体ゴミが埋立処理されている⁸。多くの中・東欧諸国では埋立地が不足しており、有害廃棄物を含む廃棄物は処理または廃棄できるようになるまで蓄積されている状況である。多くの場合、有害廃棄物は悪条件の元で分別され、その結果として産業事故や健康への影響、環境汚染といったリスクを増加させている。これらの国がEU埋立指令を遵守することによって、環境を汚染する可能性が低減することが期待されている。

西欧諸国では、1995年に自治体ゴミの17%が、1999年には18%が焼却処理されている。一方、中・東欧諸国ではそれぞれ、2.3%と6%にとどまっている。中・東欧諸国では標準以下の焼却炉が運営されているケースが多く報告されている⁹。1999年に、中・東欧地域内ではチェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの4カ国に7つの大型（容量毎時3トン超）自治体焼却炉が、このほかポーランドに規模が小さめのものが3つ稼働していた。有害廃棄物向廃棄物向けの焼却炉の数は97あると報告され、うち22は焼却容量が1日当たり10トン超の焼却炉の数は97あると報告され、うち22は焼却容量が1日当たり10トン超のものであった。このように埋立と焼却で大きな差があるのは、主に埋立の方が施

⁶ 脚注4に同じ。

⁷ 脚注4に同じ。

⁸ *Waste Management Policies in Central and Eastern European Countries: Current Policies and Trends*, Project carried out by DHV CR and a team consisting of selected experts from 10 CEECs, October 2002 – July 2001. www.eurowaste.org

⁹ European Environment Agency, *Environment in the European Union at the turn of the century*, 1999

設建設や運営コストが焼却に比べて安いことが考えられる。また、EUの排出制限に準拠した焼却施設の建設に対する投資不足もある。現存する焼却施設（主にチェコ）は段階的に閉鎖するか近代化を必要としている¹⁰。

基本的な要素を含んだ廃棄物管理計画は多くの中・東欧諸国で公表されているが、これは、普通はEU新規加盟プロセスの一環で行われたものである¹¹。他の幾つかの中・東欧諸国では別途、廃棄物管理計画やプログラムを策定している。しかし、いずれの場合も、そのような計画やプログラムをタイミング良く実施するには、資源の不足が共通して大きな障害として挙げられている¹²。すべての欧州諸国では、特に有害廃棄物管理に対しては広く抑制・管理対策をとっている。一般廃棄物に対しては西欧および中・東欧諸国で財政ツールおよび市場ツールの活用が増えている。汚染者（廃棄物を生み出す企業または世帯）に廃棄物排出のコストを知らせ、代替的な選択肢を提供することが重要な点となっている。中・東欧諸国で最も頻繁に使われているツールとしては、自治体ゴミの回収、輸送、処理に対する利用者課金とゴミ廃棄に対する課金である¹³。幾つかの国では飲料水容器の預かり金還付制度や電池製造者に対する課金徴収が実施されている。

欧州環境庁（EEA）は2003年1月に発表した報告書の中で、欧州で増えている廃棄物量に関わる問題点の多くは、各国が解決策を確立した他の国から学ぶことで解決できるのではないかと指摘している。この報告書を作成した専門家チームは、廃棄物極小化、再生（リカバリー）、リサイクル、最終的な廃棄などの幅広い分野ですでに十分なグッドプラクティスが存在しており、このようなグッドプラクティスは他者にとって指針としての役目を果たすべきであると論じている。さらに同報告書では、これから先数年、各国にとって、新たな解決策を捜し求めるよりもお互いの経験を活用することがチャレンジになるとしている¹⁴。

ハンス＝ピーター・ファーニ博士はWaste Management World誌への寄稿でさらに楽観視

¹⁰ *Waste Management Policies in Central and Eastern European Countries: Current Policies and Trends*, Project carried out by DHV CR and a team consisting of selected experts from 10 CEECs, October 2000 – July 2001. www.eurowaste.org

¹¹ 脚注 10 に同じ。

¹² UNECE, *Environmental Performance Reviews Programme*, 1995-2002, www.unece.org/env/epr/

¹³ *Waste Management Policies in Central and Eastern European Countries: Current Policies and Trends*, Project carried out by DHV CR and a team consisting of selected experts from 10 CEECs, October 2000 – July 2001. www.eurowaste.org

¹⁴ Henrik Jacobsen and Merete Kristoffersen (on behalf of the European Environment Agency), *Case Studies on waste minimisation practices in Europe*, January 2003.

できる余地があることを示している¹⁵。同博士は、科学的見地から、廃棄物管理のベストプラクティスに必要なほとんどすべての知識がすでに存在しているとしている。例えば、様々なタイプの廃棄物の特性、これら廃棄物のリサイクルや処理のプロセスが理解されており、埋立の対象となる廃棄物のテスト手順も開発されている。廃棄物の環境への影響はさらに理解が進んでおり、廃棄と再生（リカバリー）の手法に取り入れることができる状況にある。しかしながら、コストが高いという印象から、廃棄物管理のあらゆるプロセスでこういったノウハウが最大限に活かされているわけではない。

従って、グッドプラクティスの母体となる大枠はあり、科学的・技術的専門性もあるにも関わらず依然として問題として残っているのは、財政と管理の問題である。理論的には、統合廃棄物管理のソリューションのコストは手が出せないものではない。ファーニ博士は、西欧における廃棄物管理のコストはGNPの約0.5%に相当すると推定している。固形都市ゴミの廃棄のコスト（回収、輸送、リサイクルのコストおよび雑多なものが混ざった廃棄物の処理コスト）は国民1人当たり約2ユーロとなっている¹⁶。このことから、ゴミ廃棄は誰にでも負担できる額であるといえる。しかしながら、インフラへの初期投資は大きく、中・東欧で著しく欠如しているのはこの初期投資である。

すべての中・東欧諸国において、廃棄物管理における政府の役割は大きい。過去の歴史の中で確立された中央集権的な政府の機構があるため、中央政府の役割は特に重要といえる。ただ、地方・地域当局もまた、環境政策の最終的な実施と出資を行う責任を担っており、極めて重要である。残念ながら、政府はいずれのレベルでも、資源不足や専門知識不足、環境政策に対する一貫した戦略的アプローチがないことに悩まされている。また、他のステークホルダーとの対話が十分でなく、一般国民へのコミュニケーションも乏しく、環境政策に対するアプローチは断片的なものとなっている。ファーニ博士が正鵠を射た指摘をしている通り、廃棄物管理の共通の戦略ほど環境保護で誰しものが貢献できる分野というのは他にはそう見当たらない¹⁷。リサイクル可能なモノを集めて、分別しておくようなことは誰にでもできる。使用済みの紙、ガラス、アルミニウム缶、ペットボトルなどは分別して回収して処理し、二次的材料として生産プロセスに再投入することができる。こういったことが一般に中・東欧諸国では実施されていないのは、指導不足が原因であるとし

¹⁵ Dr Hans-Pieter Fahrni, "Understanding good waste management practices", in *Waste Management World*, www.jxj.com/wmw/index.html

¹⁶ 脚注 15 に同じ。

¹⁷ 脚注 15 に同じ。

か考えられない。

1. E U加盟の影響：E U加盟で発生する義務とE U加盟による廃棄物セクターへの影響

E U環境法の法典とも言うべき「環境アキ」(Environmental Acquis/環境に関連するE Uの法体系の総称を意味する言葉)は、主にE U指令のかたちで幅広い措置を網羅している。E U指令はE U法の最も一般的な形態で、加盟国が達成しなければならない特定の目的、対象、あるいは結果を設定するものである(例えば、埋立地は一定の水準を満たさなければならないなど)が、求められているゴールに到達するための具体的なメカニズムや施策の内容の決定は加盟各国の裁量に委ねられている¹⁸。廃棄物管理の分野については、政策は17の指令と1つの規則のほか、指令の当該要件を詳細に記述した欧州委員会決定によって規制が運用されている。

廃棄物管理分野のすべてのE U指令は、大きく3つのグループに分けることができる¹⁹。1つ目のグループは、廃棄物管理の一般原則を定めた以下の一連の指令である。

- 廃棄物に関する枠組み指令 75/442/EEC (Framework Directive 75/442/EEC on waste)。最近では理事会指令 91/156/EEC により改正。
- 有害廃棄物に関する枠組み指令 91/689/EEC (Framework Directive 91/689/EEC)

2つ目のグループは、廃油の廃棄、包装・包装廃棄物、特定の危険物質を含有する電池・蓄電池、ポリ塩化ビフェニル (PCB)・ポリ塩化テルフェニル (PCT) の廃棄、廃車など、特定種の廃棄の流れに対する個別指令である。個別の廃棄の流れおよびこれらに関するE U政策のアプローチに関する情報は、欧州委員会・環境総局 (European Commission DG Environment) の下記ウェブサイトを参照。

www.europa.eu.int/comm/environment/waste/waste_topics.htm

3つ目は、廃棄物管理の一定の手法や焼却施設や埋立地などの施設に対する規制である。

¹⁸ 環境分野の異なる形態のE U法の包括的な概要については“A Guide to EC Environmental Law” by Dorothy Gillies (EARTHCAN, 1999)に詳しい。

¹⁹ European Commission, *Regular Country Report on Progress towards Accession*, 2002

EU指令に完全に準拠するためには、加盟国は指令に定められた期限内に指令を実施するために国内法として整備する必要がある。EU指令に準拠するために国内法を通過させるプロセスは「転換 (Transposition)」として知られている。EU指令の国内法への転換には通常、2年程度を要する。このプロセスが完了すれば、加盟国は欧州委員会に対して必要な法令を通過させた旨を通達する義務がある。新規加盟国にとっては、環境アキの国内法令への転換と実施は膨大な作業である。各新規加盟国内で扱う必要がある分野のリストには以下のようなものが含まれる。

- すべての共同体枠組み法の転換 (情報へのアクセスおよび環境アセスメントを含む)
- 共同体が調印国となっている国際条約に関連する措置への転換
- 地球全体、国境を越えた汚染の削減
- 自然保護に関する法律 (生物多様性保護を目的とするもの)
- 内部市場の機能を確保するための措置 (製品規格など)²⁰

一旦転換が行われると、新規加盟国はこれらの法律が実際に遵守されるようにしなければならない。この段階は「実施 (Implementation)」や「施行 (Enforcement)」と呼ばれるもので、国の行政能力や財政能力に依る部分が大きいため、最も問題が起きやすく困難な段階である。EU指令に準拠するための国内法を通過させるに当たって、加盟国は指令を逐語的に転換する必要はないが、通過した法律が当該指令を完全に適用していることを保証していなければならない。

EU環境法は、環境の質の保護、汚染その他の行為、生産プロセス、手続き、製品の法的権利を網羅している。空気、環境管理、水質、自然保護など個別分野別の問題のほか、環境アセスメントや環境に関する情報へのアクセスなど横断的な問題も指令でカバーされている。

環境アキの適用と施行には、強力で整備された行政基盤が必要である。各国編プロフィール (後述) から分かるように、行政能力の問題は中・東欧諸国政府のあらゆるレベル (中央、地域・州、地方) で重大な関心事となっている。廃棄物の分別、処理、廃棄施設

²⁰ 脚注 19 に同じ。

などインフラの大幅な改造も中・東欧諸国では必要となっている。

EUと新規加盟（候補）国間の加盟交渉は長年にわたるものとなった。交渉では、新規加盟国でEU法を完全に調和させ確実に実施するために最適な方法を模索することが中心議題であった。加盟交渉では転換のスケジュール策定のほか、行政能力を高めるための時間的猶予を与え、適切なインフラを開発するための移行期の例外措置に関する協議も行われた。

EU廃棄物指令は、新規加盟国における廃棄物の取り扱い、処理、廃棄に大きな変化をもたらすであろう。加盟候補国では廃棄物に係わる一連の指令を実施するのに選択できる様々な方法がある。例えば、リサイクルを優先することも、焼却を優先することも選択できる。新規加盟国は好むと好まざるとに関わらず廃棄物指令を実施しなければならないため、指令を実施する利点はあまり話題となることはない。しかし、EU環境法が新規加盟国にまで拡大することで、汚染が減って健康問題や医療コストも減り、また廃棄物を排出する事業活動から大気、海洋河川、土壌への排出も削減されるため、エコシステムに有利に働くという点は特記に価する。

加盟交渉の条件として、新規加盟国は環境アキを加盟日までに国内法化することが求められている。EU法実施のための移行期間は、特に大規模な投資やインフラ改善が必要な場合などにしか与えられていない²¹。

廃棄物管理については、コストが主要課題となるが、コストについてはしばしば誤解があり、誤って伝えられさえすることもある。廃棄物のためのインフラ初期投資は、特に中・東欧諸国の地方自治体の予算が限られたものであるという観点からすると大きい、といえる。とりわけ自治体から排出される固形廃棄物の焼却プラントと整備の行き渡った埋立地の建設は大きなコストがかかる。しかしながら、コストは長期的な観点から考慮すべきである。ハンス＝ピーター・ファーニ博士（前述）によれば、固形都市ゴミの廃棄コスト（回収、運搬、リサイクルのコストその他が混ざったゴミの処理コスト）は週ベースで1人当たり2～3ポンドである。ファーニ博士は古く汚染の著しいゴミ収集場を清浄するのは、

²¹ EUROOPEN (The European Packaging Waste Association), Status report for the Central and Eastern European Countries – European Packaging and Packaging Waste Law, www.europen.be/test/members/report_web_4.html

適切な施設や廃棄物にふさわしい処理に投資するコストよりも高い場合もあるとしている。
(存在するデータを見る限り、ファーニ博士のこの指摘は理解できる²²。)

欧州委員会は、環境アキの遵守には、新規加盟国 10 カ国だけでも総計 800 億～1,200 億ユーロの投資が必要であると推定している。ただ、エコテック・リサーチ&コンサルティング社 (ECOTEC Research & Consulting Ltd.) が 2001 年に実施した調査によれば、新規加盟 (候補) 国における EU 環境指令の実施と、それによってもたらされる環境保護向上によって、公共衛生に大きな利益をもたらし、森林、建物、原野、漁業に対するコスト損失削減につながるとしている。また、新規加盟 (候補) 国における EU 指令導入の経済効果は総額 1,340 億～6,810 億ユーロと見積もられている²³。

EU はこれらのコストを多様な手段で負担するための財政支援を提供している。これらのうち、環境セクターにおいて最も重要なものは加盟前構造手段 (Pre-Accession Structural Instrument/ISPA) である。ISPA は 2000 年以降、新規加盟国の交通・環境スキームに出資している。ISPA の主な目標は候補国の加盟準備を支援することで、この準備にはいくつかのレベルでの種々の活動や作業がある。必然的に国、地域、地方レベルでの行政変革もこれに含まれてくる。しかし、主として EU 指令の施行を支援することが優先事項となっており、中でもインフラ投資や大型投資が必要なものや、現状が最も悪い環境問題に対処するためのものが優先される。選定されたプロジェクトは、コミュニティの関与と参画、戦略的アプローチの証明、コスト効果など、定められた条件を満たす必要がある。ISPA の支援優先分野としては、飲料水供給、廃水処理、固形廃棄物管理、大気汚染などが含まれている。

ISPA ではまた、交通セクターにおいて新規加盟 (候補) 国の新たな交通インフラ建設に共同出資を行っている。ISPA のほとんどの資金は大型インフラプロジェクトに費やされているものの、一部ではあるが準備研究やフィージビリティ・スタディ、技術支援にも予算が振り向けられている。そのほか、欧州委員会の ISPA 局 (ISPA Directorate) も、EU 法やステークホルダー間協調、財政管理などに関するセミナーやトレーニング・ワークショップ

²² Dr Hans-Pieter Fahrni, "Understanding good waste management practices", in *Waste Management World*, www.jxj.com/wmw/index.html

²³ ECOTEC Research and Consulting Ltd, *The Benefits of Compliance with the Environmental Acquis for the Candidate Countries*, 2000 (With the support of the Institute of European Environmental Policy (IEEP), EFTEC, Metroeconometrica, TME, and experts from across the Candidate Countries)

プ開催に使われる予算を持っている。

ISPA を通して今後、年間計 14 億ユーロが環境・交通インフラプロジェクトに投資される。この額は、中・東欧諸国の環境水準を EU 現加盟国の水準に一步近づけるための大きなステップである。新規加盟（候補）12 カ国のそれぞれに対する財政支援額は、各国の人口や GDP、地理的規模によって異なる。

2. 廃棄物管理に関するEU政策の発展 ~ 進行中のプロセス

2003年5月27日、欧州委員会は、最終的には廃棄物防止・リサイクルに関するテーマ戦略につながる通達を採択した²⁴。公表された文書は、廃棄物の環境への影響を極小化する一方で経済的・社会的な面を考慮に入れることによって、より持続可能な廃棄物管理を促進するための手段に重点が置かれている。この通達の目的は、廃棄物防止・リサイクルに関する包括的かつ一貫した政策の開発に貢献するため、EU関連機関と廃棄物管理の分野で活動する欧州のステークホルダーへの諮問プロセスを開始することである。

通達では、具体的には：

- 廃棄物管理の環境面の状況（特に廃棄物排出の動向、廃棄物の環境への主な影響）の評価。
- 共同体の現行の廃棄物政策とその達成業績、改善や更なる開発を必要とする分野の洗い出し。
- 廃棄物防止・リサイクルへの全体的なアプローチにおける目標設定の役割の分析。
- 将来的なテーマ戦略に対する枠組みの導入と、テーマ戦略の開発の一環として協議すべき主要問題点の指摘。
- 最終的なテーマ戦略は延長される影響アセスメントの対象となる点の表示。
- 将来的とるべきテーマ戦略開発のステップの記述。

ステークホルダーは上記の欧州委員会通達に対するコメントを提出し、廃棄物防止・リサイクルに関連する問題に関する一般的なコメントや提案を行うことが要請されている。コメントはできればEメールで、一般に使用されているフォーマット（テキスト文書、ワード文書、PDF、HTMLなど）で、欧州委員会の以下のアドレス宛てに提出することができる。env-waste-strategy@cec.eu.int

²⁴ COM (2003) 301, European Commission DG Environment

3 . 廃棄物管理に関する情報を入手できるコンタクト先

European Commission Directorate General for Environment

Marianne Klingbeil
Head of unit A2 on Production, Consumption and Waste
Office BU-5 5/67
B-1049 Brussels, Belgium
Email: Marianne.klingbeil@cec.eu.int
Fax: +32 (0)2 296.39.80
http://europa.eu.int/comm/environment/index_en.htm

European Environment Agency

EAS - Materials, chemicals and waste
Gabriele Schöning (Email: Gabriele.Schoning@eea.eu.int)
Pawel Kazmierczyk (Email: Pawel.Kazmierczyk@eea.eu.int)
Kongens Nytorv 6
DK-1050 Copenhagen K
Denmark
Tel: +45 (0)3336 7100
Fax: +45 (0)3336 7199
Email: eea@eea.eu.int
<http://eea.eu.int>

The European Environment Agency hosts one of the most useful and comprehensive resources on waste management in Europe. For more information please refer to:
http://themes.eea.eu.int/Environmental_issues/waste

OECD

Environment Directorate
2 rue André Pascal
F-75775 Paris Cedex 16
France
Tel: +33 (0)1 45 24 82 00
Fax: +33 (0)1 44 30 61 79
Email: env.contact@oecd.org
www.oecd.org/maindepartment/0,2619,en_2649_201185_1_1_1_1_1,00.html

United Nations Economic Commission for Europe (UNECE)

UNECE Environment and Human Settlements Division
Environmental Performance Reviews Programme
Palais des Nations
8-14, avenue de la Paix - 1211 Geneva 10
Tel: +41 (0)22 917 44 44
Fax: +41 (0)22 917 05 05
Email: info.ece@unece.org
www.unece.org/env/epr/

The Regional Environmental Center for Central and Eastern Europe

Oreola Ivanova
Head, Environmental Policy Programme
Ady Endre út 9-11, 2000 Szentendre, Hungary
Tel: +36 (0)26 504-048
Fax: +36 (0)26 311-294
Email: oivanova@rec.org
www.rec.org/

・新規加盟（候補）12カ国 国別プロフィール

今回の調査対象となった国々は、2004年5月にEU加盟を果たした10カ国および加盟準備を進めている2カ国で、下記のとおりである。環境および廃棄物管理の面では、これらの国の間に大きな格差が存在している。そのアプローチや進捗状況、各種ツールの活用、廃棄物管理テクニックや法制度の適用において違いが見られ、状況がかなり進んでいる国もあれば、他に大きく遅れをとっている国もある。行政システムを統合している国、制度が不統一で効果的でない国もある。国別プロフィールでは、主要関係機関や推進要因、EU法への移行・導入状況などに関する情報、また可能な限りにおいて特に関連すると思われるプロジェクト成功事例についても情報を掲載した。さらに、各国の廃棄物管理に関連するコンタクト先も掲載した。

- | | |
|---------|----------|
| 1．ブルガリア | 7．リトアニア |
| 2．キプロス | 8．マルタ |
| 3．チェコ | 9．ポーランド |
| 4．エストニア | 10．ルーマニア |
| 5．ハンガリー | 11．スロバキア |
| 6．ラトビア | 12．スロベニア |

1. ブルガリア

(1) 背景と概観

ブルガリアにおける環境管理への取り組み状況は、比較的に楽観視できるものといえる。ブルガリアでは過去数年間で、汚染物質の排出量低下に向けた試みや環境全般において改善が認められている。この改善には、経済構造改革や汚染者の監視・管理（汚染企業の設備刷新や閉鎖を含む）、新しい廃棄物処理施設の建設などが大きく貢献した。

しかし、いくつかの分野では依然として問題が残る。経済成長の鈍化や生産量の縮小が環境管理で見られた進展を相殺するおそれがあるほか、いくつかの鍵となる問題の解決は今後の課題として残されている。これには、ソフィアの北約 200 km に位置するコズロデュイ原子力発電所や、ソフィアやプロブディフなど大都市における大気汚染などがある。さらに、産業側の責任や義務に関する諮問や情報提供を向上させる必要性が高まっている²⁵。

現在、ブルガリアの環境対策の重点となっている分野には以下のものがある。

- 産業・企業の排気に起因する大気汚染
- 未処理の下水、重金属、洗浄剤による河川汚染
- 森林伐採
- 大気汚染およびその結果としての酸性雨が森林に与える影響
- 鉄鋼工場から流出する重金属や、産業廃棄物による土壌汚染²⁶

行政面では、以下の施策を打ち出している。

- EU環境基準の国内法への転換。水質、大気、廃棄物分野の枠組み法の転換についてはほぼ完了した。
- 環境法の実施に向けたセクター別国家および地方プログラム。EU指令の要件を満たすための国家プログラムと、そのための投資計画が採択された。
- 環境法の実施に向けた関連機関の設立と行政能力の向上。
- 経済構造改革および市場経済と環境保護への要件の統合。
- 一般市民に情報を提供し、環境問題解決に向けた取り組みへの関与を促す²⁷。

²⁵ European Commission, *Regular Report on Bulgaria's progress towards Accession*, 2002

²⁶ Milieukontakt Oost-Europa

²⁷ Ministry of Environment and Water of the Republic of Bulgaria, *National Strategy Environment Sector of the Republic of Bulgaria*, October 2000

(2) 実施主体

廃棄物管理に関する国家政策の開発と実施を担当する所管当局は環境水質省 (Ministry of Environment and Water) である。同省は「国家廃棄物管理プログラム (National Waste Management Programme)」の策定、発表を行うとともに、それを実施する責任を担っている。また、廃棄物管理に関する年次報告書も同省がまとめており、その内容は「環境実態報告書 (The State of Environment Report)」に盛り込まれる。さらに、国家環境保護基金 (National Environmental Protection Fund) から助成金や信用貸しを提供することで、廃棄物管理プロジェクトの資金調達にも関与している。

環境水質省内に設置された環境行政局 (Executive Environment Agency/EEA) は、廃棄物の管理、発生、処理に関するデータの収集・処理を担当している。これらの情報は、自治体廃棄物 (自治体住民などが廃棄し、自治体レベルで回収される廃棄物) と建設廃棄物 (取り壊された建造物の廃材など) のデータベースに収められる。情報には廃棄物埋立地の立地、占有領域、廃棄物蓄積量などが含まれている。このデータベースは、国家情報システム (National Information System) の一部に組み込まれており、地方監察当局のデータベースとリンクされている²⁸。なお、EEAはデータ収集のほか、廃棄物の特徴による分類基準の作成や廃棄物研究所システムの設立も手がけている²⁹。

地域環境と水質に関する地方監察当局 (Regional Inspectorates of Environment and Water/RIEW) は、環境水質省管轄下の環境コントロールに特化した地方組織で、廃棄物管理に関する活動やゴミ処理場運営に認可を与える権限を持つ。国内には 15 の RIEW のほか、複数の行政区域にまたがる国立公園の管理に携わる主局が 3 つある。地方当局の主な活動は以下の通り。

- 環境関連法の監視と実施
- 各自治体による環境保護に関する地域政策の作成およびその実施支援
- 国民に環境の実態に関する情報の提供
- 地域にとって重要な立地や活動の環境アセスメント実施の決定。廃棄物処理に関する活動や施設の認可³⁰。

²⁸ Executive Environment Agency of Bulgaria

²⁹ Accession negotiations – *Bulgaria Common Position*, Negotiation Chapter 22 on environment

³⁰ Ministry of Environment and Water (October 2000)

自治体は、管轄区域の自治体廃棄物と建設廃棄物の発生、収集、保管、輸送、処理の組織・管理を行っている。また、産業廃棄物および有害廃棄物の埋立の責任も負っている。各自治体の廃棄物管理当局では、担当区域の自治体廃棄物と建設廃棄物の収集、積荷、再生、処理に関する規則の手続きや条件作りを進めるほか、収集、輸送、処理の料金・課徴金を設定している。また、「自治体廃棄物管理プログラム (Municipal Waste Management Programme)」を承認し、RIEWに提出している³¹。

地方当局は環境政策の実施に当たり、重要な役割を果たしており、以下の活動を行っている。

- 環境保護プログラムの開発
- 管轄区域におけるゴミの収集、輸送、廃棄に関する地域政策の作成と実施
- 管轄区域における廃棄物および有害物質の廃棄管理
- 都市廃水の処理施設の建設、維持、運営に対する責任
- 環境の実態に関する情報の住民への公表
- 環境保護関連法の導入の確認³²

国家環境保護基金 (The National Environmental Protection Fund/NEPF) は、国際基金によるプロジェクトや、各自治体の基金によるプロジェクトに共同出資する国家基金である。NEPFに所属する専門家は、投資対象となったプロジェクトの実施状況を監視・管理するほか、環境水質省の地方当局に所属する専門家と共同で監査委員会に参加し、実施プロジェクトの承認を行っている。また、NEPFの専門家は、将来的なプロジェクトに関する評価委員会にも参加している³³。

ブルガリアでは効率的な廃棄物処理の促進に民間団体が大きく貢献している。ブルガリアでは 350 団体が環境に関する NGO (非政府組織) として登録している。ただし、常に新たな NGO が登録されている上、活動中の環境団体でも正式には登録されていないこともあるため、実際の数はずっと多くなると見られる。ブルガリアの環境 NGO のほとんどは、その資金を寄付金 (外国からのものが大部分) に頼っている。また、政府協力が必要な分野

³¹ Accession negotiations – *Bulgaria Common Position*, Negotiation Chapter 22 on environment

³² Ministry of Environment and Water (October 2000)

³³ 脚注 32 に同じ。

における活動では、地方自治体や政府当局の協力を得ている³⁴。

ブルガリアでは現在、使用済みのガラス、プラスチック、紙などをリサイクル目的で輸入している。また、国内では数多くの小企業がリサイクル可能な物質の回収ポイントを運営しており、変動価格でそれらを買収している。自治体はリサイクルのための回収活動には一切関わっていない。推定では、廃棄物からリサイクル物質を分別することに従事している人の数は 5,000 人に上ると見られている³⁵。近代的なゴミの分別・回収システムを開発するには、これらの点を考慮する必要がある。

主な政策

97 年に採択された「環境に有害な影響を与える廃棄物の制限に関する法 (The Law on Limitation of the Harmful Impact of Waste on the Environment)³⁶」とこれに関連する諸規則が、ブルガリアにおける廃棄物管理に関する EU 法への転換および実施のための法的根拠となっている。この法的枠組みに沿って、98～2002 年の間に数多くの規則が提案・採択されてきた。これらは特定の廃棄物や廃棄物処理施設に関する EU 法と国内法の調和を保証させるもので³⁷、廃棄物の輸出入や移転の認可に関する規則の改正のほか、電池・蓄電池、廃油、下水汚泥に関する新たな規則などがある³⁸。また、EU の廃棄物枠組指令 (91/156/EEC) の定義を国内の廃棄物法に反映させ、実効性を向上させるため罰金の金額を引き上げる改正を行おうとしている³⁹。

2001 年の EU 加盟交渉の中でブルガリア政府は、EU の包装・包装廃棄物指令 (94/62/EC)⁴⁰ と廃棄物埋立指令⁴¹ に関して移行期間を認める措置を求めた。ブルガリア政府は包装・包装廃棄物指令で求められている目標達成の期限を 2012 年とするよう求めた。

ブルガリアの閣僚評議会は 99 年、「国家廃棄物管理プログラム (National Waste

³⁴ Milieukontakt Oost-Europa

³⁵ EUROPEN - The European organisation for packaging and environment, *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

³⁶ State Gazette No 86 /1987, as amended – State Gazette No 28/2000

³⁷ Accession negotiations – *Bulgaria Common Position*, Negotiation Chapter 22 on environment

³⁸ European Commission, *Regular Report on Bulgaria's progress towards Accession*, 2002

³⁹ EUROPEN - The European organisation for packaging and environment, *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

⁴⁰ Accession negotiations – *Bulgaria Common Position*, Negotiation Chapter 22 on environment

⁴¹ 脚注 40 に同じ。

Management Programme)」を採択した。これは「2000～2006年環境のための国家戦略アクションプラン（National Strategy for the Environment and Action Plan 2000-2006）」の一環であり、EU廃棄物指令（75/442/EEC）の要件に沿って同指令を実施するものである。短中期的に必要となる措置に関する具体的なアクションプランのほか、責任を負う組織機関や必要となる資金調達手段、廃棄物管理活動を実施する自治体と企業の義務を明らかにする法的枠組みなどが盛り込まれている。2003年9月までに250種類の国家廃棄物管理プログラム（全体の92%）が承認され、環境水質省に提出されている⁴²。

2002年には2003～2006年の期間のプログラム更新作業が開始された⁴³。プログラムでは固形廃棄物管理政策として以下の点を優先課題として設定している。

- 廃棄物の極小化
- ゴミの収集・輸送システムの効率化（特に、単一の中央調整機関を設置することが好ましい）
- リサイクル施設の開発推進
- 廃棄物の中和（リサイクル燃料を使ったゴミ焼却施設や環境に害を与えない埋立地の建設を目的としたもの）
- 既存埋立地における環境水準の改善⁴⁴

自治体レベルでは、以下の取り組み例が計画されている。

1. 多数存在する小規模埋立地を2010年までに地域埋立地に統廃合し、自治体廃棄物の埋立地では高い技術水準を満たす。
2. 既存の埋立地の中で、EUの廃棄物埋立指令（99/31/EC）に準拠しないものは2015年までに閉鎖する。
3. 2002年内に、埋立地に輸送される生分解性廃棄物を減少させるプログラムを策定し、コンポスト活用を促進するキャンペーンを実施する。
4. 廃棄物のリサイクルおよび再生を増加させるため、廃棄物の分別回収システムを導入し、十分な資金を調達できるような財政メカニズムを確立する。（例えば、製品に対する課徴金や預かり金スキーム、廃棄物再生・リサイクルに対する付加価値税（VAT）や法人税ベースの優遇措置など）

⁴² 脚注40に同じ。

⁴³ Bulgarian Ministry for Environment and Water, *State of Environment Report 2003*

⁴⁴ EUROOPEN - The European organisation for packaging and environment, *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

5. 一部のリサイクル可能廃棄物の埋立は 2006 年以降禁止することを立法化する。
6. 組織的な廃棄物収集システムを拡大し、2007～2010 年までにブルガリア全土をカバーできるようにする⁴⁵。

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

ブルガリアではアキへの適合に関して、大きな進展が見られた。EU指令に準拠することを目指したプログラムとその実施に向けた戦略の開発が続いており、環境政策の他分野での政策への統合が、特に地方自治体レベルで努力されてきた⁴⁶。しかし、廃棄物管理を含め、多くの分野におけるEU基準への適応は完了していないものが多い⁴⁷。特に重点を置くべき改善分野には、より効果的かつ持続性のある資金調達戦略の開発・改善や、実施に向けた組織枠組みの強化などが含まれる⁴⁸。

EUは、2000 年から 2002 年の間に年間約 3 億ユーロをブルガリアに拠出した。その内訳は、PHARE（新規加盟国に向けた支援プログラム）から 1 億ユーロ、SAPARD（農業と農村開発のための新規加盟特別プログラム）から 5,300 万ユーロ、ISPA（運輸・環境分野結末基金）から 8,300 万～1 億 2,500 万ユーロとなっている⁴⁹。なお、PHAREからは年次割り当て金のほか、ブルガリアが 1999 年 11 月にコズロデュイ原子力発電所 1～4 基の早期閉鎖を合意したことを背景に特別追加予算も給付されている。また、特定条件のもと、PHAREから 2000～2007 年中に 2 億ユーロが追加給付される予定である⁵⁰。

主な取り組み例

リサイクルに適した廃棄物の登録システムの設立

政府は、環境に有害な影響を与える廃棄物の制限法の採択に基づき、廃棄物の情報システムの改善に乗り出した。現行法では、リサイクルに適した廃棄物のリサイクルに対して厳格な要件があるが、これらの廃棄物の登録システムがないことから、報告および意思決

⁴⁵ Ministry of Environment and Water (October 2000)

⁴⁶ European Commission Regular Report on Bulgaria's progress towards Accession 2002

⁴⁷ 脚注 46 に同じ。

⁴⁸ 脚注 46 に同じ。

⁴⁹ 脚注 46 に同じ。

⁵⁰ 脚注 46 に同じ。

定が効果的に機能していない。包装に関する新規則の一環では、このようなデータベースの開発が1つの要点となっている⁵¹。このプロジェクトが完了すると、環境水質省スタッフの査定・意思決定能力を強化することができると思われる。

南東欧における環境趣意の共有—NGOのためのブルーリンク情報ネットワーク

ブルガリアの環境NGOは、プロジェクト開発・実行におけるパートナーシップや共同キャンペーンの実施、特定の問題に関する人材・財源のプールや情報交換など様々な分野で協力体制を築いている。特に相互協力が進んでいる分野は、生物多様性やEU加盟準備、環境関連法に関する政府へのロビー活動、情報共有の分野である⁵²。この協力体制を十分に活かし、査定を行うために、ブルガリアの主要5都市を拠点とする8つのNGOが共同で「ブルーリンク情報ネットワーク (BlueLink Information Network)」を98年に設立した。このネットワークでは、持続可能な開発を共通目的とするNGOや環境に関心のある個人のバーチャルフォーラムが開催され、情報やアイデアの交換が行われている⁵³。

⁵¹ Executive Environmental Agency

⁵² Milieukontakt Oost-Europa

⁵³ www.bluelink.net

(3) 査定と今後の方向性

2000～2006年環境のための国家戦略アクションプランでは、ブルガリア最大の景観・衛生に関する問題の1つに、住宅地やその周辺における廃棄物汚染が挙げられている⁵⁴。また、自治体レベルで徴収する課徴金は、収集と処理のコストをカバーするのに十分でない点を指摘している。これは深刻な財源不足の問題につながっているため、地方分権とその財源の分割が見合っていないとの声も上がっている。

環境政策の実施は地域や地方自治体の手に委ねられているが、現在もその行政執行能力のレベルが最大の弱点となっている。財政危機に加え、実務面や能力面でも問題がある。人材だけでなく、管理ツールやコンピューターなどの基本的な設備も不足している。また、特に廃棄物管理と自然保護に関する地方監察当局の強化も迫られている。地域や地方レベルでの意識改善も図らなくてはならない。NGOと地元住民の対話や協調体制は、特に情報へのアクセスと環境アセスメントの手続きの分野では依然として限られたものにとどまっている⁵⁵。

強制力や協調体制の不足は地域レベルだけでなく、国レベルでも見られる。環境分野の要件を満たすには、関連省庁と関連組織の努力と相互協力体制の強化が必要となる。EU関係の問題のほとんどは、環境省内のEU統合ユニットで統括して対応している。他の省庁との連携は各省庁（特に農業保険省（Ministry of Agriculture and Health））が割り当てる予算に大きく左右されており、環境省の予算強化が急務となっている。

これまでに投資が最終決定した国家プログラムは、現場で具体的な成果が見られなくてはならない。また、特に廃棄物の埋立と焼却に関する（環境アキの）転換と実施に更なる進展が必要である⁵⁶。ブルガリアでは依然としてエネルギー再生施設がなく、輸入した包装廃棄物の再加工ができる国は近隣ではトルコ1国となっている。このため、ブルガリアではリサイクルに関する自給自足体制を早急に作り上げる必要がある。

⁵⁴ National Strategy for the Environment and Action Plan 2000-2006 (pg 20)

⁵⁵ European Commission Regular Report on Bulgaria's progress towards Accession 2002

⁵⁶ 脚注 55 に同じ。

(4) 情報源

European Commission Directorate General for Enlargement

(欧州委員会拡大総局)

Directorate C – ブルガリアチーム

Morten Jung-Olsen (代表責任者)

Brice de Schietere (環境、エネルギー、交通政策、産業と中小企業政策、核安全、下部委員会 3 および 6 の常任事務担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/bulgaria/index.htm>

European Commission, *Regular Report on Bulgair's Progress towards Accession, 2001, 2001*

欧州委員会によるブルガリアの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/bu_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/bu_en.pdf

The Bulgarian Ministry of Environment and Water

(ブルガリア環境水質省)

Stefan Nikolaev Stefanov

Senior expert, Waste management Department, permissions for activities associated with waste and register maintaining

Tel: +359 (0)2 940 66 39, +359 (0)2 940 65 30

Fax: +359 (0)2 980 55 61

Email: StStefanov@moew.government.bg

<http://www.moew.government.bg/indexengl.htm>

http://www.moew.government.bg/home_e.shtml

Executive Environmental Agency

(環境行政局)

Dimitar Vergiev (Dipl. Eng.) - Executive Director

1618 Sofia, 136 Tzar Boris III blvd., P.O. Box 251

Tel: +359 (0)2 9559011, +359 (0)2 955 90 11

Fax: +359 (0)2 9559015

Email: ncesd@nfp-bg.eionet.eu.int

<http://nfp-bg.eionet.eu.int/ncesd/eng/index.html>

EUROPEN (The European Organisation for Packaging and Environment)

(包装と環境に関する欧州組織)

www.europen.be

Milieukontakt Oost-Europa

www.milieukontakt.nl

2. キプロス

(1) 背景と概観

キプロスの環境政策は近年、次の2つの流れを特徴としている：(1) 環境問題と他分野の政策を水平的に統合すること、(2) 環境政策の実施に向け急速にいくつかの具体的な措置がとられたこと。農業分野の施策では、肥料と農薬の適正な使用、家畜飼養場の移転、有機農法を促進するための法的枠組み導入などの施策に集中している。⁵⁷ エネルギー分野では、キプロスでは再生可能エネルギー（主に太陽と風力）開発を奨励しており、あらゆるセクターで省エネルギー対策を促進している。特に風力については、キプロスの電力当局による風力タービンの建設などが含まれる。これに加え、環境に優しいプロセスの採用を促すための一連の財政支援が導入された。同様のアプローチが交通と観光部門でも採用された⁵⁸。

一方、2002年10月に欧州委員会が発表した新規加盟候補国の統合に向けた進展を評価する報告書では、欧州統合に際して「キプロスで最も危惧される問題」として廃棄物管理が指摘された。これを受けてキプロスでは国全体の廃棄物管理を改善するため、法整備および実際の措置がとられた。ラルナカ、パフォス、アギア・ナパ、パラリムニをはじめとする数多くの地方小都市で中央下水システムと廃棄物処理施設の建設に乗り出している。また、大都市では、ニコシアで中央下水システムの工事にも着工している⁵⁹。

同報告書が発行された直後に、政府は既存埋立地を閉鎖または改善する4カ年プログラムを発表した。プログラムでは、EU指令に基づいて運営される2つの新規埋立地（ラルナカとパフォス）の設置に加え、既存埋立地のうち2カ所を改善し、その他の埋立地は閉鎖する。さらに、将来的にはリサイクルやコンポスト、エネルギー生産のための焼却を通して、埋立廃棄物の量そのものを削減していく包括的なプログラムを導入する計画である⁶⁰。

現時点では、飲料容器のリサイクルプログラムは始まっているものの、紙・ボール紙の

⁵⁷ European Commission, *Regular Report on Cyprus' progress towards Accession 2002*, November 2002

⁵⁸ 脚注 57 に同じ。

⁵⁹ 脚注 57 に同じ。

⁶⁰ *Cyprus Mail*, 11 October 2002, <http://www.cyprus-mail.com/October/11/news15.htm>

リサイクル向けのプログラムはない。規模の経済の見地から、キプロス国内で多様な形態の世帯ゴミのリサイクルに乗り出すのは現時点では難しい。このため、回収された物質のほとんどは輸出されており、島内に完全なリサイクルシステムが導入されるまでは、短期的にエネルギー再生の分野に力を入れている。

(2) 実施主体

キプロスの環境管理に関する最高意思決定機関は、閣僚評議会、環境政策の策定に関する総責任を負っている。閣僚評議会はさらに、以下の下部組織を持つ。

- 農業・自然資源・環境省大臣が議長を務める環境保護評議会 (Council for the Protection of the Environment)
- 環境政策の目標作りと決定を行う環境委員会 (Environment Committee)。農業・自然資源・環境省の事務官が議長を務める。
- 環境保護に関する政府プログラムの調整機関である環境サービス (Environment Service) は、プロジェクトが環境に与える影響のアセスメントを担う専門委員会を下部組織とするほか、環境政策の諮問機関として、またその実施における監督機関としての役割も担う⁶¹。

農業・自然資源・環境省 (Ministry of Agriculture, Natural Resources and Environment / MANRE) は、キプロス島の環境保護で省庁間のコーディネートを行うほか、自然資源の持続可能な利用のための合理的管理に対する責任を負っている。いくつかの特定セクターに関する権限については、他の省庁 (内務省や労働社会保障省、商工業・観光省など) と分担している場合もある。例えば国内の固形廃棄物管理は、MANRE と内務省 (Ministry of Interior / MI) が共同で取り組んでいるが、MANRE はリサイクルと有害廃棄物の処理を担当し、MI は廃棄物と埋立地に関する一般的な枠組み指令を担当している。

MANRE は現在、自治体組合 (Union of Municipalities) と共同で、EU の包装・包装廃棄物指令が定める目標を向こう 3 年 (2003～2005 年) で達成するための実践的な施策の実施に取り組んでいる。政府は地方自治体や民間リサイクル企業の参加を後押しするため、同プログラムに 280 万ユーロの助成金給付を決めている。これはコンテナの購入費や輸送、分別など運営コストに充てられる。この提案は「世帯リサイクルパートナーシップ・プログラム (Household Recycle Partnership Programme)」の成果や結果をベースとしている。

MI では現在、各地区と共同で、既存埋立地の改善と新規埋立地の設置計画と運営に取り

⁶¹ The Ministry of Agriculture, Natural Resources and Environment of Cyprus, <http://www.pio.gov.cy/>

組んでいる。また、リサイクルや廃棄物処理を利用したエネルギー再生やコンポストに関する提案に対応する意図のある民間企業のための地区別委託事項を作成するのも MI の所管である。

世帯固形廃棄物の管理は、地方自治体が所管している。廃棄物の収集および処理に対する責任は自治体が行っているが、重要な方針や財政面における決定については政府の承認が必要となる。自治体が行う廃棄物管理の財源は、世帯やサービス業、工業部門などから徴収する回収料金に限られている。プロジェクトのために自治体から銀行から資金を調達するのは珍しいことではない⁶²。

主な政策

キプロスは持続可能な開発の原則を支持しており、経済および社会開発政策に環境的な配慮を統合する作業に取り組んでいる。このプロセスではリオ地球サミットで採択された原則およびEUの各政策を指針としている。指針に沿った上で、以下の分野で施策が実施されている。

- 水政策（水の利用と水源の保護、下水処理、処理後の水の灌漑利用、水源開発、水の脱塩）
- 産業汚染コントロール（産業廃棄物の処理、環境アセスメント、環境に関する認識向上と情報提供など）⁶³

政府がこれまで打ち出した環境関連法の要となる法律の1つに、「環境と自然保護に関する枠組み法（Framework Law on the Environment and the Protection of Nature）」がある。これは、すべての環境関連一般法および特定分野の法律や、環境保護に関する責任の割り当て、汚染者負担の原則採用などの政策の指針となるほか、環境に関わるアセスメントや調査、情報提供、廃棄物排出量の削減、廃棄物処理とリサイクル、有害廃棄物等の分野をカバーしている⁶⁴。

⁶² CEDARE and Environmental Management Consultants LTD, *Regional Study on Policies and Institutional Assessment of Solid Waste Management in Cyprus*, December 2000

⁶³ MEDACT-APHRODITE - www.sat.uoa.gr/medact/

⁶⁴ 脚注 63 に同じ。

キプロスでは、廃棄物管理に関する特定の法律が存在しないことがリサイクル活動の進行を遅らせる一因となっている。家庭リサイクルパートナーシップ・プログラムの開始と2003年1月から施行された「包装・包装廃棄物法 (Package and Packaging Waste Act)」は、大きな前進であった。ただし、有害廃棄物の輸送時の監視コントロールや危険物質を含有する電池や蓄電池の扱いの分野でも、同様の措置の導入が急務となっている。これら分野をカバーする法案の早急な採択が必要である⁶⁵。

包装・包装廃棄物法では2005年までに包装廃棄物全体の50～65%を再生し、25～45%をリサイクルすることを目標に掲げている。同法では企業に対し、自社での準拠か再生システムへの参加かの2つの選択肢を与えている。企業が再生システム参加を求めた場合、地方自治体は独自のシステムを設置しなくてはならない。同法では、産業がグループで準拠システムの設置を決めた場合は、政府の承認基準を設定することになる⁶⁶。

廃棄物と有害廃棄物の品目に関するEU指令の規定は、キプロスでは2001年4月付けの「環境アセスメント法 (Law on Environmental Impact Assessment)」に反映された。さらに閣僚評議会は2002年9月、固形・有害廃棄物管理に関するEU指令を満たすために必要な法律を採択した。同法には有害・無害の公共廃棄物や家庭ゴミ、包装材や産業廃棄物などの管理を目的とした数多くの措置が含まれている。また、中古タイヤや電化製品、廃鉱物油については、製造業者が廃棄物管理の責任を負うことを定めている⁶⁷。

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

強力な国家プログラムの実施により、キプロスでは環境分野におけるアキ・コミュニテールの適用と国内法への転換が進んでいる。特に廃棄物管理分野においては、EUの廃棄物関連法の実施に必要な要素はすべて揃っていると見られている。キプロスではすでに法的枠組みが整っており、関連する国際条約もすべて批准を終えている。さらに、「国家戦略プラン (National Strategic Plan)」の大枠がすでに固まっており、衆議院 (House of Representatives) ではEUの廃棄物法の採択審議が開始されている。これまでに見られた具

⁶⁵ European Commission, *Regular Report on Cyprus' progress towards Accession*, 2002

⁶⁶ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment) - www.europen.be

⁶⁷ European Commission, *Regular Report on Cyprus' progress towards Accession*, 2002

体的な動きとしては、新規埋立地の建設や廃棄物リサイクルに関する試験プロジェクトが開始されている。

アキ・コミュニテールの適用と実施の全責任を負っているのは政府である。固形廃棄物管理に関する主要EU指令のほとんどは、すでに国内法に転換されている。これに加え、アテネ専門大学（Athens Polytechnic）が廃棄物管理に関する国家戦略の設計に関する包括的研究を完了している。

この他のキプロスの重要な成果としては、行政能力の強化が挙げられる。2001年春には、農業・自然資源・環境省の管轄機関である環境サービスのスタッフが増員された。このことで行政能力が改善し、また民間サービスにも参画の機会を与えたことで、同省では11種類の環境政策実行プログラム（二酸化炭素排出、オゾン層破壊、廃棄物管理、環境情報、統合的汚染防止管理（IPPC）、化学物質、動植物生息環境、EMAS、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、硝酸カリ汚染、パトス埋立地の設計などに関する戦略が含まれる）を導入することができた。同省ではさらに、5種類のプログラム（包装、有害廃棄物、電池、埋立地アセスメント、廃水システム設計）の策定にも着手している⁶⁸。

キプロスが廃棄物管理に関する基準を満たすためには、年間約6,200万ユーロのコストがかかると推定されている。法的に求められている包括的な廃棄物管理計画の実施の完了には、6,000～7,000万ユーロのコストがかかる⁶⁹。今後の重点分野は、法制度の施行である⁷⁰。

主な取り組み例

家庭リサイクルパートナーシップ・プログラム（The Life-Household Recycling Partnership Programme）

同プログラムは家庭ゴミの持続可能な管理を目指して2000年1月に開始されたもので、家庭ゴミを紙（3種類）とガラス（2種類）、プラスチック（2種類）、アルミニウムに分別し、回収する試験プロジェクトを実施している。同プログラムでは、5つの自治体とリ

⁶⁸ 脚注 67 に同じ。

⁶⁹ The Cyprus Mail, 13 September 2002, www.cyprus-mail.com/September/13/news7.htm

⁷⁰ European Commission, *Regular Report on Cyprus' progress towards Accession*, 2002

サイクル業者協会が主要パートナーとなっている。

このパートナーシップの成果は目に見えるかたちで現れた。自治体では住民の多くがリサイクル問題に関心を示し、その活動に参加している。さらに、これを通して民間リサイクル業者と地方当局の関係も著しく改善した。なお、将来的に改善が必要となる分野も明らかになった。2003年9月時点では、適正なゴミ分別を住民に全面的に頼ることができない。この解決に当たっては細かい指示を作成し、自主的に分別に向かわせる努力が必要である。次にリサイクル廃棄物の回収コンテナを業者が持つ既存インフラに適合させる必要がある。さらに、リサイクル活動の柱となる政治的枠組みを開発する必要がある。

(3) 査定と今後の方向性

キプロスにおけるEU加盟プロセスを阻害している要因の1つには、国レベルの行政システムがある。これは国土規模が小さいことを主な原因としている。アキの主要条件に対応するための権限の所在は明確になっているものの、規制活動のほとんどを担う国レベルの行政システムが細分化されている。具体的には、認可や検査機能を統合することが必要である。対策としては権限構造の再編か、適切な統合的メカニズムの採用のいずれかを検討する必要がある。また、近年強化されているにもかかわらず、依然として人的資源が不足していることも挙げられる⁷¹。

実施面については、全般的に現行の廃棄物管理は不十分で、効果も低い。特にリサイクルについては、国内にリサイクルのためのインフラが不足していることで実施に大きな影響を及ぼしている。既存のリサイクル業者は、独立運営を行う個人業者である。このため、残された唯一の選択肢は回収したリサイクル可能物質の輸出であるが、これは他の欧州諸国と比べてコストが非常に高くなる。

自治体レベルでは、収集処理システムの効率はかなり良いといえるが、固形廃棄物処理に関するEU指令要件を満たすためには今後も努力が必要である。分別された多種のリサイクル可能物質を回収するためには、新しい収集車を購入しなくてはならない。分別施設と輸送基地では、設備や人材を賄うため、投資が必要である。さらに、住民に対して責任感を持って効果的なリサイクルに参加してもらうよう、リサイクルシステムについての普及・啓蒙を図る必要性も大きい⁷²。

⁷¹ 脚注 70 に同じ。

⁷² CEDARE and Environmental Management Consultants LTD, *Regional Study on Policies and Institutional Assessment of Solid Waste Management in Cyprus*, December 2000

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate C – キプロスチーム
Leopold Maurer (チーム責任者)
Jérôme Legrand, (環境担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/cyprus/index.htm>

欧州委員会によるキプロスの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/cy_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/cy_en.pdf

EUROPEN - The European organisation for packaging and environment

www.europen.be

キプロス政府

www.pio.gov.cy

リマソル地方当局

Herodotos Georghiou (環境担当責任者)
23, Arch. Kyprianos str. P.O. Box 50089, CY-3600 Limassol
Tel: +357 (0)25 362 996
Fax: +357 (0)25 362 350
Email: herosde@cytanet.com.cy

ストロヴォロス地方当局

Mr Andreas Lambrou (都市担当)
100, Strovolos avenue, P.O. Box 28403, CY-2094, Strovolos
Tel: +357 (0)22 470 470
Fax: +357 (0)22 470 400
Email: municipality@strovolos.org.cy

MEDACT - APHRODITE

キプロスにおける環境政策の調整とEU法への準拠や関連分野における法の制定、キプロスにおける持続可能な環境政策の促進を目指したギリシャとキプロスの共同プロジェクトで、EUのライフプログラム (Life Programme) の枠組みの中から資金を調達している。プロジェクトを主導しているのはキプロスの農業・自然資源・環境省とギリシャのアテネ大学である。

3. チェコ

(1) 背景と概観

チェコは多くの自然および文化遺産を抱えていることで有名である。チェコでは自然・文化の保存を目的とした法やその他の枠組みがあり、それらの遺産は高水準で保存されている。国土の16%は国立公園またはその他の保護区域が占めている。チェコでは過去10年間で、新たな環境法や、環境改善に向けた行政・経済施策を含む新たな構造を導入してきた⁷³。ただし、依然として問題はいくつか残されている。

チェコ環境研究所 (Czech Environmental Institute) によると、過去10年間に見られた汚染減少は主に「エンド・オブ・パイプ」型の解決策によるもので、生産や国民の生活様式が「グリーン化」されたためではないとしている⁷⁴。大規模汚染者である巨大国営企業（エネルギー、採掘、鉄鋼など）の民営化は、それらの産業における生産のグリーン化に必要な注意を払うことなく実施されたため、その後の産業成長に伴い環境への悪影響が生じるのは不可避であったといえる。環境問題への取り組みが先送りにされると、EU拡大に伴い低コストの大量生産地としての投資誘致がさらに進み、状況が悪化するの確実である。何よりも深刻なのは、国民やステークホルダー（利害関係者）だけでなく、政府当局の間でも持続可能な環境に関する関心が低いことが挙げられる⁷⁵。

廃棄物管理分野では、廃棄物処理の方法として最も広く用いられているのが埋立処分である。有害廃棄物のための焼却炉の数は79基、自治体のゴミ焼却炉の数は3基にとどまっている。このため、エネルギー再生を伴って焼却される廃棄物は微量（1999年では有害廃棄物の3%）⁷⁶にとどまっている。さらに、新しい廃棄物が蓄積される一方で、管理の行き届いていない廃棄場や不法投棄など従来から抱える環境問題も依然として手付かずとなっている。

⁷³ Czech Environmental Institute, *Sustainable Development Strategy for the Czech Republic – “From Economic Growth to Sustainable Development”*, 2002

⁷⁴ The Czech Environmental Institute (CEI) is one of the grant service organisations of the Ministry of the Environment of the Czech Republic. The task of the CEI is to provide information and expert support in the field of environmental protection.

⁷⁵ Czech Environmental Institute, *Sustainable Development Strategy for the Czech Republic – “From Economic Growth to Sustainable Development”*, 2002

⁷⁶ Zdenek Svoboda on behalf of the Central and Eastern Europe Business Information Centre (CEEIBC), *Environmental Costs of EU Accession in the Czech Republic*, April 2001

(2) 実施主体

廃棄物管理部門の中核となっているのは、環境省（Ministry of the Environment）である。同省は公共衛生保護分野以外の廃棄物管理の最高監督機関としての役割を担っている。同省管轄の業務には以下のものがある。

- 廃棄物の輸出入および移動に関し、バーゼル条約の推進役および管轄官庁として活動を行う。
- 廃棄物の種類や量、廃棄物管理方法、廃棄物管理施設、有害廃棄物収集所に関する情報を収集・処理する。
- 上記の情報を一般に公開する。
- 「国家廃棄物管理計画（National Waste Management Plan）」を策定し、議会の承認を得る。また欧州委員会に対しては、その進捗状況を定期的に報告する⁷⁷。

保健省（Ministry of Health）は、公共衛生分野で廃棄物管理に関する面について携わる。また、法人および個人に廃棄物の有害物質のアセスメントを行う認可を与える⁷⁸。環境関連法の施行を主業務とする組織としては、チェコ環境監察当局（Czech Environment Inspectorate／CEI）がある。

中央政府による行政能力に関しては、2001年1月に行政区として14地域に区分し、環境省および地方出先事務所から各地域や自治体に権限とスタッフを移転させた⁷⁹。

環境省は2001年4月、報告要件に関するEU指令に沿って「報告に関する省庁間委員会（Inter-ministerial Commission on Reporting）」を設置した。

主な政策

政府が2001年1月採択した「国家環境政策（State Environmental Policy）」は、環境を他

⁷⁷ European Topic Centre on Waste and Material Flows, European Environment Agency, <http://waste.eionet.eu.int/>

⁷⁸ 脚注に77同じ。

⁷⁹ European Commission, *Regular Report on Czech Republic's progress towards Accession*, 2002

の政策に統合することを目的として更改したものである。このプログラムはEUの第6次環境アクションプログラム（Environmental Action Programme/EAP）に沿ったもので、「持続可能な開発のための国家戦略（National Strategy for Sustainable Development）」のベースとなっている。同戦略では、環境保護の特定分野における目標と施策を設定している。戦略では以下のような優先分野が設けられている。

- 持続可能な開発のための諸原則の導入
- EU加盟準備に向けて必要なすべての基準の達成
- 環境保護に関する経済問題の解決
- グローバルな環境問題を解決するための国際協力の実現
- 環境保護の取り締まり強化
- 同分野の行政強化
- 環境保護の主体となる様々な政府・非政府機関（議会、地方自治体、NGO、産業など）の間に密接な協調体制を構築
- 環境に関する調査・研究や教育の促進⁸⁰

政府は2001年3月、「環境アセスメント法（Act on Environmental Impact Assessment）」を採択した。同法は2002年1月から施行されている⁸¹。

新しい「廃棄物法（Waste Act）」も2001年3月に採択され、2002年1月から施行されている。同法は以下の分野に焦点を当てている。

- 廃棄の防止、リサイクルとエネルギー再生
- 廃棄物の輸出入と移動
- 指定廃棄物（廃油、電池、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、汚泥、廃自動車など）の処理

廃棄物法は、現行の廃棄物管理システムの改正に向けた法的枠組みを提供している。廃棄物発生防止と廃棄物管理を目的とした規則のほか、環境保護と健康保護、持続可能な開発などの面で遵守すべき規制が設けられている。また、廃棄物管理に携わる人々の権利・義務と、行政機関の管轄などを定めている。

⁸⁰ The Institute for Environmental Policy (IEP)

⁸¹ European Commission, *Regular Report on Czech Republic's progress towards Accession*, 2002

「包装法およびその他特定の法令の改正 (Act on Packaging and Amendment of Certain Other Acts)」は 2001 年 12 月 4 日に採択された。これは E U の包装・包装廃棄物指令を国内法に整備したもので、従来、EKO-KOM の「グリーンドット」システム (EKO-KOM 'Green Dot' system) の運営を管理していた任意合意に代わるものとなった⁸²。これにより 2002 年半ばより、E U 包装・包装廃棄物指令の必須要件を満たしていないかぎり、製造業者と輸入業者は包装や包装済み商品をチェコ国内市場に投入することができなくなった。包装や包装済み商品を市場に出す者は、基準準拠を顧客に対して文書で宣言することが義務付けられた。包装物のすべてにその原材料と廃棄処分の方法を記載するか、それらを記したラベルを貼らなくてはならない。同法では政府に対し、預かり金を課さなければならない製品または包装の種類を指定する権限を与えている。包装および包装済み商品を市場に投入する者は、当該地域の状況や人口から見てアクセスが容易な位置に十分な数の回収ポイントを設置し、引き取りを保証することが求められている。また、これらの業者は回収した包装廃棄物を包装法で設定された目標に応じて再生することを保証する必要がある。二次法では、包装廃棄物のリサイクルと再生の割当のほか、ポリ塩化ビフェニル (PCB) およびポリ塩化テルフェニル (PCT) の使用に関する設備目録に関する法律がすでに採択されている⁸³。

なお、E U の統合汚染防止管理 (IPPC) 指令 (96/61/EC) 実施についての準備も進められている。この指令の主な目的は、特定の活動で大気や水、土壤に排出される汚染物質の除去または削減に向けた予防措置を採用させることにある。これには廃棄物に関連する諸措置も含まれており、総合的に高水準の環境保護を達成することを目指している。チェコで運営されている施設のうち約 1,540 カ所が IPPC 制度の対象となる。既存施設の認可発行は、移行期間を設けて段階的に行われることになりそうである。新規施設についてはすべて、E U 加盟日と同時に廃棄物法が施行されるのに伴い、同法に準拠しなくてはならない⁸⁴。

⁸² EUROOPEN – The European organisation for packaging and environment, www.europen.be

⁸³ European Commission, *Regular Report on Czech Republic's progress towards Accession*, 2002

⁸⁴ Zdenek Svoboda on behalf of the Central and Eastern Europe Business Information Centre (CEEIBC), *Environmental Costs of EU Accession in the Czech Republic*, April 2001

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

データ収集や環境モニタリングなど、環境関連法の実施に向けた技術的なインフラの水準は比較的高いが、それらも刷新が必要である。大気への排出に関するモニタリングや、放射能保護資源のコントロール、自然保護、騒音抑制などの分野では対策が進んでいる。しかし、水質監視（特に地下水）の分野では強化が必要である⁸⁵。

政府は、各EU指令に沿った実施計画をこれまで数多く採択・更改してきた。また政府は、水質関連や廃棄物関連法のための投資戦略を採択している。2000年は環境分野への投資額は6億ユーロ（GDPの約1.04%に相当）に低下した。一方、チェコ環境基金（State Environment Fund）は環境分野に8,150万ユーロを投資しており、そのほとんどが水質と大気汚染に関するプロジェクトであった⁸⁶。

政府予測によるとチェコ国内法をEUの環境基準に調和させるためには、総額50億ユーロ以上を投じる必要がある。欧州委員会が1999年に予測したコストは105億ユーロであった。政府の予測によると、EU加盟に伴う廃棄物管理分野のコストは6億ユーロにのぼり、地方当局や公的部門、民間部門の資源でカバーできるのはこのうち80～85%である。残りについては、ISPA（運輸・環境分野結束基金）、PHARE（新規加盟国に向けた支援プログラム）、SAPARD（農業と農村開発のための新規加盟特別プログラム）など、様々な国際プログラムや融資、および欧州投資銀行（EIB）からの投資などで賄われる⁸⁷。

主な取り組み例

包装サプライチェーンのグリーン化

小売・食品サービス大手のロイヤル・アホールド（Royal Ahold）はチェコ国内に200以上のスーパーマーケットおよびハイパーマーケットを保有している⁸⁸。同社は重要なビジネス戦略の一環として、事業による環境への悪影響を軽減し、サプライチェーンにおける

⁸⁵ European Commission, *Regular Report on Czech Republic's progress towards Accession*, 2002

⁸⁶ 脚注85に同じ。

⁸⁷ Zdenek Svoboda on behalf of the Central and Eastern Europe Business Information Centre (CEEIBC), *Environmental Costs of EU Accession in the Czech Republic*, April 2001

⁸⁸ www.ahold.com

環境問題の対処に焦点を当てている⁸⁹。このことを念頭に置き、アホールド・チェコの包装専門家はオランダの系列店アルバートハインの経験を土台に包装から出る廃棄物の削減を目的にサプライヤーとの協力体制強化に乗り出した。小売業と食品サービス部門では、包装廃棄物、トラック車両のメンテナンス、売れ残り商品が環境に大きな影響を与える。従って、包装の簡略化とリサイクル、その他の効率向上を通して廃棄物の量を削減することは、最も基本的な環境責任である。これにより、経営面も改善できる可能性がある。廃棄物を生み出すことは非効率性の指標でもある。廃棄物削減プログラムはコスト節減につながるるとともに、より効率のよい輸送用包装によって労働量を減らすことにもつながる。すなわち、優れた廃棄物管理はコスト最適化と生産性向上にも寄与するものである。

アホールドは各国の廃棄物関連法に準拠し、同社が発生させる廃棄物の量を削減することを目指している。同社は、当該地域に施設がある限りはできるだけ廃棄物の分別とリサイクルを行っている。さらに、外部に適切な施設が不足している際は環境管理の新たな可能性を創り出し、積極的に顧客にリサイクル活動や包装削減イニシアチブへの参加を促している。2001年に、ロイヤル・アホールドとアルバートハインによる包装ガイドラインはチェコ語に翻訳された後、同国の需要に適合させるために改訂が加えられ、その後、自社ブランドの全サプライヤーに配布された。以下はこのイニシアチブの主な成果の一部である。

- リサイクルを容易にするため、自社ブランドの製造業者は印刷された白い箱をプラスチックのテープで止める代わりに、茶色い箱を紙テープで止めるようになった。
- アホールド・チェコは、民間のミネラルウォーター製造業者と共同で軽量型の新ボトルを開発し、導入した。これは、PET プラスチック 30 トン分の節約になり、サプライチェーンの効率化にもつながった。
- アホールドは民間のスナック菓子製造業者およびその包装材サプライヤーと共同で、扱いが簡単な小型の箱を開発した。これは、サプライチェーンの効率性を引き上げ、人間工学の観点からも作業面の改良につながった。

(3) 査定と今後の方向性

⁸⁹ CSR Magazine, July 2002

他の欧州諸国において環境政策と他の様々な分野における政策の統合に拍車がかかっているのと対照的に、政府は環境政策をますます周辺的な地位に追いやっている。環境省はその権限の多くを経済省をはじめとする別の機関に移転している。この結果、環境政策の目的が、経済的な短期的優先事項に従う格好になっている。この問題はチェコにおいて持続可能な開発戦略が一般的に受け容れられておらず、実質的な導入が遅れていることから深刻化している。そのため環境省の打ち出す勧告も強い影響力を持たない状況にある⁹⁰。

近年の中央政府と地域・地方当局における行政改革は、環境政策の遂行に悪影響を及ぼすと見られている。政府の地方出先事務所が廃止され、新しく設立された地域当局や自治体にその権限が移譲されたことで、政策の遂行は以前にも増して困難となっている。課題の1つとして、権限を明確化する必要性が挙げられる。このほか、適切な行政能力も必要となる。現在、地域レベルで 1,500 人が環境関連法の施行に携わっている。地方当局への権限移譲に見合うだけの十分な人材と、適切な設備の提供が必要不可欠である。また、監察活動区域が重複している点についても改善が必要である⁹¹。

権限の移譲のほか、環境に関する問題としては以下のものがある。

- 環境に配慮した新技術の開発とその移転が不十分である。
- 廃棄物と、それに含まれる有害物質の量が増大している。
- 新製品開発において予防原則への準拠が徹底していない。特に化学産業、バイオテクノロジー、遺伝子操作ほか、生物生命の脅威となり得るものに関する製品については深刻である。

⁹⁰ Czech Environmental Institute, *Sustainable Development Strategy for the Czech Republic – “From Economic Growth to Sustainable Development”*, 2002

⁹¹ European Commission, *Regular Report on Czech Republic’s progress towards Accession*, 2002

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

DG Enlargement, Directorate C – チェコチーム

Rutger Wissels (代表責任者)

Jenny Mard (農業、環境、水産業担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/czech/index.htm>

欧州委員会によるチェコの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/cz_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/cz_en.pdf

チェコ環境省

Vrsovicke 65, Prague 10, CZ-100 10, Czech Republic

Tel: +420 (0)2 67 12 23 55

Fax: +420 (0)2 73 94 11

Email: info@env.cz

<http://www.env.cz/env.nsf/homeie?OpenFrameSet>

Jaroslav Benes (戦略部門 副部長)

sborac@duzo.tel.hr

Mr. Vaclav Krejci (欧州統合部門 主任)

vaclav_krejci@env.cz

チェコ環境研究所

Kodaňská 10, 10010 Prague 10, Czech Republic

Tel: +420 (0)2 71 74 08 67

Fax: +420 (0)2 71 74 23 06

Email: bubniko@ceu.cz

Tereza Votockova, tereza.votockova@ceu.cz

米国大使館 商工サービス

Zdenek Svoboda

Trziste 15, 118 01 Prague 1

Email: Zdenek.Svoboda@mail.doc.gov

4. エストニア

(1) 背景と概観

エストニアの環境状態が低水準にあるのは、歴史的に資源管理が徹底していなかったことと、原材料・エネルギー集約型産業が発展してきたことに起因する。時代遅れのテクノロジーを使用していたことに加え原材料とエネルギーが低価格であったこと、農業および産業計画が短絡的な戦略に基づくものであったことなどから、90年代初めまでにエストニアの環境は危機的状況に陥っていた⁹²。当時のエストニアは、国民1人当たりの二酸化炭素（CO₂）および二酸化硫黄（SO₂）の排出量が世界最大級で、水源利用の効率が悪く、国家廃棄物管理システムも開発中であった⁹³。現時点でも、国民1人当たりの産業廃棄物および発電廃棄物の量で欧州最大級、1人当たりの有害廃棄物量では欧州第1位（年間4トン）となっている。2000年のエストニア法の定義による有害廃棄物量は600万トンに及んでいる⁹⁴。

ただし、状況は改善しつつある。工業生産量の減少に伴い、産業廃棄物量も92年の水準に比べると約4分の1減少した。一方、コンポスト（堆肥）や肥料、エネルギー再生などに利用される廃棄物の量は増加している。2000年にはエストニアで焼却された廃棄物量16万4,000トンのうち、94%がエネルギー再生に利用された。エネルギー再生を目的として焼却される廃棄物量は増加傾向にある。ただし、この大部分は廃木材によるものである。2000年に回収された自治体廃棄物のうち焼却処分された割合は全体の0.2%に過ぎない。焼却された有害廃棄物の量は3,100トンで、そのうち2,700トン（主に廃油）がエネルギー再生に利用された⁹⁵。

エストニアに残された重要問題の1つに、廃棄物埋立地の閉鎖・改善がある。収集され埋立地に運ばれた自治体混合廃棄物の総量は近年、年間50万トン前後にとどまっている。自治体廃棄物の約半分は一般世帯から発生したゴミで、残り半分は企業によるものである

⁹² Estonian Ministry for the Environment, *Estonian National Report on Sustainable Development*, 2002, www.envir.ee/saastev/05.pdf

⁹³ European Environment Agency, 1999

⁹⁴ 脚注93に同じ。

⁹⁵ Estonian Ministry for the Environment, *Estonian National Report on Sustainable Development*, 2002, www.envir.ee/saastev/05.pdf

⁹⁶。しかし、エストニアではEU加盟を控えて水準の引き上げに取り組んでおり、EUの廃棄物埋立指令の要件に準拠した埋立地のネットワーク作りに乗り出している。

⁹⁶ Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003

(2) 実施主体

エストニアの環境政策の策定と実施の中核となっているのは環境省（Ministry of Environment）である。政策には廃棄物処理に関する法的枠組みが含まれる。また、有害廃棄物処理や、国境を越えた輸送のコントロールの認可も同省が行っている。

廃棄物局（Waste Department）は一般廃棄物の取扱管理や有害廃棄物処理システムの構築、廃棄物処理や、包装廃棄物再生に関する許可証を発行している。このような中で、廃棄物局はまた、関連する政策の策定や実施を指導・コーディネートし、関連法の草案作り、プロジェクトの選定、国際協力の追及、OJTや廃棄物に関するコンサルティングなどを手がけている。廃棄物局の業務の大部分はエストニアの廃棄物関連法をEU法に調和させることにあり、その実施に向けた措置の計画策定に携わっている。同局は、廃棄物管理施設ネットワーク計画のアウトライン作りや、このようなプロジェクトに対して政府投資プログラムからの資金調達を提案を行う。環境投資センター（Environmental Investment Centre）⁹⁷から資金調達する「廃棄物プログラム（Waste Programme）」の草案作りにも積極的に関与している。

エストニア環境監察当局（Estonian Environmental Inspectorate/EEI）は、水産業や森林を含む環境分野全般に関する法律や規則への準拠を所管する機関である。さらに、新しい法律では、EEIに廃棄物分野と水質分野において、法人を含む違反者を罰する権限を与えることを決めた。環境分野で監督権限が与えられている機関は、EEI以外では、放射能関連の問題を扱うエストニア放射能センター（Estonian Radiation Centre）と、土地利用に関する問題を扱うエストニア土地局（Estonian Land Board）の2機関に限られる。EEIは7つの地方事務所を有しており、現在230人の監察官を擁している⁹⁸。

2000年に環境モニタリングプログラム（Environmental Monitoring Programme）が改正・更新された。これは13種類のプログラムで構成されており、その下にはさらに82種類のサブプログラムがある⁹⁹。

⁹⁷ Estonian Environment Information Centre, www.envir.ee/eng/index.html

⁹⁸ European Commission, *Regular Report on Estonia's progress towards Accession*, 2002

⁹⁹ 脚注98に同じ。

環境省はカウンティ（日本の県に当たる）ごとの組織単位である地域環境当局（Regional Environmental Authorities／REA）15局を有している。REAはカウンティレベルの政策や活動計画を通じて廃棄物関連法の実施を後押ししており、環境省に代わって「カウンティ廃棄物管理計画（County Waste Management Plan）」を伝達している。廃棄物に関する許可証の発行もREAが行っている¹⁰⁰。

自治体は、地区の条例や廃棄物管理計画に沿って自治体廃棄物の収集、輸送、処理を行っている。また、有害廃棄物の回収ポイントを設置し、処理施設に輸送する際のコントロールを担当している。地方自治体はカウンティ廃棄物管理計画をベースにした「地域廃棄物管理計画（Regional Waste Management Plan）」を準備し、カウンティや国レベルの廃棄物計画を作成する際、管轄地域の情報を提供する。各自治体は、廃棄物管理の認可申請を処理する役割もある¹⁰¹。

主な政策

エストニア議会は1997年、「国家環境戦略（National Environmental Strategy）」を承認した。これは、エストニアが直面している環境問題の中で対策が最も急務となっているものを選定し、それに対する目標を盛り込んでいる。この戦略で挙げられた優先課題は以下の通りである。

- 天然資源の持続可能な利用を支援する。
- 廃棄物の発生量を削減し、廃棄物の再生を促進する。
- 廃棄物による環境汚染および汚染地域を減少させる
- 廃棄物管理を改善する（特に有害廃棄物の管理）¹⁰²

これらを基に「国家環境活動計画（National Environmental Action Plan）」が作成され、政府はこれを98年に承認した。2001～2003年の改訂版では、EUへの加盟準備がより強調されたほか、エストニアの最優先課題として持続可能な開発に関する原則の導入が挙げら

¹⁰⁰ European Environment Agency Topic Centre on Waste and Material Flows

¹⁰¹ 脚注100に同じ。

¹⁰² Estonian Ministry for the Environment, *Estonia's Environmental Strategy*, www.envir.ee/eng/strategy.html

れた¹⁰³。

議会は2002年12月4日、「国家廃棄物管理計画（National Waste Management Plan）」を承認した。これはEUの廃棄物に関する指令（75/442/EEC）と有害廃棄物に関する指令（91/689/EEC）をベースにしたもので、向こう5～10年で廃棄物管理を組織・改善するための基盤となっている¹⁰⁴。第1段階では廃棄物管理施設の適切な全国ネットワークを構築し、その後、第2段階として環境と健康の保護を高水準で達成することを目標としている¹⁰⁵。なお、同計画は廃棄物管理の目標達成のための施策実施だけでなく、国際協力の促進と廃棄物管理の最適化を目指した内容となっている¹⁰⁶。同計画の最終目標には以下のものがある。

- 廃棄物管理のための統合システムを確立する。
- 廃棄物量を減少させる代替技術を効果的に採用する。
- 廃棄物管理企業の既存ネットワークを最適化する。
- 廃棄物の再生を大幅に強化する¹⁰⁷。

なお、法的側面の改善も何点か見られ、すでに「廃棄物法（Waste Act）」をベースとした2つの規則が採択されている。1つ目は包装製造に使用する材料を制限するもので、2つ目は廃金属を指定しリスト化したものである。また、「包装法（Packaging Act）」と「包装税に関する改定法（Packaging Excise Duty amendment Act）」をベースとした規則も採択されている¹⁰⁸。

議会は2002年11月2日、新しい廃棄物法の草案を承認した。これはEUの廃自動車指令（2000/53/EC）および廃棄物焼却に関する指令（2000/76/EC）と、廃電気・電子機器指令案（COM(2000)347 final）に盛り込まれた要件を満たすものとなっている。また、99年4月26日付けの廃棄物埋立指令（埋立地認可割当の条件など）もエストニアの廃棄物法に反映される見通しである¹⁰⁹。

¹⁰³ Estonian Ministry for the Environment, *Estonian National Report on Sustainable Development*, 2002, www.envir.ee/saastev/05.pdf

¹⁰⁴ 脚注103に同じ。

¹⁰⁵ Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003

¹⁰⁶ European Environment Agency Topic Centre on Waste and Material Flows

¹⁰⁷ Estonian Ministry for the Environment, *Estonian National Report on Sustainable Development*, 2002, www.envir.ee/saastev/05.pdf

¹⁰⁸ European Commission, *Regular Report on Estonia's progress towards Accession*, 2002

¹⁰⁹ Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003

エストニアには、包装・包装廃棄物プログラム運営委員会（Package and Packaging Waste Programme Steering Committee）が設置されている。同委員会には国家当局のほか、地方政府や業界団体、新設されたばかりの包装業者協会、廃棄物管理企業、NGOの代表者が参加している。同プログラムの目的は市場に出ているあらゆる種類の包装の回収・再生・リサイクルを実施するためのシステムを構築し、EU加盟日までに目標値を満たすことである。また、包装廃棄物の量を2006年までに安定させることも目標に掲げている¹¹⁰。

政府は現在、新たに「包装法（Packaging Act）」草案の詳細規定を練っているところである。新法では生産者により大きな責任が与えられるほか、違反者に対する制裁措置が厳格化される予定である。また、同法では経済措置をより広い範囲で適用する見通しである。エストニア包装業者協会（Estonian Packaging Association）は2001年9月より、包装廃棄物の回収・再生システムの確立に積極的に関与してきた。同協会はボランティア会員による非営利団体で、包装製造業者やパッキング業者、包装済み製品の輸入業者、他の運営分野に携わる業界団体、包装分野に関わるその他の法人などを代表する機関である¹¹¹。

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

エストニアでは、EU環境関連法の国内法への転換・実施については全般的に進歩が見られるが、いくつかの分野では対策が遅れが目立つ。廃棄物管理分野では従来から存在する埋立地の問題解決への取り組みと、オイルシェール（石油頁岩：石油を採取できる複雑な高分子有機化合物を含有する細粒の堆積岩）の抽出・焼却・精製などを通して出る廃棄物の取り扱いで持続可能な解決法を探求することが必要となっている。この他の問題としては、有害物質の水環境への流出や農業系肥料からの硝酸カリ汚染、飲料水における微生物学的変数要件への対応等がある¹¹²。政府はすでに、EU基準を満たす新しい埋立地の建設や小規模の廃棄場の閉鎖など、廃棄物管理施設の近代的なネットワークを構築と、有害廃棄物の管理システムの構築に着手している¹¹³。

¹¹⁰ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

¹¹¹ Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003

¹¹² European Commission, *Regular Report on Estonia's progress towards Accession*, 2002

¹¹³ 脚注 112 に同じ。

エストニア廃棄物管理法の大半はEU環境基準との整合性を有しているが、包装・包装廃棄物指令、廃棄物埋立指令、廃自動車指令、廃棄物焼却に関する指令など、いくつかの指令については対応が遅れている。しかし、これらについてもEU加盟までの準備の見通しである¹¹⁴。このように、環境関連法の整合性とその実施においては進展が見られるものの、特に地方レベルにおける行政能力の強化や環境法の施行の点では更なる努力が不可欠となっている¹¹⁵。

2000年から2002年のエストニアへの資金援助額は、PHARE（新規加盟国に向けた支援プログラム）から年間3,000万ユーロ、SAPARD（農業と農村開発のための新規加盟特別プログラム）から同1,280万ユーロ、ISPA（運輸・環境分野結束基金）から同3,500万ユーロであった。これらの資金は、生息環境指令（92/43/EEC）に基づく「Natura 2000ネットワーク」の構築や、タルト、ヴィリヤンディ、ナルバ、パルヌの廃水処理場の建設などに投入された¹¹⁶。

¹¹⁴ Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003.

¹¹⁵ European Commission, *Regular Report on Estonia's progress towards Accession*, 2002

¹¹⁶ 脚注115に同じ。

主な取り組み例

国境を越えた廃棄物管理計画

94年にイェルバモーカウンティの廃棄物管理計画を策定するに当たって、エストニアとデンマークの環境省はユニークな共同プロジェクトに乗り出した。エストニアでは通常、廃棄物輸送は、廃棄物排出者が廃棄物管理企業に直接手配する。廃棄物管理企業の管轄権は決められていない。イェルバモーカウンティのケースでは、EU基準に準拠していない既存の廃棄物埋立地をすべて閉鎖することを条件に、デンマークのコンサルタント企業COWI社がEU環境法の全要件に見合った新たな埋立地を設置する契約を得た。デンマークの環境局は96年にこのプロジェクトへの支援を決めた。

このプロジェクトには、カウンティ政府の環境部門のほか、全16地区中13地区の自治体当局が形成するイェルバモー自治体協会もパートナーとして参加している。地質調査や立地選定の後、COWIとの協力体制の下、緻密な計画が練られたもので、EU埋立地指令に準拠したものとなった。この共同プロジェクトは現在も進行中で、将来的にはイェルバモーカウンティのための完全な廃棄物管理ネットワークを構築する見通しとなっている¹¹⁷。

1996年12月19日付け包装物品税法（Packaging Excise Tax Law of 19 December 1996）

97年3月よりビール、ワイン、蒸留酒の容器包装に包装物品税が導入された。98年12月にはこの課税対象はソフトドリンク、果汁、飲料水、フレーバー付き牛乳の容器まで拡大された。税額がエストニアにおける物価に対して高額であることから、製造業者にとっては例外措置を適用されるための条件を満たすことに大きなインセンティブがある。免税措置が適用されるためには、包装廃棄物全体の6割以上を回収して再利用またはリサイクルするか、5割以上を燃料として利用することが必要である。包装物品税として徴収した金額の半分は国家予算に、残り半分が環境基金に回される。環境基金は包装・包装廃棄物の処理に関する資金援助を行っている。政府は包装税の対象を他の種類の包装にも広げようと試みたが、時期尚早との結論に至った。その後、包装税法の修正案として、免税対象となる条件である再利用・リサイクル率の下限を60%から70%に引き上げることが提案さ

¹¹⁷ Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003.

れたが、結局断念された¹¹⁸。

この包装税法に後押しされ、包装廃棄物管理システムの開発は進んだが、2001年に実際に回収・リサイクルされた包装廃棄物量は、全体のわずか14%（主に飲料の容器包装）と推定されている。一方エストニアでは、返却可能な容器、缶、プラスチック・ボトルを回収・リサイクルする任意の預かり金システムがある。飲料容器包装の製造業者は、包装税の免税措置適用を受けるために使用済み容器・包装の回収を廃棄物管理企業に委託している。1パック当たりの再生料金は包装税の20~40%であったのが、現在では6~8%まで下降している。エストニアでは、廃棄物再生の選択肢は依然として限定されており、プラスチックやボール紙、金属は、リサイクルのために海外に輸出されている。エストニア国内には廃棄物焼却炉は存在せず、今のところ具体的な建設計画もないが、混合焼却（co-incineration）は1つの可能性として残されている。バルト3国が共同で、廃棄物再生インフラの開発計画に乗り出すことに期待が集まっている¹¹⁹。

¹¹⁸ EUROPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

¹¹⁹ 脚注 118 に同じ。

(3) 査定と今後の方向性

廃棄物管理分野でエストニアが直面している最大の問題は、廃棄物埋立指令の実施である。特に、オイルシェールを発電燃料として利用した際に発生する灰（オイルシェール灰）の専用埋立地への処分が問題となっている。エストニアで発生するオイルシェール灰の量は年間約 500 万トンに及ぶが、オイルシェール灰は腐食性があることから、エストニアでは有害廃棄物に指定されており、強アルカリ性のスラリー（懸濁液）状となって埋立地に沈殿する。エストニアでは、有害廃棄物の 90%以上をオイルシェール灰が占めており、エネルギー生産から生まれたオイルシェール灰の埋立に関する EU 指令の導入に 2009 年 7 月 16 日まで移行期間が与えられた。EU 基準を満たしていない埋立地に廃棄されるオイルシェール灰の量については、中間目標値が設定されている。そのため、エストニアでは移行期間内にオイルシェール灰の埋立に関する新技術を開発し、実用化につなげるのが急務となっている¹²⁰。エストニアの埋立地の大部分が EU の環境基準を満たしておらず、このままでは廃棄物の輸送コストが増すため、企業や世帯の廃棄物処理料金に大きな影響が出ると見られている¹²¹。

また、包装・包装廃棄物指令に関する課題も残されている。あらゆる種類の包装廃棄物のための回収・再生システム開発は依然として着手されておらず、2001 年 6 月 30 日に採択された包装法が掲げた目標達成に向けた取り組みにも遅れが目立つ。この目標には、包装廃棄物の総重量の 50%以上と、材料としては 25%以上を再生することが含まれている。ただし、97 年に施行された包装物品税法は、飲料企業に飲料包装・包装廃棄物の回収とリサイクルを促進するだけの動機を与えた。飲料以外の種類の包装に関しては、包装のユーザーおよび包装済み製品の輸入業者に包装廃棄物の再生を促すような経済的メカニズムが存在しないことから、有効な再生システムが確立されていない¹²²。法的な強制だけでは企業や人々の行動や生産・消費習慣を変えるのに不十分であると考えられており、より有効な措置の導入が必要である¹²³。

最後に、国、地域、地区など、すべての行政レベル（特により規模の小さい自治体）に

¹²⁰ Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003.

¹²¹ European Commission, *Regular Report on Estonia's progress towards Accession*, 2002

¹²² Pille Jõekaar and Helle Haljak, Estonia Ministry of the Environment, 10 January 2003.

¹²³ Estonian Environment Information Centre, www.envir.ee/eng/index.html

おける行政能力の向上と、協力体制の強化の必要が指摘されている¹²⁴。

¹²⁴ European Commission, *Regular Report on Estonia's progress towards Accession*, 2002

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate A – エストニアチーム

Dirk Lange (チーム責任者)

Susanna May (農業、環境、水産業担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/estonia/index.htm>

欧州委員会によるエストニアの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/ee_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/ee_en.pdf

エストニア環境省

Toompuiestee 24, 15172 Tallinn

<http://www.envir.ee/>

Helle Haljak (廃棄物部門 議会議員)

Tel: +372 (0)62 62 863

Fax: +372 (0)62 62 869

Pille Jõekaar (廃棄物部門 担当責任者)

Tel: +372 (0)62 62 862

Fax: +372 (0)62 62 869

エストニア環境情報センター (Estonian Environment Information Centre)

33 Mustamae Tee, EE-10616 Tallinn, Estonia

Tel: +372 (0)656 54 42

Fax: +372 (0)656 40 71

<http://www.envir.ee/eng/index.html>

5. ハンガリー

(1) 背景と概観

ハンガリーの特徴は、行政区分が 19 のカウンティ（日本の県に当たる）と首都圏ブダペストに分かれていることにある。このように極めて進んだ地域細分化は同国の 1,000 年に及ぶ歴史的構造によるものであるが、環境やその他の行政面では大きな困難をもたらしている。例えば、各カウンティの規模は行政単位としては小さすぎ、EU の地域政策や構造基金（Structural Funds）の原則から見ると対象として該当しないことがある¹²⁵。これらの問題に対応するため、政府は 98 年に「地域開発法（Law of Regional Development）」を通過させ、国土を正式に 7 つの地方として区分した。しかし、この地方区分は各カウンティの特徴的なアイデンティティを反映できておらず、多くの旧行政区分と重複することから現在も混乱を招くことがある。

中央ハンガリーは 7 つの地方の中で面積が最小となっているが、全人口の 28% を有している（約 280 万人、うち 184 万人は首都ブダペストに居住）¹²⁶。さらに、ブダペスト市は年間 200 万人の観光客を受け入れている。このような大都市の中心地に典型的なことだが、ブダペストも廃棄物処理用地をその周辺地域の住宅地に大きく依存している。ハンガリーが有している焼却場はブダペストに設置されている 1 カ所だけだが、同市で収集された固形自治体廃棄物の 6 割を焼却している。90 年代初めには首都圏に 4 カ所の廃棄物埋立地があったが、そのどれもがすでに飽和状態に達し閉鎖を余儀なくされている。ブダペストで収集された残りの自治体廃棄物は、ペスト・カウンティの周辺地域にある複数の埋立地に運ばれている¹²⁷。

このほか、ハンガリーには国内約 20 カ所に年間処理能力 3,000 トンから 5 万トンの堆肥化プラントがある。また、生物系廃棄物の堆肥化用に 15 工場が新たに建設中となっている。嫌気性消化法を利用した廃棄物処理の分野では、下水汚泥と畜産ふん尿のバイオガス化の試験が進められている。2001 年にはハンガリー最初の機械生物的な前処理を行う試験工場

¹²⁵ Fleischer, T and Futo, P. (January/March 2003) *The impact of EU integration on Hungarian environmental policies: Social Network Analysis of waste management in the Region Central Hungary*, Budapest: ADAPT Project, http://www.vki3.vki.hu/~tfleisch/PDF/pdf03/ADAPT-HU-SNA-ENVIRO_030327.pdf

¹²⁶ Futo and Fleischer, 2003

¹²⁷ 脚注 126 に同じ。

が設立され、良好な結果が得られている¹²⁸。

¹²⁸ European Compost Network, *Hungary Country report*,
www.compostnetwork.info/countries/hungary.htm

(2) 実施主体

ハンガリーでは、環境省（Ministry of Environment）を含む6つの省が環境保護の責任を分担しており、各省とも国、地域レベルでの実施を担う様々な下部組織を持っている¹²⁹。さらに、12の地域環境監察当局（Regional Environmental Inspectorates/REIs）と19のカウンティ、7つの地方、9カ所の国立公園の間で責任を分担している。

最高監察当局（Chief Inspectorate）は、独自の予算を持つ行政庁であり、国レベルで活動を手がけている。有害廃棄物の輸出入ライセンスなどの許認可を発行しているほか、行政第二審機関でもある¹³⁰。

地域監察当局（Regional Inspectorate）は、最高監察当局とは別の予算で運営されている政府機関で、地域レベルの業務を行っている。環境に関する許可に責任があり、国立公園局と共同で行政第一審機関となっている。

固形廃棄物管理の責任を負っているのは主に地区政府（Local Government）で、中央政府や地方当局よりも重要な役割を担っている。「1991年地区政府法（The 1991 Act on Local Governments）」により、廃棄物処理所を含む地区の公益事業の権限が中央政府から3,000以上ある地区政府に委譲された。これにより、自治体廃棄物の管理責任も地区政府に移されたかたちとなった¹³¹。さらに管轄区域内に不法投棄された廃棄物の処理と公共スペースの維持も地区政府の業務とみなされている。地区政府は自ら100%を保有する地元の公益事業会社か、民間公益サービス企業への委託を通して管轄区域の廃棄物管理に当たっている。いくつかの区域では規模の経済を得るため、複数の自治体にまたがる協スキームに参加し、廃棄物の収集や処理、処分などを組織しているケースもある¹³²。また、「2000年廃棄物管理法（The 2000 Law on Waste Management）」により、地区政府はそれぞれの公共サービスを提供するため、他の地区政府と協力関係または提携契約を結ぶことができるようになった。

カウンティ政府（County Government）は、管轄地域における環境に悪影響を与えない廃

¹²⁹ European Commission, *Regular Report on Hungary's progress towards Accession*, 2002

¹³⁰ 脚注 129 に同じ。

¹³¹ Futo and Fleischer, 2003

¹³² 脚注 131 に同じ。

棄物処理を促進する責任を負っている。主要業務として以下のものがある。

- カウンティ単位の廃棄物処理計画を作成する。
- (地区政府と共同で) 廃棄物処理・処分に適した地域を選定する。
- 各自治体の廃棄物管理計画を集め、調和させる。
- 他のカウンティ政府と協力し、廃棄物管理に関する課題に取り組む。
- 複数の地区政府による合同廃棄物処理場建設を促進・支援する¹³³。

国家環境評議会 (National Environmental Council/NEC) は、環境政策を他分野の政策に統合することで、総合的な持続可能な開発を促進している。NECは科学界やNGO、産業界などから選ばれた代表者により形成されている。政府の諮問機関となっているほか、政府が打ち出した環境関連法やプログラムを各分野に反映させる役割も担う。また、ハンガリーの経済戦略や部門開発プログラムが作成される際には、それらが含む環境関連問題を評議している¹³⁴。

ハンガリーの複雑な環境行政システムは、詳細な行政法や行政手続き、比較的よく確立された実務慣行から成り立っており、異なる省庁や当局、組織間での協力が行いやすい状況になっている。さらに、省庁間特別調査委員会 (Inter-ministerial working group) が設置されており、定期的に環境基準への適応に関する問題を討議している¹³⁵。

主な政策

95年6月に採択された「環境製品課徴金法 (Act on Environment Product Fee)」は、包装に対する課徴金システムを定めたもので、包装材の重量と種類に応じ、最初に流通させる業者、利用者、または輸入業者がこれを支払う。対象には包装だけでなく、タイヤや冷却装置および冷却剤、電池、燃料といった廃棄物を発生させる製品も含まれている。課徴金システム導入の目的は、よりよい資源管理活動を奨励しそれらの活動に資金を調達することにある。厳格な基準を満たした企業には免税措置が適用される¹³⁶。ただし、これまでに

¹³³ 脚注 131 に同じ。

¹³⁴ European Commission, *Regular Report on Hungary's progress towards Accession*, 2002

¹³⁵ 脚注 134 に同じ。

¹³⁶ EUROOPEN – The European organisation for packaging and environment - www.europen.be

免税措置を適用されている企業はごく少数にとどまっている¹³⁷。

当初は徴収された課徴金の 75%は中央環境保護基金（Central Environment Protection Fund）を經由して包装廃棄物管理活動に注入され、残り 25%は同基金の運営に充てられていた。しかし、ハンガリー政府が 98 年にこの課徴金を税金に変換したことから、歳入の 60%は国家予算に組み込まれることになった。残り 40%が同基金に回され、産業包装廃棄物の回収や再生を手がける廃棄物管理企業に給付されていた。しかしながらこの構造はEUの要件と一致しないことから批判が集まり、同法はその後再び改正された。改正によって、2003 年 1 月より課税対象を包装材から包装そのものに変更した。そのため、包装された商品の製造業者も包装の製造業者と同様、課税されることになった¹³⁸。

「2000 年廃棄物法（Waste Law of 2000）」は、汚染者負担の原則の下、最終的には廃棄物となる製品の製造業者および廃棄物の排出者や保管者に、廃棄物の処理コストを負担するか廃棄物を処分することを義務付けた。同法の施行により、大量の廃棄物を発生させる大手製造企業と商社が共同で所有・運営する廃棄物管理企業の設立が相次いだ。さらに同法では、廃棄物管理を行う公益事業会社と廃棄物処理施設の運営企業に対し、環境監査を通し、埋立地が環境基準・技術的基準に適合していることを立証することが義務付けられている¹³⁹。

2001 年 1 月から施行された廃棄物法は、ハンガリーの廃棄物管理法とEUの包装・包装廃棄物指令を含む環境基準とを調和する内容となっている。また、同法は廃棄物管理を容易にするため、政府だけでなく地方自治体にも、生産者に廃棄物の分別回収とマーキングを義務付ける政令を発令する権限を与えている。同法ではこのほか、EUの包装再生・リサイクル目標の達成期限を定めている。これによると、すべての義務対象者は 2005 年 6 月 30 日までに、包装廃棄物の 50%以上を再生、25%以上をリサイクルし、リサイクルではさらに各素材別に 15%以上をリサイクルしなくてはならない。これは、EUの包装・包装廃棄物指令の完全導入期限として考えられている期限である¹⁴⁰。

「包装・包装廃棄物令（Decree on Packaging and Packaging Waste）」は 2002 年 5 月に採択

¹³⁷ 脚注 136 に同じ。

¹³⁸ 脚注 136 に同じ。

¹³⁹ Futo and Fleischer, 2003

¹⁴⁰ EUROOPEN – The European organisation for packaging and environment - www.europen.be

され、2003年1月から施行されている。同令が定める基準を満たしていない包装はすべて、2004年1月以降市場から回収される。包装廃棄物の引き取りやりサイクル、再生は包装業者および充填業者の義務となるが、将来的には製品を流通させる業者にも拡大させる予定である。

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

ハンガリーではこれまで、EU環境基準への準拠が順調に進んでおり、2001年末には、オーフス条約（Aarhus Convention、環境に関する情報へのアクセス権、環境問題の意思決定における市民参画、および環境問題に関する司法へのアクセス権の3つの権利について最低基準を定めた国際条約）もハンガリー法に取り入れた。廃棄物管理については、いくつかの分野で国内法を環境基準に沿って改定しており、2001年10月に埋立指令がハンガリー法に反映された¹⁴¹ほか、「廃棄物リスト（List of Wastes）」に関する行政令が2002年1月から施行されている。また、2002年5月には、「廃棄物法（Law on Waste）」および「包装・包装廃棄物法（Law on Packaging and Packaging Waste）」が採択された¹⁴²。このほか、廃棄物焼却と二酸化チタン産業による廃棄物に関するEU指令も国内法に転換されている。

2000年から2002年のハンガリーへの財政支援総額は、PHARE（新規加盟国向けの支援プログラム）から年間9,600万ユーロ、SAPARD（農業と農村開発のための新規加盟特別プログラム）から同3,870万ユーロ、ISPA（運輸・環境分野結束基金）から同7,280万ユーロ～1億400万ユーロであった。2000年のISPAによる援助総額は8,800万ユーロで、これは交通分野と環境分野に二等分された。環境部門における国家介入の優先分野としては、廃水処理と固形廃棄物処分の2つが挙げられている¹⁴³。

主な取り組み例

ミシュコルツ地方廃棄物管理プロジェクト（Miskolc Regional Waste Management Project）

¹⁴¹ European Commission, *Regular Report on Hungary's progress towards Accession*, 2002

¹⁴² 脚注141に同じ。

¹⁴³ 脚注141に同じ。

同プロジェクトは、ハンガリーで最も貧しい地方において、最新式の廃棄物管理システムを導入することによって、持続可能な開発を促進するために設計されたものである。プロジェクトの対象となっているのはミシュコルツ市と Borsod-Abauj-Zemplen カウンティ内にある 37 居住区で、カバーする地域の人口は 26 万 2,000 人、廃棄物量は年間 31 万 3,000 トンとなっている。この地域には不法投棄場や管理されていない埋立地が多々あり、技術的に適切な保護がされていない。これがミシュコルツ市周囲地域で地上・地下帯水層が汚染されやすいという特有の問題を発生させている。

この新しい廃棄物管理プロジェクトでは、段階を踏んで処理に回される廃棄物量を半分まで削減させることで、最終的には上記の汚染を防止することを目指している。廃棄物総量の 3 分の 1 を処理（堆肥化）後に自然循環に戻し、環境基準を満たしていない廃棄場や埋立地は閉鎖する。プロジェクトの主な特徴には以下のものが含まれる。

- 廃棄物の分別収集とリサイクルの段階的な実施
- 堆肥化プラント
- ミシュコルツにある埋立地および居住地にある不適切な埋立地 18 カ所を 2003 年 12 月までに改善または閉鎖

プロジェクトに期待されている成果は以下の通り。

- 地上・地下水源の保護
- 国立公園の保護と観光事業の開発
- 住民の保健・衛生状態の向上
- 大気の質と景観の改善

プロジェクト費用のうち主要部分を占める建設・開発費は 980 万ユーロで、機械設備費は 180 万ユーロである。投資総額のうち中央政府が 20%、地区当局が 10%を負担する¹⁴⁴。

¹⁴⁴ Commission Directorate General for Regional Policy, *Overview of ISPA projects in Hungary*

(3) 査定と今後の方向性

ハンガリーでは環境政策実施の阻害要因となっているのは、極端な地域分化と地方分権化に起因する複雑な国家構造と行政能力である。依然として、6つの省と国・地方が管轄する数多くの政策実施機関の役割と行政能力には重複するところがあり、混乱を生じさせている。この結果、環境対策の細分化が進み、不必要な作業が大量に生じている。システム全体での合理化が必要不可欠であり、特に許認可や準拠のチェック、施行業務などの分野においては急務である。また、適切なモニタリングや法施行を強化するためには、より多くの人材を適所に配置することが必要である¹⁴⁵。

改善の速度が加速しない限り、2005年までに廃棄物の50%を再生させるという目標の達成は困難となる。現在、世帯で発生する包装廃棄物で再生されているものはほとんどない。ハンガリーでは自治体廃棄物向けの焼却炉が1基に限られていることから、世帯からの包装廃棄物の再成率を少しでも引き上げるためには、わかりやすい分別回収と仕分けを行う包括的なシステムの導入が不可避である¹⁴⁶。

自治体レベルの廃棄物処理施設を改善するためには多くの課題が残されているが、特に有害廃棄物の分野でそれが顕著である。現在ハンガリーで728カ所の未登録埋立地があるが、そのうちEU基準を完全に満たしているのは6カ所に過ぎない(67カ所については基準達成に向けて再開発中)。低容量の埋立地の多くでは環境基準の達成が困難である上、依然として多くの不法埋立地が残っている。有害廃棄物の管理や、EUで輸送される廃棄物については、更なる調和が必要となっている¹⁴⁷。

計画およびプログラム策定の面では、国家廃棄物管理計画や(REIsによる)地方計画、(自治体による)地区計画、(様々な業者による)個別廃棄物管理計画などを作成する必要がある。最後に、中小企業やその事業者組合の間に、廃棄物管理の重要性に対する認識を高めることが必要である。中小企業は大企業と比べ、廃棄物管理基準への準拠や革新的な技術の導入の面で遅れをとっている¹⁴⁸。

¹⁴⁵ European Commission, *Regular Report on Hungary's progress towards Accession*, 2002

¹⁴⁶ EUROOPEN – The European organisation for packaging and environment, www.europen.be

¹⁴⁷ European Commission, *Regular Report on Hungary's progress towards Accession*, 2002

¹⁴⁸ Futo and Fleischer, 2003

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate B – ハンガリーチーム

Pierre Mirel (代表責任者)

Dirk Schübel (エネルギー、環境、交通担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/hungary/index.htm>

欧州委員会によるハンガリーの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/hu_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/hu_en.pdf

ハンガリー環境水質省

Pal Bozo, Chief Information Officer

1 Fo utca 44-50, P.O. Box 351, H-1394 Budapest

Tel: +36 (0)1 457 33 69

Fax: +36 (0)1 2012361

Email: bozo@kik.ktm.hu

<http://www.ktm.hu/>

ハンガリー堆肥協会 (Hungarian Compost Association)

Magyar Minősegi Komposzt Tarsasag

Mr. Alexa Laszlo

Pater K.u. 1, HU-2100 Gödöllő, Hungary

Tel/Fax: +36 (0)28 522 084

Mobile: +36 (0)30 961 2602

Email: info@profikomp.hu

ORBIT協会 欧州堆肥ネットワーク

P.O. Box 22 29, D-99403 Weimar (Germany)

Josef Barth (代表責任者)

Tel: +49 (0)25 22 96 03 41

Fax: +49 (0)25 22 96 03 43

Email: info@compostnetwork.info

<http://www.compostnetwork.info>

6. ラトビア

(1) 背景と概観

ラトビアの環境状況を特徴付けるとともにその改善の妨げとなってきたのは、全国レベルの効果的な統合廃棄物管理システムが存在しないことである。ラトビアの廃棄物量は年間 60 万トンと推定されており、そのうち 3 分の 2 が家庭で発生するゴミで、残り 3 分の 1 が企業や機関によるものと見られている¹⁴⁹。首都リガには全人口の 3 分の 1 が集中しているが、同市で収集される世帯ゴミの量は全体の 40% にのぼっている。建設廃棄物、家庭で発生する有害廃棄物、医薬品廃棄物、有害廃棄物の量も相対的に多くなっている。ただし廃棄物のうち中央システムによって収集されるのは全体の 55% に過ぎず¹⁵⁰、ラトビアで廃棄物収集サービスを利用できる人口も全体の 60% にとどまっている。その結果、廃棄物の多くは森林や道路沿い、水域周辺などに不法投棄されている。政府では信頼できる廃棄物目録がないため、このような廃棄物のほとんどは登録されないままである。

リガで収集された廃棄物は、リガの南東約 15 キロメートルに位置する埋立地に運ばれるが、この埋立地は、地質的にも水理地質学的にも廃棄物投棄場としては不適切な位置にある。廃棄物管理のための財源は個人や法人主体による支払いで賄われている¹⁵¹。

ラトビアでは家庭ゴミのリサイクルを実施する可能性は高いとはいえない。廃棄物を資源としてリサイクルに利用するには、分別が必要不可欠となる。現在、廃棄物の分別に関して小規模な試験プロジェクトがいくつか実施されているに過ぎない（リガ、エルガワ、バルミエラ、リエパーヤの 4 地域）。廃棄物はボール紙、ガラス容器、鉄および非鉄金属、ポリエチレンに分別される。これらは分別後、一括圧縮されてリサイクル工場へ運ばれる。ただし、同埋立地からリサイクル用として輸送される素材は処分された廃棄物全体の 2% に過ぎない。2001 年 3 月にはバルミエラ地域にラトビア初の廃棄物収集・分別センターが誕生した。同センターでは、ガラス、プラスチック、スクラップ紙、金属、タイヤ他の素材を分別している¹⁵²。

¹⁴⁹ Latvian Environment Agency, *Environmental Indicators in Latvia*, 2002
www.vdc.lv/soe/2001_eng/faktori/atkritumi/atkritumi.htm

¹⁵⁰ 脚注 149 に同じ。

¹⁵¹ 脚注 149 に同じ。

¹⁵² *Third National Communication of the Republic of Latvia under United Nations Framework Convention*

ラトビアでは包装の生産が比較的少なく、その多くを輸入に頼っている。そのため、過去 10 年で輸入包装の量が劇的に拡大し、複雑包装の輸入量も増加したが、これらはリサイクルの義務がない。包装の輸入増の影響は、生産された場所で廃棄物の量を減少させるための法的規制や行動計画が不十分であることから深刻化している。ラトビアのリサイクル能力は極めて低く、エネルギー再生能力もほとんどない。さらに、紙・ボール紙とプラスチックのリサイクル業者は、ラトビアで回収された素材よりも、回収に助成金が給付されている国から輸入した素材を使う方が経済的には有利であることに気付いている¹⁵³。

(2) 実施主体

ラトビアの環境政策の中核を担っているのは、環境保護・地域開発省 (Ministry of Environmental Protection and Regional Development) である。同省の中には、いくつかの専門機関が設置されている。それらの機関には、戦略・情報ユニット (Strategy and Information Unit) やラトビア環境局 (Latvian Environment Agency)、遺伝子組み換え体 (GMO) モニタリング協議会 (Monitoring Council of GMOs)、包装管理協議会 (Council of Packaging Management)、放射能安全センター (Radiation Safety Centre) などがある。

ラトビア環境局は、環境情報へのアクセスと報告要件を所管している。同局は 2000 年 9 月に、環境諮問モニタリングセンター (Environment Consultation and Monitoring Centre) と環境データセンター (Environmental Data Centre) の合併により誕生した¹⁵⁴。同局は環境関連データや情報を編集・加工し、一般市民に公表している。同局の主な業務には以下のものがある。

- 国家環境情報システムの確立
- 環境アセスメント制度の開発
- 環境情報への自由なアクセスを一般市民に保証

また、包装管理協議会 (Council of Packaging Management) が 2000 年 12 月に設立された。

on Climate Change, 13 November 2001

¹⁵³ EUROPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

¹⁵⁴ European Commission, *Regular Report on Latvia's progress towards Accession*, 2002

同協議会は企業が提出した包装廃棄物の回収に関するプログラムの評価を行うほか、包装管理分野で活動しているNGOとの協力体制を築いている¹⁵⁵。

地区レベルでは、自治体が各管轄区における家庭ゴミの管理を担当している。ラトビアでは、家庭ゴミの収集と保管は、主に自治体内の企業が行っており、そのうち50%は民間企業がカバーしている¹⁵⁶。自然保護と環境法の実施を強制する機関としては、環境保護監察当局（Environmental Protection Inspectorates）がある。

¹⁵⁵ 脚注 154 に同じ。

¹⁵⁶ Latvian Environmental Protection Fund, *Strategy for Sustainable Development of Latvia*, 13 August 2002

主な政策

ラトビアでは近年、EU加盟準備の一環として国内の環境関連法を大きく改定した。これは特に、廃棄物管理分野において顕著である。「自治体廃棄物埋立地の管理 (Management of Municipal Waste Landfills)」に関する法律は2000年に議会を通過した。また、2001年には「廃棄物のリサイクルと埋立方法 (Means for Waste Recycling and Landfilling)」と、「廃棄物焼却と焼却工場の諸条件 (Requirements for Incineration of Waste and Incinerator Plants)」に関する法律も採択されている。さらに、廃棄物の収集、保管、輸送の認可システムを改善するための法律も承認されている¹⁵⁷。

2002年7月、包装や包装廃棄物の回収、再利用、リサイクルに関する条件をまとめた「包装法 (Packaging Law)」が施行された。EUの包装・包装廃棄物指令に従い、包装製造業者に対し、包装廃棄物の管理と、使用している包装材の情報の提供を義務付けた。包装業者は政府が認可する組織に加入するか、基準を準拠している業者として環境保護・地域開発省に個別に登録する必要がある。後者の場合、業者独自で包装廃棄物の回収と再生システムを構築し、企業アクションプランの進捗状況を毎年同省に報告しなくてはならない¹⁵⁸。

政府は包装の再利用を促進するため、包装にデポジットを課し返却時に返金するシステムを設立する計画を打ち出している¹⁵⁹。ラトビアでは現在、包装に自然資源税 (Natural Resources Tax) が課されており、徴収金はリサイクルや再利用に関する活動への助成金として同業界に再投入されている。この助成金は、ガラスやポリエチレンの包装の回収とリサイクルを促進しているが、この方法を問題視する向きもある¹⁶⁰。

2003年3月に、EU指令の一般廃棄物および有害廃棄物管理に関する項目を反映させた新しい「廃棄物管理法 (Waste Management Law)」が施行された。現在、同法をベースとした「国家廃棄物管理計画 (National Waste Management Plan)」の作成が進行している。同計画には、早急な対応が求められている廃棄物情報の収集・管理と分析に関するシステム構

¹⁵⁷ The Bulletin, The quarterly magazine of the REC. Volume 11 Number 1- April 2002
<http://bulletin.rec.org/bull111/ceelaw.html>

¹⁵⁸ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

¹⁵⁹ The Bulletin, The quarterly magazine of the REC. Volume 11 Number 1, April 2002
<http://bulletin.rec.org/bull111/ceelaw.html>

¹⁶⁰ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

策が含まれている。また、同計画は以下の点を通して、廃棄物の発生抑制に焦点を当てている。

- 最新技術の活用
- 資源の高効率利用
- 賢明な消費者行動
- 全住民に中央廃棄物管理システムのサービスを提供
- 廃棄物製品の経済還元（リサイクルなど）¹⁶¹

さらに、政府は回収、包装（または再包装）、表示、有害廃棄物の一時保管などに関する地域施設の開発に乗り出している¹⁶²。

地区レベルでは、「自治体廃棄物管理戦略（Municipal Waste Management Strategy）」が実施されている。戦略の柱となっているのは、環境基準を満たしていない既存埋立地の閉鎖と、最大で12カ所の新しい自治体衛生廃棄物埋立地の建設である。また、いくつかの環境基準を満たしていない廃棄場を収集・分別・再積荷場として再開発する計画も含まれている。自治体廃棄物埋立地の建設は、リガ、リエパーヤ、ベンツピルスなどで開始されているほか、同様のプロジェクトもいくつか進行している。また、リガとリエパーヤの自治体衛生埋立地では、生物ガスを収集してエネルギー利用する計画が打ち出されている¹⁶³。

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

ラトビアでは近年、EU環境基準への準拠に大きな進展が見られた。最も大きく改善した分野の1つに廃棄物管理がある。新しい廃棄物管理法は、特に廃棄物の種類区分、埋立地、廃棄物収集・保管・輸送に関する分野での整備に貢献した。蓄電池の回収システムは長期にわたって実施されていたが、家庭で使用した電池の回収システムも最近になって導入されている。しかし、廃油からのエネルギー再生を実現するためには更なる努力が必要

¹⁶¹ Latvian Environmental Protection Fund, *Strategy for Sustainable Development of Latvia*, 13 August 2002

¹⁶² 脚注161に同じ。

¹⁶³ Latvian Environment Agency, *Environmental Indicators in Latvia*, 2002
www.vdc.lv/soe/2001_eng/faktori/atkritumi/atkritumi.htm

である。2003年9月時点では、ラトビアで収集された廃油はすべて焼却処分されている。ポリ塩化ビフェニル（PCB）およびポリ塩化テルフェニル（PCT）に関する調査も必要である。

2000年から2002年のラトビアへの援助総額は、PHARE（新規加盟国向け支援プログラム）から年間3,000万ユーロ以上、SAPARD（農業と農村開発のための新規加盟特別プログラム）から同2,220万ユーロ、ISPA（運輸・環境分野結束基金）5,720万ユーロとなっている。ISPAについては、政府は輸送と環境に関する戦略を作成し、2000年に完成させた。政府はISPAの用途の優先分野の1つとして、廃棄物管理（特に古い埋立地の閉鎖とEU基準を満たした新埋立地の建設）を挙げている¹⁶⁴。

なお、ラトビアは包装・包装廃棄物指令の施行について、2007年末まで移行期間が認められている。

主な取り組み例

リエパーヤ地方における新しい廃棄物管理システムの創出

リエパーヤはラトビアで3番目に大きな都市で、バルト海の東岸に位置している。不凍港があり、周辺の主要産業地域への電車・自動車などのネットワークが良いことから、交通・商業の要所となっている。面積3,600平方キロメートルのリエパーヤには、約14万6,000人が居住している。ただし、リエパーヤの廃棄物埋立地はすべて衛生基準を満たしておらず、27カ所に散在する既存埋立地では環境保護対策が採られていない。リエパーヤでは近年、廃棄物量の増加に悩んでいるが、廃棄物の撤去と管理インフラなどサービスの対象となっている住民は全体の69%にとどまっている。

これを受けて、リエパーヤ市では環境的にも経済的にも持続可能な固形廃棄物管理システムの設立に乗り出した。新システムはラトビアの「国家 ISPA 戦略（National ISPA Strategy）」と「自治体廃棄物管理プログラム 500（Municipal Waste Management Programme 500）」に即したものとして開発が進められる。同施策の主な内容は以下の通り。

¹⁶⁴ European Commission, *Regular Report on Latvia's progress towards Accession*, 2002

- 全地域における廃棄物埋立地組織を一本化し、違法な廃棄物管理をなくす。また、2005年までにサービス対象住民の割合を都市部で100%、非都市部で65%（合わせて全体の92%）に引き上げる。
- EU廃棄物埋立指令（1999/31/EC）の条件を満たした単一埋立地の建設。新埋立地は、リエパーヤから7キロメートル離れた旧軍用地に建設される。
- エネルギー細胞（5.5ヘクタールで有機廃棄物の生物分解を加速）、埋立ガス収集利用システム、発電機を段階的に導入する。
- 有害廃棄物の国立処理施設が完成するまで、それらを埋立地で一時的に保存する。
- 道路アクセスや廃棄物収集設備、住民への情報サービスおよび教育プログラム、埋立地設備を改良する。
- 既存の廃棄場（計約45ヘクタール相当）をすべて閉鎖し、再開発する。
- ガラス、プラスチック、金属の分別回収・リサイクルを実施するため、26カ所に回収ポイントを設ける。

これらの取り組みにより、以下の効果が期待されている。

- 公衆衛生の改善
- 大気の質の向上
- 埋立ガスの収集（発電のほか、温室効果ガス排出の削減はCO₂を含む埋立ガスで推定排出量年間26万トンにのぼる。）
- 土壌と地下水の汚染防止（管理されていない廃棄場27カ所を閉鎖することで、土地・不動産価格の上昇につながる。）
- 雇用者数の増加（60カ月間の建設段階において10人の直接一時雇用が創出されるほか、運用段階で17人の直接雇用が生じる。）

(3) 査定と今後の方向性

ラトビアでは、新規加盟（候補）国に共通する問題となっている資金不足によって、環境プログラムの実施が困難になっている。ラトビアではこれまで、廃棄物管理の組織化やリサイクル活動への助成金、環境教育や普及・啓蒙キャンペーンの実施、情報の作成などの分野で適切に資金を活用できていなかったことから、資金不足はさらに深刻なものとなっている。特に中小企業をはじめとした廃棄物排出者は、短期間のうちに3～5倍に膨らんだといわれる環境基準への準拠コストを負担できないこともある。

現在のラトビアの廃棄物管理システムは、組織化されていない機関構造と廃棄物問題に関する情報の不足、住民関与の低さといった問題を抱えている¹⁶⁵。廃棄物管理の中でも特にリサイクル活動はその成果を上げるためにインフラ整備と住民関与が不可避となる分野である¹⁶⁶。廃棄物管理法（Waste Management Law）と国家廃棄物管理計画（National Waste Management Plan）の実施に際しての主な問題には、以下の点が挙げられる。

- 住民に情報や環境教育を提供するための定着した方法や実施構造が存在しない。
- 地方当局では、環境関連計画（特に新しい家庭ゴミ廃棄場の建設）を実施するために必要な資金と信用金融へのアクセスが不足している。2003年から2012年の10年間に必要となる資金は、自己資金で2,750万ユーロ、借入資金で3,590万ユーロである。
- 同計画には既存廃棄場の閉鎖とその後の管理に関する規定がない。このため、これらの業務を実行するために必要な予算も考慮に入れられていない。
- 家庭ゴミの分別の導入が遅れている。現在のところ、小規模なパイロットプロジェクトが実施されているのみである（リエパーヤを始めとする5都市で、ガラスと紙、金属について廃棄物分別を試験的に実施している）。
- 現在ラトビアで処理できる二次廃棄物はごく一部に過ぎない。このため、近隣諸国との協力によって作業を分担（例えば、ガラスやプラスチック、ボール紙、金属のリサイクル分野）し、不足分野を補完する必要がある。

¹⁶⁵ Cities Environment Reports on the Internet (CEROI) Project - Urban Environment Information Gateway, *State of the Environment in Riga*, 2001, www.ceroi.net

¹⁶⁶ EUROPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

行政面では、国、地方、自治体の各レベルで引き続き行政能力を強化する努力が必要である。自然保護や、自治体レベルで環境保護監察当局の施行能力については特に注視する必要がある。監察に携わる諸機関の業務範囲を見直すことで、同分野における労働力および資源の合理化が可能となるかもしれない。

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate A – ラトビアチーム

Manel Camós Grau (代表責任者)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/latvia/index.htm>

欧州委員会によるラトビアの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/lv_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/lv_en.pdf

欧州委員会地域政策総局

Directorate F: ISPA (運輸・環境分野結束基金) と加入前の政策

Luis Riera Figueras (ディレクター)

Rue de la Loi 200, B-1049 Brussels

Tel: +32 (0)2 296 5068

Fax: +32 (0)2 296 1096

Email: luis.riera-figueras@cec.eu.int

Unit F2: エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドユニット

Friedemann Allgayer (代表責任者)

Tel: +32 2 299 4389

Fax: +32 2 296 5184

Email: Friedemann.Allgayer@cec.eu.int

ラトビア環境保護・地域開発省

Ms Ilze Donina (担当責任者)

Tel: +371 (0)7026515

Email: ilze.donina@varam.gov.lv

www.varam.gov.lv/Esakums.htm

ラトビア環境局

Straumes 2, Jurmala, LV-2015

Tel: +371 (0)7811492

Fax: +371 (0)7811494

Email: lva@lva.gov.lv

www.lva.gov.lv

ラトビア地方・地域政府の常任理事協会 地方・地域政府連合の構造ユニット

Bruno Otersons (顧問)

Tel: +371 (0)722 1102

Fax: +371 (0)7212241

Email: bruno@lps.lv

www.lps.lv

ISPA ラトビア

Mr Valdis Dombrovskis (財務相)

Smilšu Iela 1, 1919 Riga

Tel: +371 (0)722 6672

Fax: +371 (0)709 5503

欧州委員会代表団

Mr Andrew Rasbash (代表責任者)

World Trade Centre, Tornu st, 4 block 1c, Jacob's Barracks, 1050 Riga

Tel: +371 732 5270

Fax: +371 732 5279

Email: <mailto:dellat.cec.eu.int>
www.eiropainfo.lv/indexfla.htm

7. リトアニア

(1) 背景と概観

リトアニア環境省によると、2000年度に発生した非有害廃棄物の量は約620万トンで、そのうち約20%が一般世帯から発生したゴミであった。このほとんどは埋立地に直行する。このため環境保護の中でも、廃棄物管理についての対応が急務となっている。2000年、埋立地に廃棄された非有害廃棄物量は200万トンで、リサイクルされた廃棄物量は45万トンに過ぎない。さらに悪いことに、リトアニアの廃棄場は欧州の環境保護要件や衛生基準に適合していない。リトアニアには約800の埋立地があり、その内の300カ所は日常的に使用されている。2009年までにこのすべてを閉鎖し、近代的な埋立地を設置しなくてはならない。

(2) 実施主体

廃棄物管理関連法の策定と施行を手がけている主要機関は環境省（Ministry for Environment）だが、「国家廃棄物管理プログラム（National Waste Management Programme）」は経済省（Ministry for Economy）の管轄となっている。同プログラムの目標は以下の通り。

- 廃棄物の発生防止と再生の促進
- 二次原料を使用した製品のための適正な市場環境作り
- 廃棄物の安全処分
- 国の廃棄物管理システムの確立

地方自治体は、管轄区域を対象とした「自治体廃棄物管理計画（Municipal Waste Management Plans）」を作成し、廃棄物管理を規制する法令の作成と実施の責任を担っている。自治体は廃棄物の収集と処理を監督している。以下の業務は自治体の責任の一部である。

- 埋立地の建設、利用、再開発、モニタリング
- 二次原料の回収
- 廃棄物の発生管理に関するプログラムの作成と実施
- 自治体廃棄物の処理場の立地選定

- これらに必要な資金の確保¹⁶⁷

自治体の多くは、自治体廃棄物のリサイクル活動の基盤となっている「廃棄物管理ルール (Rules for Waste Management)」に従っている。リトアニアでは、ローカル・アジェンダ 21 (Local Agenda 21/LA21) も推進しており、現在、15 都市が LA21 のプロセスを進めている。

「2000 年地方政府法 (Law on Local Government 2000)」は、地方自治体の具体的な機能と責任を詳細に定めたものである。ここでは特に、以下の公共サービス分野を契約ベースで委託する際の規定を定めている。

- 景観の維持・保護
- 熱源と水の中央供給システムと廃水処理の組織化
- 環境保護・改善
- 家庭ゴミの管理システムの構築、リサイクル廃棄物の回収、リサイクル廃棄物の再利用、廃棄場の建設・維持

環境政策の実施状況を視察監督する機関は環境保護監察当局 (Environmental Protection Inspectorate) で、全国に 8 つの地方支部と、54 の市町村に支局を設置している。このうち、地方支部は主に、許可の発行や環境アセスメント、研究所のコントロール、環境規制の実行を担当している¹⁶⁸。

持続可能な開発に関する国家委員会 (National Commission on Sustainable Development/NCSD) は 2000 年 7 月の政府決定を受けて発足した。同委員会の主な役割は、持続可能な開発に向けた基本原則の実施を保証することにある。これは、政策形成を通し、また、省庁や政府機関、その他関連機関のコーディネートをを行うことで、同分野における共同プロジェクトを実施する。同委員会は、リトアニア首相を委員長とし、国や自治体や、科学分野、NGO、協会、連盟などからの代表者で構成されている。常任委員数は 23 人で、必要に応じて 14 人の特別委員が加わる。

¹⁶⁷ European Commission, *Regular Report on Lithuania's progress towards Accession*, 2002

¹⁶⁸ 脚注 167 に同じ。

主な政策

EUの廃棄物指令やその他施策を盛り込んだ「廃棄物管理法（Waste Management Law）」は98年6月に採択され、2000年3月から施行されている。同法は、廃棄物管理に関する各省庁（環境、健康、経済、建設、都市開発など）および地方自治体の責任・権限を規定している。また、国、地方、地域の行政当局に対し、特に包装廃棄物に関する項目を含む廃棄物管理計画を策定することを義務付けている。包装廃棄物の回収、リサイクル、処分を管轄するのは地区当局である。また同法では、廃棄物管理プロジェクトに財政支援を行う廃棄物基金（Waste Fund）の設立が盛り込まれているが、これは産業界が資金を負担することになる見通しである¹⁶⁹。

98年6月に採択された廃棄物管理法の中で設立が求められている地区ごとの廃棄物管理システムが、リトアニア全土をカバーするのは2006年以降となる見通しである。しかし、2002年4月に承認された「国家廃棄物管理戦略計画（National Strategic Waste Management Plan）」¹⁷⁰には、地方における廃棄物管理システム開発に向けた目標値や措置、活動などが盛り込まれている。

EUの包装に関する規制を国内法として反映させた「包装・包装廃棄物法（Packaging and Packaging Waste Law）」は、2001年9月に採択され、2003年1月から施行されている。同法では汚染者負担原則の下、包装と包装廃棄物の回収、リサイクル、再利用の国内目標値の達成は、製造業者と輸入業者の義務となっている。この目標値に満たない場合は、製品課徴金を支払わなくてはならない。関連業者は包装廃棄物の管理システムを独自に確立するか、これを専門とする組織に委託するかを選択する。また、販売業者は顧客に対して包装・包装廃棄物の返却の方法に関する情報を販売時点に提供する義務がある。さらに、同法では新しい預かり金システムがカバーする包装の種類を規定するほか、その実施に向けたガイドラインも提供している¹⁷¹。現在、すべての包装は、包装に使用する有害物質の含有量が政府の定める許容量上限を超えていないことを保証するため、使用している材料を

¹⁶⁹ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

¹⁷⁰ 脚注 169 に同じ。

¹⁷¹ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

表示するマーキングが義務付けられている。

2001年10月に、「廃棄物の輸出入およびトランジットに関する規則 (Regulations Waste Import, Export and Transit)」が採択された。これにより、EUの廃棄物の輸送に関する欧州指令 (EEC/259/93) が完全に国内法に転換された。また、廃棄物埋立処分に関する指令 (1999/31/EC) との調和は、現行規則の改正で対応した。「既存埋立地の閉鎖に関する規則 (Regulations on Close of Existing Landfill sites)」は2001年10月2日、「不活性埋立地の建設に関する規則 (Regulations on Construction of Inert Landfills)」は2002年3月20日に承認された。

リトアニア環境省は2001年12月、「使用済み電池および蓄電池管理に関する規則 (Regulations on Management of Spent Batteries and Accumulators)」を採択した。これは、廃電・蓄電池に関する一連のEU指令 (91/157/EEC、98/101/EEC、93/86/EEC) の大部分を満たすものとなった。また、2002年5月には、使用済み電池・蓄電池の管理に関する国家プログラムが承認されている。また、新しい「環境汚染に関する課徴金法 (Law on Environmental Pollution-related Charges)」が2002年1月に採択され、2003年1月1日から施行されている。これにより包装のほか、中古タイヤや蓄電池などにも課徴金が課されるようになった。

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

リトアニアはEU環境基準への準拠を高水準で達成しており、特に廃棄物管理における法制度や戦略策定、コスト評価などにおいて大きな進展が見られた。2001年2月には、「自治体廃棄物のリサイクルに関する戦略計画 (Strategic Plan for the Recycling of Municipal Waste)」と「(非有害) 自治体廃棄物の埋立地ネットワークに関する戦略計画 (Strategic Plan for a Network of Landfills for Non-Hazardous (municipal) Waste)」が採択された。さらに、国家廃棄物管理戦略では廃棄物分野におけるEU指令の基準を満たすための具体的な活動や措置が盛り込まれている。リトアニアが現在も直面している主要な課題の1つは、これらの計画実施に向けた十分な資金を調達することである。また、地方行政の構造の強化は急務である¹⁷²。

¹⁷²

European Commission, Regular Report on Lithuania's progress towards Accession, 2002

これらの障害があるにもかかわらず、リトアニア政府は廃棄物部門におけるEU法の実施に積極的に取り組んできた。「環境資金調達戦略 (Environmental Financing Strategy)」（2001年）と国家廃棄物管理戦略計画の採択（2000年）がその顕著な例である。

主な取り組み例

アリトゥスとカウナスにおける新しい廃棄物管理システムの確立

アリトゥス・カウンティ（県に相当）とカウナス・カウンティの総面積は6,579平方キロメートルで、人口24万5,416人を擁している。これら2つのカウンティが共同で、欧州委員会の支援のもと、EUおよびリトアニアの厳格な環境基準を満たす新しい廃棄物管理システム作りには乗り出している。このプロジェクトには、自治体廃棄物の収集・輸送の組織化、廃棄物管理と処理施設の開発が含まれている。同プロジェクトが革新的といえるのは、民間部門とのパートナーシップによって実施されていることで、自治体廃棄物の収集・輸送、分別・リサイクル、施設や特殊車両への投資は民間部門が担当することになる。都市部（人口約14万人）と住宅地（人口約7万2,000人）からの回収が優先され、同プロジェクトの導入が完了する2004年までには都市部全域と住宅地から出る廃棄物の80%を回収し、中央で一括処理するようになる見込みである。

プロジェクトの目的は、アリトゥス・カウンティとその隣接地域における廃棄物収集・処理を環境的に持続可能な手法で実施しEU指令の基準を満たすこと、また汚染者負担の原則を徹底させることにある。これを達成するために、以下の段階を踏む必要がある。

- 欧州およびリトアニアの環境規制に準拠した大型（28.4ヘクタール）埋立地とリサイクルセンターの設立
- 有機廃棄物のコンポスト加工と、リサイクル可能な廃棄物の回収
- アリトゥスの既存埋立地（同地域で最大規模）を閉鎖、環境への安全性を確保
- 汚染者負担の原則を徹底させるため、埋立地に運ばれる廃棄物の重量を測定

コンポスト加工やリサイクルの実施を通して、2010年までに廃棄物量を25%削減することができると見られている。また、回収・リサイクルされる包装廃棄物の割合は、2002年の25%から2006年には38%まで増加することが期待されている。国家有害廃棄物プロ

グラム (National Hazardous Waste Programme) により、有害廃棄物は分別回収し処理される予定となっている¹⁷³。

¹⁷³ European Commission DG Regio, *ISPA and pre-accession measures*, www.europa.eu.int/comm/regional_policy/funds/ispa/lithua_en.htm

(3) 査定と今後の方向性

リトアニアではEU新規加盟の要件を満たすための努力を通じて、廃棄物管理を大きく転換させることに成功している。しかし、いくつかの問題が依然として残っている。まず、導入しようとしている新システムがいくつかの自治体を含む地域を対象としていることにある。リトアニアではこのような形式のシステムを運営した経験がなく、それを軌道に乗せるためには支援が必要不可欠である。支援が必要な分野には、自治体間の相互協力、収集と輸送の組織化、二次原料と生分解性廃棄物の分別・回収、地域システムの資金調達、料金徴収が含まれる。

2つ目の問題は、国家廃棄物管理計画には、その実施に必要となる資金調達への計画が抜け落ちていることがある。例えば、リサイクル分野においてはリトアニアには十分な処理能力があり、使用済みの紙やガラスを輸入するまでに至っている。しかしながら、同システムには資金調達の基盤がないこと、二次原料の市場が小さいことなどが問題となっている。なお、リトアニアでは廃棄物焼却炉を持たないが、それを設置する計画もない¹⁷⁴。

さらに3番目の障害として挙げられるのは、一般市民の間で廃棄物管理に対する理解や責任感が浸透していないことがある。リトアニアではリサイクル廃棄物を扱う企業の存在は認知されており、それらの企業の製品も実際に使用されているにもかかわらず、それらが二次原料から作られた環境的に価値の高い商品であることについては強調されていない。この結果、国民の間では廃棄物を分別する意識に欠け、多くの人々は廃棄物はすべて埋立地に直行するものと捉えられている。ただし、この状況を変えるための努力は始まっている。

リトアニアでは2010年までに廃棄物量を25%削減するほか、分別廃棄物のリサイクル率を2007年までに9%、2012年には12%まで引き上げるという目標に向けた取り組みを開始している。また自治体は、2003年には包装廃棄物の回収率を50%以上に引き上げることも狙っている。これらの水準を達成するため、廃棄物回収の改善だけでなく、一般市民の意識改革にも取り組んでいる。現在、キャンペーンの効果もあり、一般市民の間にも環境に関する情報が広がりつつある。廃棄コンテナの設置増加に伴い、リサイクルできる廃

¹⁷⁴ EUROPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

棄物量も増加する可能性がある。政府はまた、既存埋立地の閉鎖と再開発にも乗り出している。

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate A – リトアニアチーム

Anders Henriksson (代表責任者)

Liisa Tanttari (環境、農業、水産業担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/lithuania/index.htm>

欧州委員会によるリトアニアの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/lt_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/lt_en.pdf

欧州委員会地域政策総局

Unit F2: エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドユニット

Friedemann Allgayer (代表責任者)

Rue de la Loi 200, B-1049 Brussels

Tel: +32 (0)2 299 4389

Fax: +32 (0)2 296 5184

Email: Friedemann.Allgayer@cec.eu.int

リトアニア環境省

Liutauras Stoksus (科学・環境研究調整部長)

Joint Research Centre (Environmental Protection Ministry)

A. Juozapaviciaus 9, 2600 Vilnius, Lithuania

Tel: +370 (0)2 722554

Fax: +370 (0)2 723202

Email: liutauras.stoksus@nt.gamta.lt

www.am.lt/EN/VI/rubric.php3?rubric_id=109

<http://nfp-lt.eionet.eu.int>

パネベジス市役所

Zita Tverkute, Head of Department of Environment

Tel: +370 (0)45 501217

Fax: +370 (0)45 501352

Email: ekologija@panevezys.sav.lt

環境政策センター

Ruta Bubniene

Juozapaviciaus 6/2, LT – 2050, Vilnius, Lithuania

Tel: +370 (0)5 727152

Fax: +370 (0)5 728936

Email: ruta@aapc.lt

www.aapc.lt

欧州委員会代表団

Mr Michael Graham (代表責任者)

Naugarduko 10, 2001 Vilnius

Tel: +370 (0)2 31 3191

Fax: +370 (0)2 31 3192

Email: michael.graham@delltu.cec.eu.int

www.eudel.lt/english/

8 . マルタ

(1) 背景と概観

マルタが直面している環境問題は、この報告書に掲載された他国のものとはかなり趣き異なる。マルタは小さな島国で、人口も 40 万人以下と比較的少ないが人口密度は高く、水資源が非常に限定されていることに特徴がある。マルタは群島からなるが、そのうち人々が居住する島は主要 3 島（マルタ島、ゴゾ島、コミノ島）に限られている。これにより、マルタでは土地と天然資源が非常に貴重なものとなっている。マルタでは製品や原材料のほとんどを輸入に頼っており、自国で新たにインフラを開発するにも選択肢は非常に限られている。また、同国の主要産業である観光業の経済に占める比重が高い¹⁷⁵。これらの要素が一体となってマルタ特有の環境問題を生み出している。

休暇シーズンに大量の観光客が押しかけ環境に影響を与えるにもかかわらず、マルタ国内ではリサイクル施設を建設するに足る量の廃棄物が発生しない。マルタで稼動している唯一の焼却炉は動物廃棄物と衛生廃棄物を処理するためのもので、自治体廃棄物の焼却炉建設計画については、住民の強い反対に直面している。マルタ国外のリサイクル施設で最も近隣に位置するのは 150 キロ沖のシチリア島である¹⁷⁶。このように、ルクセンブルクなど他の小国と違ってマルタでは欧州内の主要廃棄物処理施設に頼ることができない。特に輸送費がかさむことから、リサイクルのために紙やガラスを回収する民間のイニシアチブも育たない¹⁷⁷。このためマルタの政策は、再利用と廃棄防止に焦点を置いている¹⁷⁸。

2001 年の欧州委員会によるマルタの加盟準備進捗状況に関する定期報告書では、環境問題に関する行政能力の低さと長期的・持続的なアプローチの欠如の 2 点が環境基準への適応における最大の問題点で、特に廃棄物管理はマルタにとって最も深刻な環境問題と指摘された¹⁷⁹。新しい「国家廃棄物管理戦略（National Waste Management Strategy）」はこの欠点を補うことを目指している。

¹⁷⁵ Julian Manduca, *Soft Drink Packaging in Malta*, http://www.geocities.com/eco_mt/eu/html/cs_plastic.html

¹⁷⁶ EUROOPEN - The European organisation for packaging and environment www.europen.be/test/members/report_web_3.html

¹⁷⁷ 脚注 176 に同じ。

¹⁷⁸ 脚注 176 に同じ。

¹⁷⁹ European Commission, *Regular Report on the Malta's progress towards Accession, 2001 and 2002*

95年の固形廃棄物量は推定149万6,000トンで、うち自治体廃棄物が12万7,000トン、産業廃棄物が13万9,000トン、建設・建物破壊廃棄物が123万トンを占める。自治体固形廃棄物の増加率は97年から2000年の4年間に年平均12%を記録し、現在では15万6,432トンにのぼる。同時期の建設・建物破壊廃棄物の増加率は年平均15%で、97年の74万4,210トンから2000年は119万8,634トンまで膨らんだ¹⁸⁰。

(2) 実施主体

マルタでは、国家政策の策定や行政窓口としての役割はすべてヴァレッタにある中央政府が行っており、地方協議会（Local Council）の権限は行政令の実施に限られている。環境省（Ministry for Environment）は、環境保護部（Environment Protection Department/EPD）を通して法案の作成やその実施に従事している。EPDは、部門横断的な法律や自然保護、水質と大気の質の向上、廃棄物管理と産業汚染のコントロール、リスク管理などを手がけている。「環境保護法（Environment Protection Act）」はEPDを環境問題の管轄当局に指定している¹⁸¹。

廃棄物管理に関して、環境省には下記の部門が設置されている。

- EPDは、廃棄物管理政策の作成と実施および廃棄物管理活動に対する規制（他の行政法人との連携による）の責任を担っている。
- 廃棄物管理戦略実行部（Waste Management Strategy Implementation Department/WMSID）は主に、公共部門の廃棄物管理施設の設置と運営を手がけている。
- 施設課（Works Division）はマルタのための「固形廃棄物管理計画（Solid Waste Management Plan）」を作成している。

2002年3月1日に、主に大型のインフラ施設とプロジェクトを担当する資源・インフラ省（Ministry for Resources and Infrastructure）が設立された。所管業務には下水と公衆清掃、廃棄物管理などが含まれている。

ゴゾ省（Ministry for Gozo）は、ゴゾ島における廃棄物管理政策の実施と公共部門の施設

¹⁸⁰ これらの統計はマルタ政府が作成したSolid Waste Management Strategyから抜粋したもの。詳細な情報はwww.gov.mt/frame.asp?l=2&url=http://www.moe.gov.mt/strategy.htm から入手可能。

¹⁸¹ European Commission, *Regular Report on the Malta's progress towards Accession, 2001 and 2002*

を担当している。

地方協議会は、93年に施行された「地方協議会法（Local Councils Act）」により設立された。委員の任期は3年間である。民間業者との契約を通して管轄区域の自治体廃棄物の収集サービスを行っている。また、廃棄物管理における条令を発行するほか、住民に管轄地域における廃棄物管理問題についての情報を提供している。

主な政策

政府は2000年1月、「固形廃棄物管理計画（Solid Waste Management Plan）」をまとめ、2008年までにこれを完全実施する予定となっている。政府は2001年10月、同計画をベースとした国家廃棄物管理戦略（National Waste Management Strategy）を採択した¹⁸²。この戦略は、1）資源の有効利用、2）廃棄物およびライフサイクルを終えた使用済み製品の管理の改善に焦点を当てている。重要な点としては、この戦略に掲げた目標を達成するための詳細なスケジュールが盛り込まれたことと、環境担当大臣に廃棄物の分類や管理、防止・コントロール、排出・処分に関する規則を発行する権利を与えたことにある¹⁸³。

2003年には一部の廃棄物を廃棄場や埋立地などに投棄することが禁止されている。禁止対象には、未処理の畜殺・屠殺廃棄物や養殖などの水産業で発生する魚の未処理組織、病院などからの未処理の有害廃棄物、中古タイヤなどが含まれている。現在、マルタとゴゾの2つの廃棄場が2004年に閉鎖・刷新されるのに先駆け、新たにより整備の行き届いた埋立地が建設されている¹⁸⁴。

2005年には現時点での混合不活性廃棄物量の50%を再生することを目標に掲げている。また、2010年までに生物廃棄物の埋立地への投棄を現在の75%の水準にまで削減する予定で、2013年には同50%、2020年には同35%の水準を目標としている¹⁸⁵。

¹⁸² *Global Framework Contract, Environment Development of an Integrated Solid Waste Management Strategy for the Maltese Islands, LOC No.: de Angelis-004-MA/MEDA/SCR/A2-00, May 2001*

¹⁸³ Malta EU Information Centre

¹⁸⁴ Malta Ministry of Resources and infrastructure,
http://www.mri.gov.mt/works_solidwaste_milestones.htm

¹⁸⁵ 脚注184に同じ。

政府は 2002 年 4 月に固形廃棄物管理戦略（通称「PROGETT SKART」）への取り組みを開始した。この戦略は向こう数年における具体的な目標を定めている。さらに、この目標を達成するための廃棄物取り扱い・処理施設の概略や、統合的政策のアプローチ展開を支援するための組織的・資源的な条件などを盛り込んでいる。このプロジェクトはマルタにおける近代的かつ専門的な廃棄物管理統合戦略を確立するために設計された。具体的な目標には以下のものがある。

- 廃棄物に対する意識を高め、基本理解を変える。
- 世帯、労働者、産業に廃棄物削減の方法を教示する。
- 材料の再利用を促進するためのインセンティブを導入する。
- 廃棄物の分別とリサイクルのシステムを開発する。
- より高い水準の再利用を促す。
- エネルギー再生技術（嫌気性消化法など）をさらに開発する。
- 意思決定プロセスにおける国民のより積極的な参加を可能にする。

具体的なイニシアチブとしては以下のようなものが見られる。

- 廃棄物管理サービス局（Waste Management Services Agency）を設立する。
- 新しい埋立地に対する環境アセスメントを開発する。
- 廃棄物管理の実践に関する行動規範を作成する。
- 地域レベルで廃棄物の分別収集を促進する。
- ゴゾに廃棄物中継ステーションを設置する。
- 2004 年までに基準を満たさない埋立地と焼却炉のすべてを閉鎖する。
- リサイクル目標を設置しリサイクル施設を開発する。
- 廃棄物管理サービスに対する課徴金を導入する。

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

マルタは、EU環境基準に沿った長期的な環境戦略の開発では進展が見られたものの、2002 年のマルタの EU 新規加盟に関する欧州委員会報告書では、行政能力および法的強制力が依然として弱いことが指摘された¹⁸⁶。また、EU の環境基準を満たすためには、住民

¹⁸⁶

European Commission, *Regular Report on the Malta's progress towards Accession, 2001 and 2002*

による環境に対する意識を高めることが必要不可欠であるとしている。報告書では特に、マルタとゴゾの2つの埋立地はEU基準を満たしていないことに触れられている。しかし、国家廃棄物管理戦略によれば、これらの埋立地は2004年までには閉鎖されることが決まっている。その代わりにゴゾ島には不活性廃棄物だけを対象とした新しい埋立地が建設されている（ゴゾ島のその他の廃棄物は、2004年に設置される中継ステーションを経由してマルタ島に輸送される）。なお、不活性物質の廃棄物だけを対象とした埋立地はマルタ島にも1カ所ある。マルタ島にはその他の埋立地が2カ所あり、1カ所は一般廃棄物、もう1カ所は有害廃棄物を対象としている¹⁸⁷。

EUの包装・包装廃棄物指令は、2002年末にマルタの国内法に反映されている¹⁸⁸。環境アセスメントに関する横断的法律を採択しているが、情報アクセスと報告要件に関する項目では更なる適合努力が必要である¹⁸⁹。包装・包装廃棄物指令については最低水準から施行を開始する。リサイクル率5%を目指し、エネルギー再生は実施せず、再充填可能な炭酸飲料水容器の使用は全面禁止とする。マルタでは再利用が最適の方法と考えているが、欧州委員会内部市場総局（DG Internal Market）ではこの案を却下している。マルタはEU法施行で低めの目標を要求しており、欧州委員会は移行期間を与えることで合意している¹⁹⁰。そのためマルタには、環境に優しく、より多くの種類の飲料容器に対応できるような代替制度を設計するための時間を与えるため、2007年末まではプラスチック製ボトルの使用禁止を継続することが認められた¹⁹¹。

¹⁸⁷ Malta EU Information Centre

¹⁸⁸ The European organisation for packaging and environment
www.europen.be/test/members/report_web_3.html

¹⁸⁹ European Commission, *Regular Report on the Malta's progress towards Accession*, 2001 and 2002

¹⁹⁰ The European organisation for packaging and environment
www.europen.be/test/members/report_web_3.html

¹⁹¹ Julian Manduca, *Soft Drink Packaging in Malta*, ECO - The Malta Ecological Foundation,
http://www.geocities.com/eco_mt/eu/html/cs_plastic.html

主な取り組み例

再利用可能なボトルに関する法律

マルタではボトルの再利用に関する環境管理で、ユニークな成功を収めている。61年に施行された「再利用可能ボトル法 (Law on Reusable Bottles)」では、島内で販売されるあらゆるガラス製ボトルのソフトドリンクの容器に預かり金 (デポジット) を徴収することが要求されている¹⁹²。この対象にはコカコーラやペプシといった大手炭酸飲料メーカーも含まれており、アルミ缶やプラスチック製ボトルの利用は禁止されている¹⁹³。マルタで販売されているガラス製ボトル入り飲料は年間 8,000 万本にのぼり、1人当たりの消費量が最も多い国の1つとなっている。これらのボトルのほとんどが 30 回ほど再利用されており、中には 10 年程度流通するものもある¹⁹⁴。

マルタ政府はEU加盟プロセスにおいて、同法の維持を目指している。しかし、EUは他の種類の容器 (リサイクル不可能なものも含む) への市場開放を求めており、マルタにとって大きな脅威となっている。容器包装が自由化された場合、販売業者は返却不要のペットボトルを商業的理由から選択する可能性が高い¹⁹⁵。この場合、近年プラスチックが急激に目につくようになったマルタの環境に破滅的な影響を及ぼすことも考えられる。住民やメディアの間で環境への関心が高まっており、政府の対応には一層大きな圧力がかけられている¹⁹⁶。

¹⁹² *The Non-alcoholic Beverages (Control of Containers) Regulations, LN 158/98*: これらの規則はマルタ島がリサイクルよりも包装再利用に焦点を置いていることを反映している。市場規模の 87% は詰め替え可能となっている。炭酸飲料水については詰め替え可能なガラス瓶や一部の自動販売機でしか販売できない。輸入業者、製造業者、卸売業者、代理店業者、小売業者は、すべての詰め替え可能なガラス容器および樽に対して、当該製品の卸売価格の最低 15% を返金可能なデポジットとして課さなければならない。これらの業者は、販売した炭酸飲料水のガラス容器または樽を顧客から返却された受け入れる義務がある。(出所: The European organisation for packaging and environment, www.europen.be/test/members/report_web_3.html)

¹⁹³ Julian Manduca, *Soft Drink Packaging in Malta*, ECO - The Malta Ecological Foundation, http://www.geocities.com/eco_mt/eu/html/cs_plastic.html

¹⁹⁴ 脚注 193 に同じ。

¹⁹⁵ 脚注 193 に同じ。

¹⁹⁶ 脚注 193 に同じ。

(3) 査定と今後の方向性

マルタのEU加盟に伴う環境への影響を査定するプロジェクトの一環として、2000年5月にガラスボトルに代わる飲料容器を導入した場合の影響に関する研究結果が発表された¹⁹⁷。この研究では、環境基準への準拠は一般的に環境状況を改善するものであるが、現行の包装制度を維持することは非常に有益であると結論付けられている。同研究ではマルタにとって詰め替え可能なガラス製ボトルの再利用が最良の選択肢であることを示している。再利用可能なボトルを維持することで廃棄物の蓄積を抑え、埋立地に回される廃棄物量を減少させるだけでなく、廃棄物回収車の数を低く抑えることができるため、その波及効果としてリサイクルや廃棄物処分のためのインフラに高額投資することが可能となる。ボトル洗浄による排水が環境に与える影響は無視できるレベルのものであるとしている¹⁹⁸。

マルタが万一このボトルに関する法律を維持することに失敗した場合でも、第2の選択肢としてEU加盟前に詰め替え可能容器を優遇する法律の導入が考えられる¹⁹⁹。

¹⁹⁷ SLR Group and AIS Environmental Limited, *An Eco-Balance Study to investigate the environmental impact of introducing alternative packaging for soft drinks*, May 2000

¹⁹⁸ Julian Manduca, *Soft Drink Packaging in Malta, ECO* - The Malta Ecological Foundation, http://www.geocities.com/eco_mt/eu/html/cs_plastic.html

¹⁹⁹ 脚注 198 に同じ。

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate C – マルタチーム

Arhi Palosuo (代表責任者)

Gianfranco Bochicchio (農業、環境、水産業担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/malta/index.htm>

欧州委員会によるマルタの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/ml_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/ml_en.pdf

マルタ環境&プランニング当局

<http://www.mepa.org.mt/>

Waste Management Strategy Implementation Department

Mr Joseph Sammut (ディレクター)

Imgieret Road, Marsa, LQA 06

Tel: +356 (0)21 616 601, +356 (0)2123 2183

Fax: +356 (0)21 243 753

ECO マルタ・エコロジカルファンデーション

P.O. Box 322, Valletta CMR 01, Malta

Fax: +356 (0)338780

Email: eco@ecomalta.org

http://www.geocities.com/eco_mt/

マルタEU情報センター

<http://www.mic.org.mt>

http://www.mic.org.mt/EUINFO/sector/sections/fse_waste_management.htm

9. ポーランド

(1) 背景と概観

ポーランドの現在の環境状況は、東欧共産圏に属していたことと、市場経済への急速な移行の影響を受けている。ポーランド中央政府による経済計画とソビエト連邦形式の政治制度がポーランドの環境破壊を招いた。具体的には、結果を顧みない経済発展奨励やエネルギーおよび資源の歪んだ価格システム、汚染源となる産業施設の近代化の失敗、民間関与の排除などである²⁰⁰。ポーランドの環境管理システムと、埋立地や廃棄物収集サービスといったインフラは、80年代後半から特に90年代に爆発的に増加した廃棄物の処理に対応できなかった。今日、ポーランドは欧州の中で最も多量の廃棄物を排出する国の1つとなっている。

99年のポーランドの産業廃棄物量は1億2,600万トン、自治体廃棄物は1,230万トン記録した。ポーランドの産業廃棄物の全体に占める割合は9割を上回っている。その主原因となっている産業は炭鉱業、採石、発電、金属加工業などがある。産業廃棄物のための焼却炉はなく、産業廃棄物の半分弱は埋立地に廃棄されている²⁰¹。現在、処理されている産業廃棄物は全体の0.3%に過ぎない。有害廃棄物は、一般的には適切な取り扱いがされていない。有害廃棄物で処理されているのは全体の26%で、それ以外のほとんどは一般廃棄物として投棄され、有毒物質を流出させている²⁰²。自治体廃棄物のポーランドの廃棄物全体に占める割合は10%程度である。国民1人当たりの廃棄物量は年間300~320キログラムで、今後も増加が予想されている。廃棄物収集局のサービスを受けている人口は全体の55%にとどまっており、適切な廃棄物の収集と処理を行うことが困難となっている。自治体廃棄物のほとんどは分別されずに埋立地に直行している。リサイクル市場は未熟であり、廃棄物リサイクルへの関心が高まってきたのは比較的最近のことである。自治体廃棄物で再利用・リサイクルされるのは、全体の2.4%に過ぎない²⁰³。

²⁰⁰ The Resource Renewal Institute (RRI), <http://www.rri.org/>

²⁰¹ Aalborg University Planning and Development Department, *Environmental Management Recycling Comparison*, 2002 www.lsn.auc.dk/env_mgt/7sem/Mini%20projects/Mini%20project%20group%2045.doc

²⁰² The Resource Renewal Institute (RRI), <http://www.rri.org/>

²⁰³ Aalborg University Planning and Development Department, *Environmental Management Recycling Comparison*, 2002 www.lsn.auc.dk/env_mgt/7sem/Mini%20projects/Mini%20project%20group%2045.doc

(2) 実施主体

ポーランドで環境管理の主な担い手となっているのは、環境保護省（Ministry of Environmental Protection）である。同省が担当している分野には、汚染の防止とコントロール、自然保護と資源管理などが含まれるほか、国家環境政策の策定と実施、国際協力のコーディネートも同省の管轄である。廃棄物管理に関する責任は物理的計画・建設省（Ministry of Physical Planning and Construction）にある。

環境保護国家監察当局（State Inspectorate for Environmental Protection）は、環境規制の実施を担当している。ポビアット（県に相当する）監察当局は第一国家監察当局への報告義務があり、第一監察当局は環境大臣に直接報告する。監察官は、環境基準を満たしていない経済活動を禁止・停止させる権限を持っている。また、各地方の環境の実態に関するデータを収集している。

環境保護と廃棄物管理のための国家基金（National Fund for Environmental Protection and Water Management）は、環境プロジェクトへの助成金給付や融資を行っている。同基金の資金は、環境関連の課徴金や罰金から調達されている。また、同基金は、環境プロジェクトへの資金調達を手がける環境保護銀行（Environmental Protection Bank）の株式の44.4%を保有している²⁰⁴。

ポーランドの行政区域は49のポビアットと、2,121のグミナ（自治体に相当する）に分けられる。環境政策の実施単位として最も一般的なのはポビアットである。各ポビアットは環境保護局を設置している。ポビアット監察当局は環境保護国家監察当局の第一層機関であり、許可発行や料金徴収などを通して独自の環境基金を運営している。また、環境の現状から見て必要であると判断した場合、排出や排水に関して、国家基準よりも厳格な独自基準を設定することができる。ポーランドの環境負荷の半分は49ポビアットのうちの6つに集中している。一方、グミナは、地元レベルでの基準準拠のモニタリングや、許可の発行を行っている。また、下水処理や廃棄物管理などのプランニングや自治体サービスのモニタリングもグミナが担当している。ただし、グミナ独自の政策を主導・強化するための財源が不足していることから、独自の計画を打ち出す行政単位としては問題が残る。また、

²⁰⁴ The Resource Renewal Institute (RRI), <http://www.rri.org/>

田園地域におけるスプロール（無秩序な市街化）現象に対しては、これまで効果的な対策を打ち出すことができていない²⁰⁵。

²⁰⁵ 脚注 204 に同じ。

主な政策

過去数年間で数多くの環境に関連する重要な法律が採用されてきた。「環境保護法 (Environment Protection Law)」は 2001 年 4 月に議会を通過した²⁰⁶。その直後の 2001 年 5 月 11 日には「事業者義務法 (Act on the Duties of Entrepreneurs)」も採択され、これは 2002 年 1 月から施行されている。「廃棄物法 (Law on Waste)」は 2001 年 10 月に、「包装・包装廃棄物法 (Law on Packaging and Packaging Waste)」は 2002 年 1 月に導入されている。また、横断的法律としては、「環境アセスメント法 (Acts on Environmental Impact Assessment)」と、「情報アクセス法 (Access to Information)」が 2001 年 1 月から導入されている。

このうち、事業者義務法と包装・包装廃棄物法は、EU 指令を国内法として反映させたものである。同法は 2,000 平方メートル以上（従来は 300 平方メートル以上であった）の販売面積を持つ小売業者は包装廃棄物の分別回収システム作りおよびその実施と、詰め替え可能容器を含めた再利用可能な包装を段階的に導入することが義務付けられた²⁰⁷。なお、年間売上が 13 万 5,000 ユーロ以下の小売店には 2004 年 1 月まで同措置の導入を延期することを認めた。同法はまた、再生・リサイクル基準を満たしていない包装に高い課徴金を課すことも決定した。これから得た歳入は、包装廃棄物の再生・リサイクル事業や、分別回収・リサイクルを促進するための教育に投入される。新法では包装のほか、廃電気・電子機器や電池、潤滑油、中古タイヤなどのリサイクル目標も定めている²⁰⁸。

政府は近く、マーキング表示義務の対象となる包装の種類を定めた法令を発行する見通しである。これが実施されると、指定された販売用の包装に、原材料のタイプや再利用・リサイクル適性などのマーキングを表示しなくてはならない。包装への表示だけでなく、販売者は消費者に対し返品や回収、リサイクルを含む再生の方法に関する情報を提供することが義務付けられる²⁰⁹。

廃棄物の保管・投棄、放射能性廃棄物の商業利用、微生物を含む廃棄物のリサイクルに関しては、許可制となっている。最も規制が進んでいるのは廃棄物の保管・投棄に関する

²⁰⁶ European Commission, *Regular Report on Poland's progress towards Accession*, 2002

²⁰⁷ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

²⁰⁸ 脚注 207 に同じ。

²⁰⁹ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

分野である。廃棄物の投棄先は土地利用計画により指定された場所に限られ、保健安全および環境に関する厳格な基準を満たす必要がある²¹⁰。

²¹⁰ Aalborg University Planning and Development Department, *Environmental Management Recycling Comparison*, 2002 www.lsn.auc.dk/env_mgt/7sem/Mini%20projects/Mini%20project%20group%2045.doc

EUレベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

ポーランドでは、国内法とEU環境基準を調和させる取り組みが進められてきた。また、大気、水質、廃棄物、産業汚染に関する分野では、実施のためのプログラム作りも進んでいる²¹¹。これらについては、環境保護活動における明確な目標とターゲットを定めた「第2次国家環境政策（The 2nd National Environmental Policy）」をベースとしている。政府は、同政策の方針に沿って各分野（大気、水、廃棄物）ごとに、「アクションプログラム」を作成しているが、これにはEUの第5次および第6次環境アクションプログラムの原則も盛り込まれる予定である。

これに加え、ポーランドでは、2025年までを視野に入れた「永続的かつ持続可能な開発のための長期戦略（Long-term Strategy for Permanent and Sustainable Development）」を打ち出している。同戦略は環境への配慮と持続可能な開発のアプローチを促進するため、あらゆる部門の政策を対象としたガイドラインを提供している。このため、同戦略は環境への配慮と各部門の国、地域、地区レベルでの政策を統合するための枠組みとしての役割を担っている。さらに、環境保護と廃棄物管理を目的とした法律も採択されており、近く廃棄物管理分野の環境基準に適合できる見通しである²¹²。

主な取り組み例

ウッジ市における廃棄物輸送問題の解決

ウッジ市はポーランド最大の都市の1つで、人口は80万人以上となっている。一般世帯から発生するゴミの量は現在、年間17万トンだが、2010年には19万トンまで増加が見込まれている。2003年9月時点では、リサイクルできる物質の回収率は非常に低く、またウッジ市内で廃棄物を加工・保管する能力も限られている。この結果、ほとんどの廃棄物は再度コンテナに積載され、遠隔地にある埋立地に運ばれる。ウッジ市ではこのほか、家庭ゴミ以外の廃棄物（建設廃棄物、掘削から生じた土、公道の清掃による公衆ゴミ、庭や公園、マーケットで発生する植物性廃棄物など）が年間18トン発生している。すべての不

²¹¹ European Commission, *Regular Report on Poland's progress towards Accession*, 2002

²¹² European Commission DG Regio - Directorate F, *ISPA and pre-accession measures*, www.europa.eu.int/comm/regional_policy/funds/ispa/lithua_en.htm

活性廃棄物は自治体が保有する埋立地に投棄され、植物性廃棄物は自治体の堆肥プラントに送られているが、近年このプラントの収容能力では処理が追いつかなくなりつつある。このようにウッジ市の廃棄物管理は、特に家庭ゴミの管理に関して持続可能であるとはいえないのが現状である。

EUの支援の下、ウッジ市は家庭ゴミの長距離輸送の廃止を目指して近代的なゴミ管理システムの構築に乗り出した。これは「ウッジ市のための自治体廃棄物管理プログラム (Municipal Waste Management programme for Lodz)」(99年承認)に沿ったもので、以下の内容が含まれている。

- 家庭における分別を促し、より効果的な分別・回収システムを実施する。特に有機廃棄物と乾燥廃棄物の分別を徹底させる。
- ウッジ市郊外に分別・回収ステーションを設置する。これは年間13万トンの収容能力があるもので、残り6万5,000トンは分別を手がける民間の廃棄物収集企業に委託する。
- ウッジ市郊外に80万トンを収容できる埋立地を新設する。この埋立地は立入禁止にされ、下水システムやガス収集システムを設置するなど、EUの埋立地指令の基準を準拠したものとなる。
- 有機廃棄物のための堆肥プラントを拡張し、年間収容能力を1万9,000トンに引き上げる。3,000トンを収容する堆肥加工コンテナ・モジュールを4基追加することが必要となる。

分別回収され、さらに仕分けられた二次原料の量は、年間2万5,000トンにのぼる見通しである。現在、廃棄物の回収と処理を手がける企業数は約30社あるが、市場の90%はその内の3社(公営企業1社、民間企業2社)によって占められている。今後、廃棄物収集企業の事業免許を発行する条件として、有機廃棄物と乾燥廃棄物を隔離して、それぞれを堆肥プラントと分別工場に運ぶ二槽式コンテナシステムを導入することが条件となる。

(3) 査定と今後の方向性

EUの環境指令に従うに当たり、政府の行政能力に依然として不安が残る。地域や地方の自治政府の強化が引き続き必要である。人的資源が限られていることと、EU環境指令

への認識が依然として低く、これらを改善する必要がある。EU環境政策に関連する大掛かりなトレーニングが必要である。行政面での混乱が生じている理由の一部には、関連業務責任が、多くの当局や行政レベルに分散していることがある。様々な機関が目標設定や許可発行、モニタリング、視察監査、財務などを個別に行っている²¹³。ポーランドで新しい環境戦略を効果的に実施するためには、棲み分けを明確にすることが必要となる。

²¹³ European Commission, *Regular Report on Poland's progress towards Accession*, 2002

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

DG Enlargement, Directorate A – ポーランドチーム
Etienne Claeys (代表責任者)
Yrjö Mäkelä (環境とエネルギー担当)
<http://europa.eu.int/comm/enlargement/poland/index.htm>

欧州委員会によるポーランドの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/pl_en.pdf
http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/pl_en.pdf

欧州委員会地域政策総局

Directorate F: ISPA (運輸・環境分野結束基金) と加入前の政策
Unit F2: エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランドユニット
Friedemann Allgayer (代表責任者)
Rue de la Loi 200, B-1049 Brussels, EC Delegation
Tel: +32 (0)2 299 4389
Fax: +32 (0)2 296 5184
Email: Friedemann.Allgayer@cec.eu.int

ポーランド環境省

Wawelska 52/54, 00-922 Warsaw, Poland
Tel: +48 (0)22 5792900
www.mos.gov.pl

GRID-ワルシャワ

Marek Baranowski (ディレクター)
Merliniego 9, 02-511 Warszawa, Poland
Tel: +48 (0)22 488561, +48 (0)22 627623
Fax: +48 (0)22 488561
Email: marek@gridw.pl, grid@gridw.pl
www.gridw.pl

環境保護に関する国家監察当局

Mr. Zbigniew Kamiński (環境保護監督次官)
Wawelska 52/54, PL-00 922 Warsaw, Poland
Tel: +48 (0)22 8 254 859
Fax: +48 (0)22 8 254 129
Email: zbigkam@pios.gov.pl

ワルシャワ金融センター

Mr Bruno Dethomas (代表責任者)
Ul. Emili Plater 53, 29th floor 00-133 Warsaw
Tel: +48 (0)22 520 82 00
Fax: +48 (0)22 520 82 82
Email: mailto@delpol.cec.eu.int
www.europa.delpol.pl

10. ルーマニア

(1) 背景と概観

ルーマニアが直面する環境問題で最も重要なものの1つは自治体廃棄物の処理である。鉱業と産業、自治体が廃棄物の主な発生源となっている。しかし95年から99年にかけての不況で生産量が落ち込んだため、廃棄物の量も大きく減少した。特に鉱業による廃棄物量は10分の1となり、産業廃棄物全体では5,100万トンから3,400万トンまで減少した。一方、自治体廃棄物量は年間600万トンから700万トンの間で横ばいとなっている。ルーマニアにおける廃棄物加工処理の能力は著しく限定されている。

リサイクル目的で分別回収されているのは、茶色ガラスの再生産に利用されるガラス瓶のみである。この結果、自治体廃棄物のほとんどは国内1,250カ所に散在する廃棄物埋立地（自治体廃棄物と産業廃棄物の両方を扱う）に運ばれる。このうち保健安全の基準を満たしているのは60%未満で、有害物質が土壌や地下水に流出するのを防止するためのプラスチック製遮断材が使用されていないケースがほとんどである。産業廃棄物の埋立地は特に、重金属や有機化学品が流出する可能性があるため、ドナウ川流域の汚染が懸念されている²¹⁴。埋立地の収容能力から見ると、現在の埋立地は今後10～15年をカバーするにとどまる²¹⁵。

しかしこの代替策としては焼却処分も現実的とはいえない。現在、ルーマニアでは、実用化できる規模の自治体廃棄物向け焼却炉はない。いくつかの試験的な焼却炉はあるが、これらが処理できる廃棄物量は毎時0.5トンで、発電しないタイプのものである。このため、2000年に焼却処分された自治体廃棄物の量は全体の1.3%にとどまっている。焼却処分の障害となっている原因の1つに廃棄物の性質がある。自治体廃棄物は有機物質の比率が高いが、水分含有量が多く発電には適さないため、焼却は経済的に現実的な手法といえない²¹⁶。

ルーマニアでは経済活動の不振と外国投資の不足から、経済的インセンティブや国際パ

²¹⁴ United Nations Economic and Social Council - Economic Commission for Europe: Committee on Environmental Policy Environmental Performance, *Review of Romania*, September 2001

²¹⁵ National Research and Development Institute for Environmental Protection (ICIM)

²¹⁶ 脚注214に同じ。

ートナーシップを通してのクリーンな生産プロセスの推進ができなかった。必要資金の不足が、廃棄物処理の再生プロセスや原材料の新しい再加工法の導入提案を実行に移すことを阻害した。しかし、99年にブカレスト技術大学（Polytechnic University of Bucharest）が設立した「ルーマニア・クリーン・プロダクション・センター（Rumanian Cleaner Production Centre/RCPC）」をはじめとする新しいイニシアチブが、産業汚染や廃棄物の削減に関心を持つ人々にトレーニングの提供や調査・研究、教育などを通して、環境関連計画の実現に向けた取り組みを開始している²¹⁷。

（２）実施主体

ルーマニアが直面している環境問題への対応の主な責任を担っているのは、水質環境保護省（Ministry of Water and Environmental Protection）である。ルーマニアの環境対策には、5年ごとに改定される「国家廃棄物管理計画（National Waste Management Programme）」も含まれており、最新版は2003年半ばに発表された²¹⁸。同省は、環境に関する省庁間委員会の調整役としての役割も果たすことになっている。ただし、行政能力の不足から、同委員会は99年末を最後に招集されていない。

環境政策の実施を担っているのは、42のカウンティ（県に相当）当局で、各カウンティでは、環境保護監察当局（Environmental Protection Inspectorates）を組織している。自治体は通常、有毒・有害廃棄物を除く固形廃棄物の収集、輸送、処理に携わっている。自治体はこれを廃棄物管理企業に委託することができる。自治体には廃棄物収集コンテナ用地の提供と、再生された廃棄物量に関する年次報告書の提出が義務付けられている。ただし、この時点においてすでにいくつかの障害がある。他の中・東欧諸国が地域レベルでの環境関連従業員を増員しているのに対し、ルーマニアではその数が削減されているほか、2001年に設置された自己資金調達メカニズムでは、予想収入の約4分の1しか徴収できていない。現在、地方レベルでの調整は行われていない²¹⁹。

このほか、環境保護のための国立研究開発所（National Research Development Institute for

²¹⁷ 脚注 214 に同じ。

²¹⁸ European Commission Regular Report, *Romania's progress towards Accession*, 2002

²¹⁹ 脚注 218 に同じ。

Environmental Protection/ICIM) は、産業および自治体廃棄物管理に関する研究のほか、関連政策やプログラムの作成や実施を手がけている。また、ICIM は廃棄物の安全管理や、排出、保管、リサイクル、処理などに関する情報の収集・分析のほか、廃棄物に関するデータベースの設置に乗り出している。

産業資源省 (Ministry of Industry and Resources) 内に設置されているリサイクル原料国家委員会 (National Commission for Recycling Materials) は、廃棄物のリサイクル、再生と二次原料としての利用促進を管轄している。同委員会は、環境に配慮した廃棄物のリサイクル・再生の促進に向けた技術的・財政的・行政的な支援を行っている。また、同委員会の業務には加工時における詳細な技術的支援も含まれている。

2001 年の国家予算のうち 7,300 万ユーロが環境政策に充てられたが、これは前年より若干上昇したものの、国内総生産比では 0.4%弱であった。これは EU 平均の 3 分の 1 以下の水準で、2002 年の欧州委員会によるルーマニアの加盟準備進捗状況に関する報告書では、政府の環境政策施行能力への危惧が表明されている。環境保護監察当局の職員は過去 2 年で 20%以上削減されている²²⁰。

主な政策

政府は 2001 年、「廃棄物法 (Laws on Waste)」の枠組みを採択した。これは、産業施設の所有者に対して環境に配慮した廃棄物管理を義務付けたほか、政府に対して「廃棄物に関する国家戦略とアクションプログラム (National Strategy on Waste and a National Action Programme)」の作成を義務付けた。カウンティが作成した廃棄物管理計画は環境省に提出され、「国家廃棄物管理計画 (National Waste Management Plan)」に含まれる²²¹。

自治体および産業廃棄物管理に関する政策目標を達成するために「2000～2004 年経済開発と環境保護政策のための中期国家戦略 (Medium-term National Strategy for Economic Development and the Strategy for Environmental Protection 2000-2004)」と「99 年国家環境アクションプラン (National Environmental Action Plan/NEAP)」が作成された。NEAP は様々

²²⁰ United Nations Economic and Social Council - Economic Commission for Europe: Committee on Environmental Policy Environmental Performance, *Review of Romania*, September 2001

²²¹ 脚注 220 に同じ。

なカウンティを対象とする5つのプロジェクトと56種類のサブプロジェクトが含まれている。プロジェクトには以下のものなどがある。

- 7地方の19都市に、自治体および産業廃棄物処理のための環境に配慮した埋立地を建設する。
- 14カ所に、環境に配慮した埋立地を建設する。
- 有害廃棄物の処理を7つの処理施設で行う²²²。

政府は、ドイツ環境省の助力を得て作成した「包装・包装廃棄物に関する決定 (Decision on Packaging and Packaging Waste)」を採択している。この決定は、EUの包装・包装廃棄物指令を反映させたもので、2010年までの再生とリサイクルに関する年間目標値を定めている。企業には再生・リサイクル目標値の達成に向けて、①独自基準、②民間の専門企業への委託、③公衆衛生サービス利用の3つのオプションが与えられている。自治体には分別回収が義務付けられたほか、消費者にも包装廃棄物を自治体が定めた回収ポイントに運ぶことが義務づけられた²²³。さらに、「危険物質を含む蓄電池・電池に関する体制 (Regime for accumulators and batteries containing dangerous substances)」(2001年)と「廃棄物の焼却 (Incineration of Waste)」(2002年)に関する政府決定も議会を通過している。

「環境保護基金法 (Law on the Environmental Protection Fund)」は2001年に承認され、すでに導入されている。これは環境税や製品課徴金、罰金などを設定するための法的枠組みである。同基金は年次計画を作成するほか、支援プロジェクトの決定、認定プロジェクトの実施過程の監視などを行う。助成金の全額または一部給付を通して、環境コントロールやクリーン・テクノロジー、廃棄物管理とリサイクル、有害廃棄物の削減、生物多様性と環境に対する関心を高めるためのプロジェクトを支援している²²⁴。

なお、ルーマニアでは(2003年末までに)EUの統合汚染防止管理 (Integrated Pollution Prevention and Control/IPPC) 指令を導入する見通しとなっている。政府はIPPC指令に準拠した統合ライセンス発行における詳細な条件を(2003年11月1日までに)政府決定に盛り込む方針を固めている。なお、国家リサイクル原料委員会では関連省庁との共同で、

²²² United Nations Economic and Social Council - Economic Commission for Europe: Committee on Environmental Policy Environmental Performance, *Review of Romania*, September 2001

²²³ EUROOPEN (The European organisation for packaging and environment), *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

²²⁴ 脚注 223 に同じ。

「産業廃棄物のリサイクルに関する国家戦略 (National Strategy for the Recycling of Industrial Waste)」の作成に取り組んでいる。この戦略は廃棄物を発生させるすべての産業部門をカバーする予定で、廃棄物リサイクル促進のための特別プログラム作りのベースとなる。

EUレベルでの視点 アキ・コミュノテールの進捗状況と改善に向けた支援

欧州委員会によるルーマニアの加盟準備進捗状況に関する定期報告書では、ルーマニアでは、EU環境基準への準拠およびその実施が全般的に遅れているとの見方が示された²²⁵。ただし、いくつかの分野では進展があった。ルーマニアは、「エスポー条約²²⁶ (Espoo Convention)」や、気候変動に関する京都議定書等の国際条約に調印している。廃棄物管理分野では、法制度整備に遅れが目立ち、廃棄物取り扱い、産業廃棄物のリサイクル、金属・非鉄金属廃棄物の調達に関する3つの緊急政令の発行にとどまっている²²⁷。

主な取り組み例²²⁸

ピアトラニャムツの統合廃棄物管理システム

ルーマニア北東部に位置するピアトラニャムツはビジネス、商業、観光の中心地で、12万5,000人が居住している。同地の家庭ゴミ保管と収集は、安全・衛生面の水準が低い。既存の近代化がなされていない埋立地では、廃棄物の漏洩が放置されており、地下水や河川を汚染している。さらに、低水準の廃棄物管理により埃や悪臭、煙などが排出され、大気汚染も進んでいる。これらの問題の解決と欧州の環境基準達成を目指し、ピアトラニャムツにルーマニアで初めての統合廃棄物管理システムを導入する新プロジェクトが開始された。プロジェクト資金は、ISPA (新規加盟国に向けた支援プログラム) が全体の75%を拠出している。残り25%は、デンマークの環境エネルギー省が行っているDANCEEプログラムからの助成金(16%)とピアトラニャムツの自治体資金(9%)により賄われている。同プロジェクトは廃棄物の収集、分別、輸送、処理、保管等の各過程で、環境基準を満たすことに焦点が置かれている。さらに、廃棄物量を減少させることで、衛生関係スタッフをはじめとする住人への廃棄物に関わる健康問題を減らすことも目的としている。

²²⁵ European Commission Regular Report, *Romania's progress towards Accession*, 2002

²²⁶ 詳細情報は<http://www.unece.org/env/eia/>を参照。"Guidance on the Implementation of the Espoo convention", <http://www.vyh.fi/eng/current/events/transeia/agreementsummary.pdf>

²²⁷ European Commission Regular Report, *Romania's progress towards Accession*, 2002

²²⁸ European Commission DG Regio - Directorate F: *ISPA and pre-accession measures*, www.europa.eu.int/comm/regional_policy/funds/ispa/lithua_en.htm

新しい廃棄物管理プログラムには、廃棄物の分別回収（家庭ゴミに対しては、生ゴミや、紙、ガラス、プラスチックなどを対象とした特別コンテナを設ける）のほか、リサイクル（紙、ガラス、プラスチック）、堆肥加工と破砕・粉砕処理、既存埋立地の回復、新埋立地の建設などが含まれている。プロジェクトの年間目標値は以下の通り。

- 有機廃棄物の堆肥加工：3万5,000トン以上
- 建設廃棄物の破砕・粉砕処理：1万6,000トン
- 紙のリサイクル：6,000トン
- 金属のリサイクル：900トン
- プラスチックの減溶処理：2,600トン
- ガラスのリサイクル：5,100トン

また、プロジェクト実施の成果として以下の項目についての期待もある。

- 雇用機会の増大
- 廃棄物量の減少
- 廃棄物のリサイクル量の増加
- 汚染の減少
- 公衆衛生水準の向上
- 堆肥利用による農業への特典
- 地下水および大気汚染の撲滅

最後に、都市環境の質と景観の改善は町のビジネスや観光の機会を増加させることにつながると見られている。その一例として、同地域にリサイクル産業を誕生させる期待が高まっている。

(3) 査定と今後の方向性

ルーマニアでは環境管理の改善を実施するに当たり、2つの課題がある。まず、ルーマニアで環境政策に充てられる予算は、国が直面している環境問題を解決する資金として不十分である。次に、環境保護を担当している各機関は他のEU諸国と比べて環境分野における経験が浅く、特に法整備や財政措置の適用においては未経験に近い²²⁹。この結果、EU基準を満たすために採用された法律ではその条件がしばしば曖昧であること、また施設や行政能力の不足によりルーマニアの現実に即していないことが問題となっている。

例えば、新しい包装・包装廃棄物法では、資金調達や分別回収、カウンティ当局の義務、法的強制力などに関する問題点が残るほか、商業的なリサイクルに適した経済環境を整えることが急務である。廃棄物焼却法に定められた条件は過度に厳格である一方、場合によって非常に曖昧なところもある。廃棄物埋立地に関する決定でも、処理活動の資金調達面の問題を解決していない。蓄電池と電池の管理体制についても同様で、これらの製品の処理プロセスにおける責任の所在を明らかにしていない。全般的に民間部門と市民が環境保護と廃棄物の分別回収を実施するために使用できる資金は非常に限られている。特に、自治体廃棄物の分別回収とリサイクルに関する情報およびトレーニングの提供は急務となっている²³⁰。

政府がこの状況を改善するための取り組みの1つに、投資プログラム強化（*twinning investment programme*）を柱としたドイツとの共同プロジェクトがある。プロジェクトには以下の目標が盛り込まれている。

- 投資プランニングに関する提案の作成と、財政措置の廃棄物管理への適用
- 廃棄物に関するデータベースの作成
- 市民教育・トレーニングプログラムの作成
- ルーマニア国内の環境当局間（例えば、リサイクル原料に関する国家委員会とカウンティや自治体当局間など）における協力体制の開発

²²⁹ European Commission, *Regular Report on Romania's progress towards Accession*, 2002

²³⁰ United Nations Economic and Social Council - Economic Commission for Europe: Committee on Environmental Policy Environmental Performance, *Review of Romania*, September 2001

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate C – ルーマニアチーム

Enrico Grillo (代表責任者)

Jerôme Bailly (環境、エネルギー、交通担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/romania/index.htm>

欧州委員会によるルーマニアの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/ro_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/ro_en.pdf

欧州委員会地域政策総局

Directorate F: ISPA (運輸・環境分野結束基金) と加入前の政策 (ブルガリア、ルーマニア)

Erich Unterwurzacher (代表責任者)

Rue de la Loi 200, B-1049 Brussels

Tel: +32 (0)2 299 3964

Fax: +32 (0)2 299 4445

Email: erich.unterwurzacher@cec.eu.int

ルーマニア水質・森林・環境保護省

Radu Paunescu

12 Bd. Libertatii, Sector 5, 70005 Bucharest, Romania

Tel: +40 (0)1 410 63 94

Email: paunescu@mappm.ro

www.mappm.ro/

ルーマニア自治体協会 (Romanian Association of Municipalities)

Cătălin Gherman, Asociația Municipiilor din România (AMR)

Tel: +40 (0)21 311 34 91

Fax: +40 (0)21 312 36 75

Email: amr@amr.ro

国連欧州経済委員会 (United Nations Economic Commission for Europe)

環境・人間移住部門 (Environment and Human Settlements Division)

Palais des Nations, 8-14, avenue de la Paix, 1211 Geneva 10

Tel: +41 (0)22 917 2468

Fax: +41 (0)22 917 01 07

www.unece.org/env/welcome.html

欧州委員会代表団

Mr Jonathan Scheele (代表責任者)

Str. Jules Michelet nr.18, sector 1, 71297 Bucuresti

Tel: +40 (0)1 203 5400

Fax: +40 (0)1 203 2453

Email: mailto@delrom.cec.eu.int

<http://www.infoeuropa.ro/delegatie/index.htm>

11. スロバキア

(1) 背景と概観

原材料の使用に関する法的・経済的措置と廃棄物管理に関する措置により、スロバキアの廃棄物量は過去 10 年で約半分まで縮小した。95 年に廃棄物量が 2,570 万トンであったが、99 年には 1,980 万トン、2002 年には 1,580 万トンまで減少した。2002 年の廃棄物量のうち 9% が自治体廃棄物で、包装廃棄物が占める割合は 2% 強にとどまっている。1 人当たりの廃棄物量は年間 315 kg から 164 kg まで縮小し、その内 5% は分別されている。大量の廃棄物を出しているのは農業 (4,500 万トン) と産業 (2,300 万トン) である。有害廃棄物の発生源となっているのは化学産業と機械製造業である。

スロバキアは 60 の法律と 800 以上の規則を含む環境法システムを整備した。これは環境に関するあらゆる分野をカバーしている。2,800 以上存在する自治体当局のうち、700 カ所が廃棄物分別を実施している。スロバキアはガラス、金属、紙、プラスチックのリサイクル能力があるほか、エネルギー再生ができる焼却炉が 2 基あり、2 つ合わせて 20 万トン进行处理することができる。最も一般的な廃棄物処理方法は埋立地への投棄 (24.1%) と焼却 (31%) である。139 カ所の埋立地は、EU 基準を満たしている。

(2) 実施主体

スロバキアの廃棄物管理行政の中核となっているのは環境省（Ministry of Environment）である。「国家廃棄物管理プログラム（National Waste Management Programme）」の発行と監督のほか、同省は下記の分野の責任を負っている。

- 国レベルの廃棄物管理を統治する
- 廃棄物管理施設を視察する
- 廃棄物の輸入や有害廃棄物の輸出、スロバキアを經由する廃棄物輸送に関する許可証を発行する
- 廃棄物処理を管理指導する²³¹

このほか、同省は環境リスク管理と、環境に関する情報やモニタリング等のシステムを設立・維持している。政府は2000年、新しい組織構造を採択し、2001年1月から導入されている。同省に直接報告する義務のある環境投資実施局（Implementation Agency for Environmental Investment）と、欧州統合および国際関係部門（Division of European Integration and International Relations）が設立された。投資プロジェクトや廃棄物管理、自然保護などを担当するユニットは、増員された²³²。

スロバキア環境局（Slovak Environmental Agency）内に設置された廃棄物管理センター（Waste Management Centre）は、バーゼル条約をスロバキアで実施するための中核となっている。同センターは以下の項目における責任がある。

- 廃棄物の部分的モニタリング
- 環境情報システム（Information System on the Environment）内に設置した廃棄物に関する地方情報（Regional Information System on Waste/RISO）を管理運営する。
- 国の行政機関に提出するためのデータ処理
- 国家廃棄物管理プログラムの作成と実施

²³¹ Waste Management Policies in Central and Eastern European countries: current policies and trends, <http://www.eurowaste.org>

²³² European Commission, Regular Report on Slovakia's progress towards Accession, 2002

RISO は廃棄物の登記（廃棄物カタログに沿ったもの）および輸送、処理に関するデータを収集している。廃棄物管理プログラムの目的や施策などの更新もしている。

スロバキア環境監察当局（Slovak Environmental Inspectorate/SEI）は、国レベルおよび地域レベルで活動している。SEI は環境省への報告義務があり、水の保護、大気の保護、廃棄物管理、自然保護の4分野の視察を行っている。監督官は「廃棄物法（Waste Act）」や、その他の関連する規制や条令への違反者には罰金を課すことができる。

地方当局の環境部門（Environmental Department within the Regional authorities）は、以下の活動を担当している。

- 有害廃棄物を管轄区域外に持ち出す際に同意書を発行する
- 管轄区域外で発見した環境に影響を与えると見られる施設や活動を報告する
- 廃棄物の排出者と処理施設が廃棄物法とその他の環境関連規制に準拠しているかどうかを監督する
- 廃棄物処理に関する情報を提供する
- 地方廃棄物管理プログラムを作成し、監督する
- 管轄する地方の廃棄物管理に関する条例を発行する²³³

スロバキアには79の地区事務所（District Offices）がある。同事務所は水利用を主要業務としているが、廃棄物処理分野の許可証の発行も行っている。許可証の対象には廃棄物処理施設の運営や有害廃棄物の管理、有害廃棄物の域内移動などが含まれている。この範囲内で、廃棄物処理施設運営に関する規制作りや施設建設前のアドバイスの提供、廃棄物に関する製造プロセスの近代化促進なども手がけている。その他の業務としては、廃棄物排出者および処理施設の運営業者のモニタリングと管理指導、「地区廃棄物管理計画（District Waste Management Plan）」の作成と改定、廃棄物排出者を対象とした廃棄物管理情報の提供、国のデータベースに記載される地区の廃棄物管理統計の収集などがある²³⁴。

スロバキアには、2,898の自治体があり、自治体レベルの廃棄物管理の責任を負っている

²³³ Waste Management Policies in Central and Eastern European countries: current policies and trends, <http://www.eurowaste.org>

²³⁴ 脚注 233 に同じ。

る²³⁵。自治体は、管轄区域で発生する自治体固形廃棄物管理における管理指導を担当している。さらに、自治体では、自治体自体が固形廃棄物の排出者であるという意識がある。このため自治体も他の排出者と同様に、自己の廃棄物管理計画を地方行政当局に提出して認可を受けると同時に、廃棄物の記録を取るなどが義務付けられている²³⁶。

²³⁵ <http://www.rec.org/REC/Databases/GovDir/PDFs/Slovakia.pdf>

²³⁶ *Waste Management Policies in Central and Eastern European countries: current policies and trends*, <http://www.eurowaste.org>

主な政策

新たな廃棄物法が 2001 年 5 月に採択され、同年 7 月から施行されている。同法は、EU の有害廃棄物に関する指令（94/31/EC）を反映したものである。欧州委員会の環境基準との整合性については、有害廃棄物の EU への輸出入に関する監視コントロールや廃油や電池・蓄電池など有害物質を含む廃棄物の処理、廃自動車処理などの基準を部分的に満たしている²³⁷。この廃棄物法は、環境省に国家廃棄物管理プログラムの作成を義務付けると同時に、地方・地区・自治体当局にも国のプログラムと調和する各管轄域の廃棄物管理プログラムの作成を課している。年間 100kg 以上の有害廃棄物または 10 トン以上の一般廃棄物を生み出す商工業部門の廃棄物排出者は、独自の廃棄物計画を当局に提出して認可を受ける必要がある。このとき、同計画は地区廃棄物計画と調和させる必要がある。なお自治体はこれとは別に、市民に対して自治体廃棄物の無料サービスを提供しなくてはならない。

この他廃棄物法は、リサイクル基金（Recycle Fund）の設置と特定の製品と包装を製造・輸入する業者に対して製品課徴金を課すことを決めている。対象には中古電池・蓄電池、廃油、廃自動車、中古タイヤ、廃電子製品、水銀を含む蛍光灯のほか、ガラス、紙、プラスチック、ボール紙ベースの梱包材などの包装廃棄物が含まれている。料金はそれらが回収され再生される際に必要となる予想コストと同額で、リサイクル基金の資金の 88%はこの課徴金が賄っている。再生・リサイクルの目標とスケジュールは、国家廃棄物管理プログラムに盛り込まれている²³⁸。

EU の包装・包装廃棄物指令に沿って作成された「包装・包装廃棄物法（Packaging and Packaging Waste Act）」²³⁹は、2003 年 1 月より施行されている。同法はスロバキア政府に廃棄物再生およびリサイクルに関する目標を設定させるとともに、企業に対しても回収、再生、リサイクルのサービス提供を義務付けた。

なお、廃棄物法では製造業者と輸入業者に対し、ポリ塩化ビニル（PVC）および PVC を含む製品の取り扱いを禁止する方針を打ち出しており、同措置は 2008 年 1 月から施行される。これを基に同法では PVC を用いる包装業者や PVC を含む製品の製造者に対し、PVC

²³⁷ European Commission, *Regular Report on Slovakia's progress towards Accession*, 2002

²³⁸ EUROPEN - The European organisation for packaging and environment, *Status Report on European Packaging and Waste Law*, www.europen.be

²³⁹ 脚注 238 に同じ。

の使用量を段階的に減らし他のプラスチック材料を代用するための PVC 防止計画の作成を求めている。また、同法は「その量、性質、構成が環境にとって危険な再利用不可能な包装には預かり金（デポジット）を徴収する」としている。2003 年 1 月以前に製造された包装で、この基準を満たしていないものは 2006 年 1 月までに販売を停止しなくてはならない。2006 年 1 月以降は、以下の項目を包装に記載する義務が生じる。

- 包装の原材料
- 包装が再利用可能である場合やデポジットの対象となる場合はそれを記載する。（再利用が不可能である場合も同様）
- 使用済みの包装をどのように取り扱うべきかに関する指示²⁴⁰

EU レベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

スロバキアでは 2001 年 7 月に施行された新廃棄物法と 2003 年初めに施行された包装・包装廃棄物法により、廃棄物分野で目覚ましい進展を遂げている。国内法と EU 環境基準への完全な適合と実施については引き続き実質的な施策を打ち出す必要があるが、スロバキア政府はすでに、この解決に向けた具体的なスケジュールと明確な計画を打ち出している。ただし、EU 環境基準の実施を成功させるためには、十分な資金を調達するための努力が必要となる²⁴¹。

主な取り組み例

コシチェ地方の廃棄物管理の障害除去

72 年から自治体廃棄物の焼却炉が建設された 92 年までの 20 年間、コシチェ地方の自治体廃棄物はコシチェ西部周縁に位置する埋立地に投棄されていた。約 200 万 m³の廃棄物がこの埋立地に投棄され、これ以上の収容はほぼ不可能となっている。92 年から 94 年にかけては、特別な状況下に限り、焼却炉で処理済みの焼却灰のみを埋立地に輸送していた。96 年から 99 年に 3 階建ての建物ほどの大きさがある埋立地に 4 万 1,000 m³の廃棄物が投

²⁴⁰ 脚注 238 に同じ。

²⁴¹ European Commission, *Regular Report on Slovakia's progress towards Accession*, 2002

棄された。99年以降は、自治体廃棄物の焼却灰と健康施設から出た廃棄物は、コシチェ以外の地域へ輸送されている。コシチェ域内には建設廃棄物を扱う新しい3つの埋立地が建設された。コシチェ域内にはこのほか約20カ所の違法埋立地があり、7,000 m²相当の建設廃棄物が不法投棄されている。コシチェ地方で発生した植物廃棄物の処理は、「シティーグリーン・ベジテーション (City Green Vegetation)」が請け負っている²⁴²。

廃棄物管理に関してコシチェは現在、以下の問題に直面している。

- 自治体廃棄物と産業廃棄物のための既存埋立地は、過度の使用と低い環境基準により、水、土壌、大気汚染を招く恐れがある。
- 現在稼動している自治体廃棄物の焼却炉は、大気汚染防止のための基準を満たしていない。
- コシチェ西部の自治体廃棄物の埋立地が使用できなくなった後も、再開発や再利用に向けた取り組みがされていない。
- 特殊廃棄物や有害廃棄物が家庭で発生した一般廃棄物と分別されていない。
- 自治体廃棄物の焼却処理に当たり、廃棄物量を減少させるための分別が不十分である。自治体廃棄物のうち分別されている二次原料は全体の10%に過ぎない。

埋立地のような環境に対する負の財産の解決に当たって最も深刻な問題は、資金難である。しかし、徐々に再開発や再利用への試みが始まっている。埋立地以外の廃棄物管理の改善への課題は次の3分野に集中している。

- 自治体廃棄物の発生量を減少させるためには、改正された廃棄物法に基づき自治体廃棄物の中から二次原料を分別することが必要である。この解決に向けてコシチェ市は住民による廃棄物の分別を促進するため、廃棄物管理への意識を高めることに重点を置いている。
- 問題のある物質や有害廃棄物を一般廃棄物から排除するために、回収センターが設立されている。これにより、焼却時に発生する有害物質量を削減させる狙いもある。
- 産業廃棄物の分野では、コシチェにあるUS スチール（コシチェ市最大の産業廃棄物排出企業）を対象とした環境に配慮した埋立地の建設と製造プロセスで発生する二次原料の利用を完成したことで、同分野への注目を集めている。

²⁴² Cities Environment Reports on the Internet, *State of the Environment in Košice*, 2001, <http://www.ceroi.net/reports/kosice/>

(3) 査定と今後の方向性

廃棄物部門の法律の実施としては、特に包装と包装廃棄物の再生・リサイクル率が上昇したほか、廃油の処理および回収と電池・蓄電池の分別およびリサイクルの分野で改善が見られた。スロバキアでは廃棄物の再生とリサイクルに必要なインフラ整備が依然として遅れている²⁴³。

²⁴³ European Commission, *Regular Report on Slovakia's progress towards Accession*, 2002

(4) 情報源

欧州委員会拡大総局

Directorate B – スロバキアチーム

Dirk Meganck (代表責任者)

Luigi Pratolongo (環境、交通、エネルギー担当)

<http://europa.eu.int/comm/enlargement/slovakia/index.htm>

欧州委員会によるスロバキアの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001年, 2002年

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/sk_en.pdf

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/sk_en.pdf

スロバキア環境省

nam. L. Stura c. 1, 812-35 Bratislava, Slovakia

Tel: +421 (0)2 5956 1111

Fax: +421 (0)2 5956 2031

<http://www.lifeenv.gov.sk/minis/index.html>

Viera Simkovicova, Deputy Director Waste Management Department

Email: simkovicova.viera@lifeenv.gov.sk

環境局

Tajovskeho 28, 97590 Banska Bystrica, Slovak Republic

Tel: +421 (0)88 4132 152

Fax: +421 (0)88 4230 409

<http://www.sazp.sk> <http://nfp-sk.eionet.eu.int>

Mr. Jozef Dupej, Email: dupej@sazp.sk

Mr. Juraj Bebej, Email: bebej@sazp.sk

スロバキア環境局 (SEA) 廃棄物管理センター (WMC)

Hanulova 5/D, 840 00 Bratislava, Slovakia

Miroslav Lacuska, Director

Tel: +421 (0)2 6436 9924

Fax: +421 (0)2 6428 2683

www.sazp.sk

国家環境基金 (SFZP)

Bukurestska 4, 813 26 Bratislava, Slovakia

Daniela Kobeticova, Director

Tel: +421 (0)2 5249 3939

Fax: +421 (0)2 5249 2624

Email: sfzp@netax.sk

12. スロベニア

(1) 背景と概観

多くのEU新規加盟（候補）国と同様、スロベニアの環境問題は国民の関心の低さと、過去に有効な廃棄物管理プロセスが不足していたことに起因している。廃棄物の埋立はコストが安かったことからスロベニアの廃棄物処理で最も一般的な手法であり、リサイクルや再利用への取り組みが遅れた。政府は埋立地の建設に助成金を給付していたが、ほとんどの埋立地の建設水準が低かったことから、周辺地域に健康と汚染の危険性を提起している。ほとんどの自治体では廃棄物管理のための料金を低く設定しているため、環境に配慮した新しい埋立地を建設するための資金が不足している²⁴⁴。

2000年以前、スロベニアの包装廃棄物のリサイクル率は29%であった。この内訳は紙・ボール紙43%、ガラス36%、金属16%、木材10%、プラスチック5%であった。当時はエネルギー再生機能を持つ焼却炉はなかった²⁴⁵。スロベニア企業では伝統的に包装廃棄物のリサイクルに対する関心が低かったが、これは質が悪いことと包装廃棄物管理に関する法的義務がなかったことによる。この結果多くの企業では、依然としてリサイクルに不向きな合成化合物を使用している。

しかし、近年になって政府の行政処理能力が改善されたこと、企業の環境政策への関与が高まったことから、特に法的な側面と廃棄物管理への投資において劇的な変化をもたらされている。企業参加については99年6月に、主要多国籍企業といくつかの地元企業が共同で、「包装廃棄物に関する産業組合（Industry Association for Packaging Waste/ODEM GIZ）」を設立し、再生に向けた事業者側の努力に焦点を当てた²⁴⁶。欧州委員会の環境担当委員は2001年3月、スロベニアは新規加盟国の中で最初に加盟交渉の環境分野での基準を満たしたと発表した。その他のEU指令を満たす期間は2007年までとなっている。

²⁴⁴ EUROOPEN - The European organisation for packaging and environment, http://www.europen.be/test/members/report_web_3.html

²⁴⁵ 脚注244に同じ。

²⁴⁶ 脚注244に同じ。

(2) 実施主体

スロベニアで環境保護の政策の主要部分を担っているのは中央政府（National Government）である。ただし、都市開発やその他の地域的な重要問題には関与していない。中央政府は「国家廃棄物管理計画（National Waste Management Plan）」や廃棄物管理に関する戦略の実施を管轄しており、ガイドラインの提供や国としての目標設定を行っている²⁴⁷。

環境空間計画省（Ministry of Environment and Spatial Planning）は、環境空間計画監察当局（Inspectorate for the Environment and Spatial Planning）とともに、環境保護に関する法とその実施に関する責任を負っている。同省および環境局は廃棄物処理に関する法的枠組みを作成する権限を持っている。環境局は環境指令をベースに関連許可証を発行するほか、法の強制や情報システムの管理なども手がけている。監察当局は環境保護実施状況の視察監督を行っている²⁴⁸。

環境局（Environment Agency）は2001年4月、EU環境基準を国レベルで実施するための複数分野を統括する機関として誕生した。同局は従来の自然保護当局（Nature Protection Authority）や水門気象学研究所（Hydrometeorological Institute）、地球物理学行政部（Administration for Geophysics）などを吸収・統合している²⁴⁹。

地域公共サービス（Local Public Services）は、担当する自治体内で発生した廃棄物関連業務全般に対する責任を負っている。地域公共サービスの業務には、管轄区域の住民やビジネスを対象に、発生した廃棄物を環境に悪影響を与えることなく処理する方法についての教育活動も含まれる。自治体や地方政府などの行政単位は、国家環境保護プログラムに相反しない限り、管轄域内における独自の環境規制を施行することができる。また、自治体廃棄物の処理、その他の廃棄物の投棄、公衆衛生、公共の場の維持など地域公共サービスに関連する法令を発する権限がある。また、地方当局が独自で、または他の当局と協力して、環境保護に関する監察サービス機関を設置することができる。視察に関する特定の活動や専門的な課題を実施するためには、中央政府の承認が必要な場合もある²⁵⁰。

²⁴⁷ European Topic Centre on Waste and Material Flows,
<http://waste.eionet.eu.int/wastebase/authorities/details.html?pk=SI-5>

²⁴⁸ 脚注 247 に同じ。

²⁴⁹ European Commission, *Regular Report on the Czech Republic's progress towards Accession*, 2002

²⁵⁰ EUROOPEN - European Topic Centre on Waste and Material Flows,

主な政策

2000年11月にEUの包装・包装廃棄物指令を取り入れた「包装・包装廃棄物処理に関する政令 (Decree on Packaging and Packaging Waste Treatment)」が採択された。これにより、2004年1月以降、スロベニアの包装や包装原材料、包装された商品の製造業者と小売業者は、包装廃棄物の回収や再利用、再加工、処理などにかかる費用を負担することが義務付けられた。対象は、包装や包装材料の最終使用者や輸入業者にも広げられる見通しである。この政令では2007年までに全体で包装廃棄物の50～65%を再生、25～45%をリサイクルし、全くリサイクルしない材料を全体の15%以下に抑えることを目標として掲げている²⁵¹。

当該業者はその業務を包装廃棄物管理企業に委託するか、独自で基準に準拠するかを選ぶことができる。両方のケースにおいて、回収された廃棄物は翌年度末までに再利用・再生・処理を済ませなくてはならない。包装廃棄物管理企業は、以下の条件を満たす必要がある。

- 自治体の収集センターから定期的に包装廃棄物を回収する。
- 商業・産業向けの包装廃棄物はその最終使用者から直接回収するか、回収ポイントから受け取る。
- 回収した包装廃棄物の再利用、再加工、処理を行う²⁵²。

独自で基準を準拠することを選択した包装製造業者、輸入業者、充填業者、小売業者は環境省の承認を得た後、規定量の包装廃棄物をどのように回収・分別しているか等を年次報告書にまとめ、同省に提出する必要がある。これらの業者は一般市民に対し、包装廃棄物の引き取りに関する情報を提供することも義務付けられている。もし、独自で基準を準拠すると申し出た業者が販売した製品の包装廃棄物が包装廃棄物管理企業の回収ポイントに不法放置されている場合は、当該業者に罰金が科される²⁵³。

2001年1月に、政令の実施状況を監督するための機関として、包装・包装廃棄物委員会 (Packaging and Packaging Waste Committee) が発足した。同委員会は関連省庁やスロベニア消費者組合、商工会議所および中小企業会議所、スロベニアの都市自治体組合

²⁵¹ The European organisation for packaging and environment, http://www.europen.be/test/members/report_web_3.html

²⁵² 脚注 251 に同じ。

²⁵³ 脚注 251 に同じ。

(Association of Slovenian Urban Municipalities) のほか、包装の関連業者や、リサイクル企業、廃棄物処理業者の代表者で構成されている²⁵⁴。

なお、有害物質を含む「電池・蓄電池の処理 (Treatment of Batteries and Accumulators) に関する政令」も 2000 年 11 月に施行された。また、包装・包装廃棄物と有害物質を含む電池・蓄電池の処理に関する規則を盛り込んだ基準法も 2000 年 11 月に採択されている。埋立地に運ばれる廃棄物量の削減を目指し、埋立地に関する新しい政令を導入している。

EU レベルでの視点 アキ・コミュニテールの進捗状況と改善に向けた支援

スロベニアでは EU 環境基準への準拠が進んでいる。廃棄物分野に関しては、包装・包装廃棄物指令を以外のほとんどにおいて、環境基準との整合が達成されている。スロベニアでは、先進的な廃棄物管理システムを導入している。ただし、廃棄物枠組み指令の条件を満たすための一層の努力が必要である²⁵⁵。

環境保護を実施するためのスロベニアの行政能力は近年大きく改善されたが、依然として多くの課題が残されている。欧州委員会は、環境分野に必要な新機関設立の一環として、環境局が設立されたことを高く評価している。しかし、指令の多くは、その実施に当たって、権限を持つ機関が曖昧であることが指摘されている。特に、地区における EU 指令の実施能力を高める必要がある²⁵⁶。

スロベニアでは現在、環境アセスメント法が定める法的条件に関する特別トレーニングが実施されている。EU 基準関連（特に廃棄物管理と水質検査）を扱うスタッフの数はほぼ 1.5 倍に膨らんでいる²⁵⁷。

²⁵⁴ 脚注 251 に同じ。

²⁵⁵ European Commission, Regular Report on Slovenia's progress towards Accession, 2002

²⁵⁶ 脚注 255 に同じ。

²⁵⁷ 脚注 255 に同じ。

(3) 情報源

欧州委員会拡大総局

DG Enlargement, Directorate B – Slovenia Team
Jaime Garcia, Lombardero, Head of Team
Alfonso Arroyo Fernandez, Environment
<http://europa.eu.int/comm/enlargement/slovenia/index.htm>

欧州委員会によるスロベニアの加盟準備進捗状況に関する定期報告 2001-2002

http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2001/si_en.pdf
http://europa.eu.int/comm/enlargement/report2002/si_en.pdf

スロベニア環境・都市計画省 (Ministry of Environment and Physical Planning)

Vojkova 1b, SI-1000 Ljubljana, Slovenia
Tel: +38 (0)6 61 178 4534
Fax: +38 (0)6 61 178 5041
Anita Velkavrh (同省議員)
Email: anita.velkavrh@mopuvm.sigov.mail.si
<http://www.sigov.si/mop/en/index.htm>

環境局

Vojkova 1b, 1000 Ljubljana, Slovenia
Tel: +386 (0)1 478 4000
Fax: +386 (0)1 436 1713
<http://www.rzs-hm.si/>

自然保護当局－スロベニア環境・都市計画省

Vojkova 1a, SI-1000 Ljubljana, Slovenia
Tel: +38 (0)6 61 178 4538
Fax: +38 (0)6 61 178 4051
Doroteja Carni
Email: doroteja.carni@gov.si
<http://www.sigov.si/uvn/eng/index.html>

スロベニア環境保護評議会

Slovenska 56, 1000 Ljubljana, Slovenija
Tel: +386 (0)1 430 60 70, +386 (0)1 431 03 74
Fax: +386 (0)1 430 60 75
Email: svo@svo-rs.si

結論および勧告

EU新規加盟（候補）国では、地方自治体が廃棄物統合管理システムの開発を進めるに当たり、大きな問題に直面している。これらの問題の中で主要なもの、そしてその克服法について、著者の勧告を下記に示す。

- × 中・東欧諸国の中でも、一部には廃棄物管理プラクティスの成功例が存在するが、現実にはこれらの成功例は珍しいケースといえる。実際、12カ国中で自治体廃棄物が全国で組織的に回収されている国は1つもない。譬え全国的に組織されている場合でも、現行のEU基準を満たしているケースはほとんどない。
- × 市民の認識や関与といったものは存在しないに等しく、学校や大学での廃棄物管理プラクティスに関する教育も限られている。このことは様々なレベルで強い影響を与える。社会の認識水準が低ければ、廃棄物極小化プログラムの実行可能性も低下し、社会の参画が得られなければ、政府による法制化や企業の革新に対する圧力もかからない。
- × EU現加盟（15カ）国に比べ、廃棄物リサイクルの実施レベルは極めて低い。これは廃棄物回収・リサイクル分野への投資が不足していることが原因のひとつとなっているとともに、リサイクル可能な製品の流通を促進する市場（社会意識）の形成が行われていない結果でもある。
- × 地方自治体は、特に経験とノウハウの圧倒的な不足に悩んでいる。これは、情報交換のネットワーク整備と人材育成・開発が効率的に行われぬ機能不全におちいつているためである。新技術の開発・移転においても同様の状況があり、こういった情報不足は深刻化している。
- × 環境法が施行されていないこと、そして環境管理のための組織機構が適切でないことが、中・東欧諸国では引き続き重大な問題となっている。EU環境法への準拠は順調に進められているが、一方で、その導入と施行の局面では困難を伴うものと考えられる。これは、中・東欧諸国の大半では、行政能力に問題があること、EU環境法の要件に関する認識が低いことが理由である。
- × 欧州環境庁によれば、欧州の肥大化する廃棄物量に関連する問題の多くは、「国々が、解決策を編み出した他の国から学びとることで解決できるはず」と

いう²⁵⁸。そのような「解決策」には、廃棄物排出や過剰な埋立、リサイクル不足、素材・資源の回収ができていないことに対する施策などがある。残念ながら、こういった情報やノウハウの交換は、新規加盟国では一般的なプラクティスではないようである。

- × 最も根深い問題はコミュニケーションの欠如である。地方自治体間でのコミュニケーションがほとんどなく、自治体内部の各部門間での意見調整も乏しい上、ステークホルダー（利害関係者）グループとの諮問制度も整備されていない。これらの問題を放置すれば、環境関連法の導入・施行に向けた努力を著しく損なう結果となり兼ねない。
- × 中・東欧諸国の自治体は、資金不足にあり、そのために選択肢が狭められている。EUは過去10年にわたり中・東欧に対して巨額の資金を割り当てているが、そのほとんどは中央政府レベルで使われてしまっている。
- × 中・東欧諸国における廃棄物管理分野の開発は、同地域の移り変わる経済情勢によって影響されてきた。環境問題は過去10年間において、社会問題・経済問題よりも優先順位が低かった。今、何からの対策を講じなければ、この傾向は今後も継続すると思われる。
- × 現存する埋立・焼却処理施設は、ともにEUの要件に準拠していないものがほとんどで、このような施設が要件を満たすようにするにしても、閉鎖するにしても、膨大なコストがかかるであろう。

こういった根本的な問題の1つ1つが重大な社会システムの欠陥となっており、都市・町の持続可能な管理を阻害する要因となっている。中・東欧地域では、環境管理に対するビジョンを持って問題対策に当たるための関係者が少なく、協働することもほとんどない状況にある。さらに、財政支援をどのように提供し、管理するかについて再考することも必要とされている。これらの問題を改善するには個々の問題に対して特定の対応が必要となるが、これには以下のようなものが考えられる。

- よりオープンかつセキュアなアクセスを含み、環境情報の収集に対するより組

²⁵⁸ Henrik 'Jacobsen and Merete Kristoffersen (on behalf of the European Environment Agency), *Case Studies on Waste Minimisation Practices in Euopre*, January 2003

織的なアプローチ。信頼性の高いデータと情報がなければ、計画、モニタリング、施行の面で重大な問題を引き起こす可能性がある。信憑性の低いデータに基づいて戦略計画や投資決定、評価、施行・罰則適用などを行えば、誤った判断を行う確率も高まる。

- 地方財政への負担を軽減するための手段として「汚染者負担の原則」をフルに導入する。環境破壊のコストを地元納税者が負担させられているケースが非常に多いが、EUの環境責任指令を通し「汚染者負担の原則」を完全導入することで、環境を汚染した企業・個人の責任を明確にすることでより大きな割合でコストを負担させることができる。これには、企業に包括保険への加入を義務化するか、環境浄化にかかるコスト負担を保証させるかのいずれかになる。
- 多岐にわたるステークホルダーおよび一般市民のより深い関与を中・東欧における優先事項の1つにする必要性。ローカル・アジェンダ21 (Local Agenda 21) は中・東欧諸国全体（特にバルト海地域）にわたって広範に活用されてきた。しかしながら、ローカル・アジェンダ21のプロセスはこれまでのところ、その性格が曖昧な上、廃棄物管理の問題もしばしば無視されている。
- ステークホルダー間の協調。様々な圧力団体に関与の機会を与えることで、これら団体の独自の情報や専門性を意思決定プロセスに織り込むことが可能となる。ほかとは異なるものの見方やアイデアが議論に取り込まれ、結果として浮上する政策に深みを持たせることができる。さらに、民間団体や産業界、地域・地方当局の関与を促すことによって、これら組織のイニチアチブに対する支援に提携関係を築くことができる。妥当な新政策を提供し、さらに重要なことには実現の可能性が高まる。一般市民やステークホルダーの参加を増やすためのメカニズムを開発すべきである。
- 地方行政担当者、実務家、意思決定者に対するトレーニングの改善の必要性もある。EU問題と環境政策・環境技術革新に関する知識の向上については特に注意を払う必要がある。実務家に対する技術支援はトレーニング改善の鍵となる。ここでは、専門知識へのアクセス、中・東欧諸国全体の地方自治体のピアサポートグループの開発、環境管理に関するツールキットの作成と配布、実務家向けのワークショップやトレーニングセミナーの開催などを行うべきである。こういったトレーニングにはインターネットが重要な役割を果たすと考えられる。現在のところインターネットは「戦略的な味方」としては活用されてい

い。換言すれば、必要としているものを十分にオンライン・ソフトウェアやオンラインツールが提供する多様な可能性から得ている実務家は少ない。ただ、この状況は比較的簡単に変えていくことができるであろう。

- 効果的な環境コミュニケーションは、一般市民にとって最も緊急な環境問題を特定し、理解するために不可欠であるだけでなく、現在の持続不可能でマイナス面の多い傾向を覆すために必要な社会的、経済的、政治的活動のネットワークを築くに当たっても決定的要素となる。環境への影響が最も痛烈に感じられているのが地元レベルであることから、地方・地域政府がコミュニケーション戦略策定の中核的役割を果たすことになるかと理解されている。
- EUは、特に地方・地域政府に向け、廃棄物管理問題に関して一般市民に情報を提供し、教育するものとして設計された財政パッケージの改良を進めるべきである。これに加えて、地方自治体がEU法を施行するのに適切な体制を確立できるよう、活用できる資金が確実に地方レベルにまで供給できるよう、努力しなければならない。

2003年9月19日ブリュッセルにて作成、オーストリア市町協会に提出